

平成26年9月16日(火曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
		11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

10番 明神照男

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	金子富太
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 4 号

平成26年9月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成 26 年 9 月 16 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従いまして議案審議を行いますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

欠席者の報告を致します。

明神照男君から欠席の届け出が提出されましたので報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

森治史君。

11 番（森 治史君）

皆さん、おはようございます。

議長の許しが得れましたので、今より一般質問を行います。

1 問目の、水道についてを問うから入らせていただきます。

錦野部落の水道の老朽管が新しい水道管への交換については、計画を 1 年繰り上げて平成 25 年度中に工事を完成させていただきました。それについては、行政の方の努力を住民も喜んでおります。

これにつきましては、以前の計画によれば、水道管の交換工事完成後には、高台であります錦野部落には加圧ポンプを設置することによって地区内全体の水圧を上げていくとの説明を受けておりましたが、そこで工事は終了しておりますが。

加圧ポンプの設置計画にはいつになるかについて、執行部にお尋ねを致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、森議員の 1 番、水道についてのカッコ 1、錦野部落内の水道管への加圧ポンプ設置計画についてのご質問にお答えを致します。

錦野地区配水管敷設替工事につきましては、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて工事を施工致しました。議員ご質問のとおり、当初の事業計画におきましては、一定の水圧を確保するため加圧ポンプの設置を計画をしていましたが、再度検討の上、全管路の敷設替工事が完成後、加圧ポンプの設置について判断することと致しました。つきましては、平成 25 年度に敷設替工事が完成しましたので、再度消火栓での水圧検査を実施しましたところ、平成 19 年度に測定した数値より改善をされておりました。

水圧につきましては、今回の工事で配水管を VP から HIVP、耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニール管でございますけど、これに敷設替えを致しましたので、管路の水量を増やすことで安定した水圧を確保できると考えております。

今後、さらに調査を実施し、仕切弁操作等で流量の制限および給水範囲の分離等での対応も含めて検討をしてまいりたいと考えております。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

水道管を替えたことによって、その中の水量を多くすることで対応が可能と。まあ、平成 19 年に調べたものよりは水圧の方も良くなっておるといような答弁だったと思います。

元来この地区は、当初まだできた時分、昭和 50 年ぐらいから住宅ができてきましてだんだんに増えていきましたけど、当初、旧大方では、いわゆる浄化槽が許可されていなかったと思います。その時代に。それで浄化槽は付けずに普通のトイレにしてた所が、近年は地区内の新築とか、または改良などで合併浄化槽が普及が進んでおります。現在、役場の方では十分に水圧があるということになっておりますが、まあ台所とお風呂場とを同時に出すと、結局、トイレの方での水圧が少なくなるとか。時間的に、まあ皆さんが夕方とか朝方とかで、特に夕方ですよ。一斉に炊事なんかをすると、以前は極端に水圧が下がったという経験はあります。また、今でも多少悪くなるというような話も聞いております。

なぜこのようなことをして加圧をつけてほしいかといいますのは、錦野はかなり高低差がありますので、上の方の住宅の方と下の方に住んでる宅地の方とでは、配管に入ってる分だけでもかなりの量がありますので一定限、上の方でちょろちょろでも、下の方では生活に支障がないように水圧があるというようなことはもう免れません。

一度、町営住宅 3 階建て、それから促進住宅、県営住宅と通称いいですけど、ここが 3 階建て。それから、民間のアパートも 3 階建てがあります。これは一番高台の位置になっております。特に民間のアパートの方は、34 メーターぐらいの高さの所で 3 階が建っておると思います。

過去に、急に町営住宅の方から、3 階から、私が区長してる時代ですけど、水が出なくなったという連絡がありました。そして夜の 11 時ごろですけど行ってみますと、全く水が流れないという状態になっておりました。で原因は、浮津地区での本管工事のために、いわゆる青少年の家の所にあります貯水タンクから来てたものを、鞭のヤモウヂの所から切り替えた形で来ておりましたので、いわゆる高台になりますと、その鞭のヤモウヂとってますけど、その部分のタンクとの位置関係ではほとんどその高さが変わらないということで、水圧がかからないということがありました。そのときに一番苦労したのは町営住宅の担当の職員さんで、住宅利用の方々からは、朝水が出るか、朝水が濁るのか、そういうように質問攻めに遭っておまして、ほんと夜中の 11 時ごろに右往左往したことを一緒にやったことで覚えております。

まあ高台はここだけじゃないですけど、緑野の方はまだこの錦野よりも多少低いと思います、位置が。それから王迎団地とか王無団地もありますけど、どちらも青少年の水槽よりも下の位置になりますので十分にあると思いますし、また切り替わって、ヤモウヂの方からそちらに回すということもなかろうかと思います。

で、早急に、そのいろいろ調べてみた結果を待たれると言われます。まあ、お金も要ることでしょうけど、やはり住民の方々が今からは極力そういう形で、合併浄化槽の復旧が進むと思います。特に、新築されてる住宅は 100 パーセント合併浄化槽になっております。そういうご家庭で、時間的にトイレの水が流れないというような支障がないようにするためには、少なくとももし検査が要るのでしたら早めにすべての検査をされて、本当に要るものであればという判断が示していただいて。やはり生活する上では、水というのはものすごく大事なものですので、そのへんを考えますと、高台にあります錦野部落につきましては早急に、私としては加圧ポンプが必要と思いますが。

再度ご答弁を求めます。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、森議員の再質問にお答えを致します。

工事完成後、現在のところ、特に住民の皆さまからは水圧不足によるお問い合わせもございませんでしたけど、森議員がおっしゃるとおり、錦野地区につきましては高低差がございます。

当初ですね、加圧ポンプにつきましては、中沢団地付近に計画をしておりました。ここの錦野団地につきましては、水道管のルートが4ルートほどございます。一つは小学校前の藩下線、サンシャインから上に上がっていくルート。それから、町道田端線からの中学校下を通っていくルート。それで、今言いました中沢団地付近に2ルートぐらい管路がございます。

加圧ポンプをつけた場合に、確かに圧は上がっていくと思いますけど、部分的にどうしても一定の水圧より高く致しますと、各ご家庭に引き込みしております給水管への影響も若干懸念されるところでございます。

まあそうはいいまして、ただ今のように合併浄化槽等も普及しまして、同時に、台所等も水を使ったときに、お風呂なんかも使ったときに一定の水圧も必要かと思しますので、再度その付近の状況を調査を致しまして、住民の生活に支障のないように今後進めてまいりたいと考えております。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まあ、早急に調査をしてということですから、明確に、2年後とか3年後とかいうようなことはまだ答弁としては言えないということと取りますが、とにかく努力をするということを受け止めてよろしいでしょうか。

ほんと言いますと、3年後にはちゃんと検査をした結果。まあ私の方も、役場の方が調べた結果ね、どうしてもその必要がないということになれば、なかなかそこまでは私も言えませんが。

1つ心配なのは、やはり今課長が申されたように、答弁の中で。加圧することによって、今現在、家の中で漏水も起こっていない状態のところ、漏水が起こる可能性はないとは私も思いません。やはり管は新しくなっても、家の中の配管というのは経過年数がたっておりますのでそういうことは免れれんと思えますけど、やはりそういうことも含めてやっていただかんと。一応、最初の計画で加圧をつけて対応させていただきますというように、私そのものは受けておりましたんで。そのへん、きちっと行政の方が調べた結果、また住民の方々もこれで満足してますということでしたら、加圧ポンプも必要ないと思えます。それはないと、私もそれは認めざるを得ませんが。一応、全体的に高台と低いところいろいろありますので、そういうところでの圧がかかって全体的に、満遍の水が使用できるように努力させていただくことを求めますが。

検査を早くやって、その結論を早急に出していただきたいんですが、そのへんのところでの答弁はいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、再質問にお答え致します。

検査の方は既に実施もうしているわけですけど、再度現場調査等を踏まえまして、そのように対応は考えていきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

はい、分かりました。

そしたら、2 問目の方に入らせていただきます。

現在、町内で各地域で地籍調査が行われております。そのことについてお伺いを致します。

今現在やられておるのは、今回想定されておる津波が来たときに、地域が津波の被害に遭われる海岸線を重点的に今、早急に進めておるところと思います。

この所で1 点目、地籍調査中である土地が無番地が判明された場合、私は過去のいろんな事例で聞いている範囲では、その地は国有地としての取り扱いになると説明を受けておりましたが、この地籍中の事業の中での無番地として判明した土地の所有者の取り扱いはどのようにされてるかについて執行部にお尋ねを致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の2 番、地籍調査についてのカッコ1、土地の無番地が判明された場合、その土地の所有者の取り扱いについてのご質問にお答えを致します。

無番地とは、構図上に土地の表示はありますが地番の表示がない場合、いわゆる白地の状態や、または、構図上に土地の表示はなく現地に土地がある場合、埋め立て等により新たに土地ができた場合を言います。

白地の場合には、財務局に国有地としての登録があるかどうかの確認を行い、登録がある場合は国有地と致します。また、国有地としての登録がない場合で所有権を主張される方がいる場合には、所有権の取得書類等で確認をさせていただきます。この書類等とは、例えば公有水面埋立法第22 の規定による竣工認可書や国有地の払い下げ書など、官公庁の証明書やその他の書面等により確認ができた場合には、その方を所有者として新たに仮地番を定め調査を致します。

従いまして、これらの関係書類を持たれていない場合には所有者として認められず、地籍調査事上は仮地番を付けることなく、白地のままの調査をせざるを得ないこととなります。

続いて、公有水面の埋め立て等により新たに土地ができた場合ですが、個人が無断で埋め立てて事実上占有していても、埋め立て者の所有とはなりません。埋め立て部分は、払い下げを受けていることを証する公的資料等がなければ国有地となります。

その他いろいろな状況等がありますので、このような事例があった場合には、周りの地権者のお話や本人の主張等を十分調査し、法務局等へ協議を行いながら業務を進めてまいります。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

一応その知らせとして、まあ周りの地権者、本人と話が見つからないときには法務局での話し合いで、なければ白地で国有地という扱いだという説明を受けましたが。

過去の事例になりますけど、いわゆる農業地で田んぼを、まあ河川敷を田んぼに開拓した、昭和の初期か戦前か戦後かは分かりませんが、そうしてやってる所が、地籍が入ったときに2 筆、田んぼはちゃんと畦で区切って、A さん、B さんの所有で、もう皆さんその所有やと思ってる田んぼが無番地だったと。それで行政の方が、これを国有地にするとせっかく作ってる田畑が国有地になるので、そこは行政の方がいろいろ考えてい

ただいたことだと思いますが、その一つ手前の土地の地番がちょうど、少しかんじょったみたいですが。その新しい無番地の所に。そういうことで、新たにその話し合いでAとBとに番地をつけて、Aさんの所有でBさんのものもAさんの所有で登記をなされたという経過を現実知っております。その後は、まあ多少問題。ここはもう今回の話とは別個ですので問題点は残っておりますけど、まあそういうことをやっておると思います。

そういうように、その場合は地権者の問題がありますので、耕作者を保護する。農業を維持するための保護するという政策でやったことで、それは私は、いい努力をしていただけたと思っております、行政が。まあ、それは国になってしまうと、もう一切その所有者の権利にはなりにくいし、また、国有地の払い下げは民間にはしないという法則があるようです。実際にこれも、私の義理の父ですけど、県道のつけ替えで頂く土地が、換地が無番地だって、番地がないところを頂きました。そういう経過がありまして、四国財務局から来て国の方に登記をし、それを県に払い下げ、県から町に払い下げでもらい、それを田野浦の漁業組合に払い下げていただいて、それから4年経過して、初めて個人のものになるという。4年か7年、4年だと思いますが、経過して、初めてその個人のものになるという手法をしていただいております。じゃけん、いろいろなやり方があることは分かっておりますけど、無番地になった場合は、いったん国有地になってしまうと、個人のものになるにはかなりの条件がなければならないと思います。

まあ、ここで無番地はそういうような法務局とも話し合いで決着をつけておるということになっておりますので、これ以上お尋ねしてもそれ以上の答弁はいただけないと思います。

それと2番目です。

よく出ております某社の地図上では、浮鞭2073番地に店が記載されております。

その番地についてですが、浮鞭字カロト坂にある2073番地の1に該当するのか。また、浮鞭字越前にあります2150番地の6のいずれに該当されるかについてお尋ねを致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の2番、地籍調査についてのカッコ2、浮鞭2073番についてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問の、浮鞭2073番につきましては、高知地方法務局四万十支局に備え付けられております土地に関する登記事項要約書にて確認を致しましたところ、2073番につきましては、2073番1と2073番口が存在し、字はカロト坂となっております。

従いまして、議員ご質問の浮鞭2073番地が土地の地番でございましたら、枝番の1と口のどちらかになるかの特定はできませんが、字カロト坂にあると言えます。

また、字越前の2150番6につきましては、場所も字も異なることから、2073番とは無関係ではないかと考えております。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

私の方もこれ、法務局へ行って地図ういか切り図を頂きまして、当初行ったときに2070の3で登記簿謄本が欲しいということで届けを出しましたところ、そういう所には家も何も登記されておられませんということでありまして、中の方が一生懸命になって突き合わせをしていただきました。それで、場所としてはこちらの方の知ってる範囲、大師堂の隣とか、郵便局の前ですとかいう言葉を突き合わせてやっていると、向こうが言う、

今、法務局いうても、ほとんど職員さんが2人がかりで調べてくれたんですが。そうすると、2073の1に該当するという話なんですよね。で、それでいくとカロヲト坂になるがですよね。

で、その今現在住んでる方に言わすと、いや、そうじゃないと。うちくは越前だと。越前の2150の6に当たるというように、本人が申しております。

それで、全然、場所がカロヲト坂になってくると字もですが、これは鞭の下の旧国道の辺でもかなり西の方になってくると思うんです。越前いいましたら、浮津との境の辺になってくるように地図上で。まあ切り図ですのね、どこまでかみ合うかどうか分かるものではないんですけど。これ、法務局の方の切り図で調べてもらって、自分はその結果で本人に話すと、本人は、いや、うちは違うよって言われたものでどちらが正しいのかなと思ひまして、役場ならそのへんがもっとつかみよいかと思うて。

いわゆる法務局の方では、今現在私の言われております2073番地については、その大師堂の横になると。大師堂いうのは、もう一番鞭でも東の方にある場所に大師堂があります。場所は、その大師堂のすぐ隣ながですよね。

これについても、家がないというように言われました。建物も登記されてませんと言いましたけど、本人は、家屋の相続人から平成12年7月31日に買ってあります。で、面積も、店舗が24.13平米とか6.71平米とかいうように、住居店舗兼で52.45平米という登録がされておりますが、これがないと言われながら、役場の方では家屋移動がされておるようですが。役場の方ではきちっと、平成12年の8月8日付の日付けでこの家屋移動届を受理してるようでございますが。それで、約2、3年前までは固定資産税を、家屋の方の家として払っておったということは本人も言ってます。今現在はあまりにも年数がたったので、そういう固定資産税の評価にもかからない家屋になったことでしょう。税金は払ってないというように話しておりますので。まあ2、3年ぐらいまではちゃんと、今持つてる方の名前で固定資産税も払っておるといことです。

役場の方で届けを出した。で本人さんは、役場でそういう家屋の移転届を出したから法務局も変わってるといように思ったようですので、ご本人に、それは向こうへ、法務局行ってやらんと、法務局の方は役場からでは変わらんはずですよというようにはお話はさせていただいておりますが、そういうように、なかなか摩訶不思議な。家は建っておりながら、登記はされていないのに納税義務が発生しようということ自体も、一つ不思議だと思ひますよね。法務局の方には登記がない。けど、役場の方では家屋の移動届でちゃんと届けを出したら、もうそのまま税金の対象にかかってきてる。それでどちらが正しいかいうたら、法務局が正しいと思ひます。法務局の方では、そういう建物は登記は一切ありませんということで受けておりますので。

ほんで、そのカロヲト坂の2073番地の1、畑と宅地ということになっておりますが、イが畑、1が宅地ということになっておりますが、宅地転換してるようでございますけど、今現在これは所有者がちゃんと法務局に登記をされております。だから無番地でないことだけは確かながですけど。

はっきり申しまして、ほいたら2073番地は白地ということで受け止めてよろしいでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、森議員の再質問にお答えを致します。

2073番地につきましては、初めにご答弁しましたように2073番の1とロが存在しまして、無番地ということではございません。

それからこの地番につきましては、現地調査、閲覧共もう既に終わっておりまして、調査の方はスムーズに終わっている番地となっております。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

ちょっと、いったんこの登記されてる方がおるとこは置きます。これはもう済んだことで登記簿に個人名がありますので、所有者がおりますので、名前は伏せます。まあ、もらってるので分かっておりますけど。

一番の問題はね、その 2073 番地いうもの、今現在店がある所ですけど。家屋は移転届を出して、その家屋の下は、ご本人もどうも番地がないみたいなことは言うておりますので、その土地についてはもう無番地ということになるかと思います。

で、このまま 3 番目の質問に入らせていただきます。

地籍調査されたこの、今、いわゆる 2073 番地の建物の下。これはあくまでも便宜上 2073 番地と言わせていただきます。これは場所がそういうように、某大手の地域の地図の中に記載されとって、また、ちゃんとその建物の所には屋号まで入った形で印刷されておりますので、そういうことと言わせていただきます。

建物については先ほどお話したように、町が移転届のあれを認めておるということです。その建物ですよ。かなり年数はたっております。これ、40 年近うなるかなと思う建物ですので建物そのものがあり、その建物については相続人がおって、相続人から今の所有者がちゃんとお金を払って、対価を払って買い求めております。それで、役場の方も先ほど申したように、町の台帳にあるかどうか知りませんが、なければ固定資産税が掛かってきませんので、やはり所有の移転を役場としては認めたという形の書類が残っておりますが。その方は、今でも細々と営業をされています。まあ、大抵の者がやりようかなというような店ですけど。

まあ、そのようにやっているというか、人がその所有権があるということは役場も私はご存じだったというように解釈をしております。それなのに役場からは、その無番地についての説明は、当の地権者の方には一度も受けた覚えがないというように話されております。ある日、地区長より、ここは無番地なので今回鞭部落の所有地になったとの説明を受けたと話されております。

それで、建物の所有者に町から一度も説明をされなかったその理由について、執行部にお尋ねを致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の 2 番、地籍調査についてのカッコ 3、浮鞭 2073 番地の建物所有者に一度も説明をされなかった理由についてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問の、浮鞭 2073 番の地籍調査につきましては、先ほども申し上げましたとおり、現地調査時、土地建物の所有者、同一人物でございますけど、立ち合いで行っております。

また、当地番が無番地とのことですが、先ほども答弁しましたとおり、2073 番 1 と 2073 番口が存在を致します。

地籍調査事業とは、土地の境界を確定をする事業でございます。調査に立ち合いをお願いする方は、その土地の所有者もしくは相続人となります。従いまして、実際には土地を売買されていまして、未登記の土地につきましては法務局に備え付けられています土地登記簿、全部事項証明書等になりますけど、そこに記載されている方にご協力をお願いすることとなります。

議員ご質問の件につきましては、詳細は分かりかねますが、例えば借地等で他人名義の土地に建物を建てられている場合につきましては、地籍調査事業で立ち合い等をお願いするのはあくまで土地の所有者、地権者でございます。建物所有者へのご説明等は行っていません。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

話で今も、その1かな、2073 番地の1であるというように今の答弁でありましたけど。

そしたら、浮鞭の郵便局のある辺が越前になるというように、当の本人、建物の所有者は言っております。やけど、今の課長の答弁でいくと、その土地には所有者がおりますということになっておりますが、そしたらなぜ建物の下、いわゆるその今ある、仮に、これで全部、役場も何も動いてるみたいですので2073 番地という地番の上の建物が、買うたから所有権の移転まで役場が認めておる建物の下が、個人のものに登記をされておるものだとしましたら、その後ろののり面は、どうも部落の共有地みたいながです。暴風林の関係があつて。そこから下だから、当然その地番を利用して白地を部落の方にできることは分かります。

問題はこの土地が、課長が言うように個人の所有者がおりますということで答弁をなされると、なぜ部落の区長が、ここはその方に今回部落の所有になったのだという言葉があるがですか。おかしいでしょう。

私がそこで問題にしたのは、確かに土地の境界を求めておるがですから、上の建物とは全く関係ないと思います。それは課長の言われるとおりでと思います。けど少なくとも、そこで細々と営業なさってる方がおるんでしたら、やはりその方にもこういう。恐らくこれね、ご本人も、もし部落のものになったからって言われても、それはそれで承諾したと思いますよ。けど、やはりそこで営業しよう方にしてみたら、なぜ私に一言、こうこうになるよという説明がいただけなかったかなという。そこが問題にされてるがですよ。けど、この問題が今全然かみ合わんってきたがですよ。実際に部落にしちようかどうかは私も確認取ってませんし、ただご本人が、部落間の地区長からそのように言われたからどうしてかなということに私に相談があったということは、これの起こりです。この問題の起こりです。

で、今の課長の答弁でいきますと、そこが2073 番地の1であると。カロヲト坂になってくるけん、これがその地域に当たるのか。それとも、この越前いう所が鞭の郵便局の近辺になるのか。それで、このカロヲト坂でいきましたら、あの鞭に上がる田辺スパーさんがありますけど、あれからちょっと東の辺に当たるというように言われるがですけどね、その今の家の所有者が。これはもう完全に法務局の方に登記をされております。名前も分かって、番地も書いて出てきてますので。それはもう関係ないので、ここでは言うべきじゃないんではないんですけど、そういうように個人所有になっております。

今問題にしてるのは、仮定で2073 番地ですべてが動いてしまった。過去から2073 番地という番地で動いてしまった。家を建てたときも2073。ただ、これが法務局に登記されてないいうところがみそながですけど。法務局ではそういう所に建物はありません、丸々さんの所有では登記はありませんという返事を。私も行って、あこで30分ぐらいいろいろ調べていただいて、結果的に、この2枚の字の切り図をもらってきたがです。

まあ、今の話でいきましたら、けど無番地だったら、仮に。いや、仮にじゃないですわね。あの地区長が、あこは法人化取ってますので部落の土地にはできます。それが法人化してなかったら、うまいこといかに国有地にせざるを得らったと思いますけど、法人化されてるところですので当然部落所有ができますので、そういう形で続けて部落にやったとしてもそれは、手続き取ってちゃんとしておりますので問題は何かないと思います。ほんで、そういうことが行政からでもかまん、一言、こうこうでここが、どうしても番地が見つからないから調査した結果こういうことになりますので、これを部落の方等の土地にしたいとかいうような、どこそこにするとかいう声があつても所有権がない所の土地になってきたら、下が。それはそれで、所有者やないけん関係ないいうて言われますけど。まあ上で営業しよう方してみれば、今までは家賃も払うてなかった。まあ言えば、ずうっと家賃も払うてなかった。地代を払うてなかった者が、今度は地代が発生しかねますよ。そ

ういう面含めたときに、やっぱり気持ちの整理ができた上でやれるのかやれんのかということがあろうと思いますが。

どうしても合点がいかがかは、その無番地であるから部落の所有になったというように区長が話されておるということですが。そういうように、ほいたらもうそのような手続きを取られたか取られてないか。まだ完全に済んじょうわけじゃないので、これもめよるわけじゃないがですけど。そういう形で言われたということは、まだ登記は済んでないと思います。まだ調査中のはずですから。それは部落には話しておるのか話してないのか。誰かがそのように、課長が知らなくても担当の者がそのように地区長に伝えておるのか。

そのへんが把握されておる範囲で答弁をお願い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、森議員の再質問にお答えを致します。

鞭地区の地籍調査事業につきましては、平成24年度から現地調査の着手を致しました。24年度、25年度で一筆調査の方を行いました。

議員ご質問のとおり、カロト坂につきましては鞭の西側の方の字になります。ほんで越前につきましては、あの鞭の郵便局付近になろうかと思えます。

それでだんだんと議員からのご質問をお聞きしていると、どうもお尋ねされている場所につきましては違う字ではないかと推測を致します。特定の場所になりますのでこの場でどうこういうことは言えませんが、できましたらそちらの建物の所有者の方に、ご足労お掛け致しますが一度役場の方へおいでいただきまして、調査等経過についてご説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

ここだけではないんですよね。鞭の上前の方の、まあ僕ら通称ヨシダの山とかヨシダとかっていう、もう少し今のところよりもまだ浮津寄りのところの上のところなんかでも、同じようにこの地籍調査に入った。それで、孫になるから、どこに土地があるか分かららったと。ところが今度行ってみたら、自分の土地はないなっちょうという形で、ちょっともめてますようですけど。ほんだら、役場の方は道路じゃろと言うたらしい。道路がかなり広いんで、その前は。やけんそのように、かなりその地籍に入るまでに、なかなかその切り図とうまいこと合致せん状態の所がかなり増えてきてると思えます。

まあそういうところを含めて、土地のことですからなかなか境ではうるさくもめると、よく聞いております。まあはっきり、もうええ、そこでええと言う方もおる代わりに、右左違うじゃなんじゃで何日たっても決着つかん場合もあるというようにお聞きしております。

まあ、役場の方がここでよう言わんと。説明はせんということですので、まあ本人に後日お宅を課長の方にお尋ねして、いきさつをきちっと説明してあげてください。

3問目に入らせていただきます。

第三セクターについてお尋ねを致します。ちょっと臨時議会のときに、私が違うような質問をしたということであれでしたけど。

平成26年の2月の臨時議会で、雇用と地域活性化のために新産業創造事業として、幡多信用金庫株式会社、四国銀行、それから株式会社高知銀行、オーシャンリース株式会社と本庁の5団体での出資により、第三セク

ター方式で缶詰工場が稼働致しました。

地域の活性化、それから雇用につながる拡大につなげたい。その意気込みはよく理解はできております。この私の質問は、その今始まったばかりの事業に対して水を差すような質問になるかもしれませんが、やはり私としては気になる部分についての質問をさせていただきます。

この事業については単年度じゃないと思います。これからずっと永久に続けていかんことには、県の補助とかいろんな税金が投入されておりますので、継続をされる事業だというように認識しております。

私個人的な考え方になるかもしれませんが、これから創業するには運転資金等が必要になると思います。金融機関から第三セクターが融資を受ける際に、法律によりまして地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、原則として債務保証をすることができないという、の規制することとされておりますが、行政実例によれば、損失補償については同法の規定にすることではないとし、会社、その他の法人に対して、地方公共団体が損失補償契約を締結することができると解されておるようでございます。ここでは、形式的には禁止されていないというようにといわれておりますが、私は今、すぐに資金がショートする。それでは困ります。そんなことはないと思います。で、まあ町長が言われるように、これは民間企業なので国の経済省とかいろんなところのそういう補助金等をつけて、有利なそういう補助を頂きながら継続していくような話をされたと思いますけど。どうしても事業を継続していくうちには、少なくとも資金が不足が生じることもやむを得んと思います。そのときに、行政が補助金で補てんをするのか。やはり民間になったんだから、独り立ちするために金融機関からの融資を受けられるべきだというように思います。

そうなった場合に、これは金融機関がメインで出資をしておりますので、その銀行関係からの融資は受けようではないかなというように私は思いますが。その場合、何も無い、担保もない者にはなかなか融資はされません。特にそういうように財政がひっ迫したような企業には、なかなか思うような融資の条件にはならないと思います。で、所有も町の所有物である建物とか県の補助金が入った建物とかになりますと、なかなか金融機関も、担保に取っても難しい部分が生じるのではないかと思います。

それからいきますと、やはり一番危惧（きぐ）されるのが、いわゆる損失補償契約をそういう貸出金融機関と締結されることがあるかについて、執行部にお尋ねを致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の3番、第三セクターについて問う、カッコ1、第三セクターが融資を受けるときに町が損失補償契約をするかのご質問にお答え致します。

あらためて申し上げるまでもございませんが、現在の缶詰製作所はラボラトリーでございます。これまで議員の皆さまには、施設建設はもとより設備増強についてもお認めいただきましたが、それでも必要最小限の製造能力しか備え付けておりません。従業員は限られた人数で、精いっぱい製造量向上に努めております。また、将来を見据えた商談も鋭意進めているところでございます。

しかし、それでも大幅な黒字を計上できるような施設ではございません。従いまして、一時的な資金ショートや赤字決算もあり得ると考えております。

そうした中、どういった支援策が取れるのかと考えた場合、貸し付け、増資、損失補償、または補助金といった手法も選択肢として考えられます。ただし、いずれの支援を行うにしても、その時点の財政状況や製造状況をかんがみて幾つかの条件がございます。例えば、一時的な資金ショートや、決算時に赤字ではあるが十分な量の商品のストックがあること、そしてその商品の販売先が決定していること、または、今は非常に厳しい

状況だが無形資産、いわゆる販路の開拓、蓄積されたノウハウ、商品構成、商品の企画、レシピ。こういった資金繰り計画の中で業績が改善すると判断したとき、そういったときには町として支援することを選択肢から除外しないというのが基本姿勢でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

事業をやるのですから、いずれつぶれるというような感覚では絶対、事業を進めているはずはありません。どうしても、今、室長が答弁されたように規模が小さい所の製造ですので、それに見合うものがあるかとかいような部分もあろうかと思いますが、むやみやたらと補助をする方がいいのかという点も出てくるかではないかと思います。一番助成してあげる、一定限助成してやらないと、どうしても走り出したものを後ろから引っ張って止めて、ストップかけることは一定限はできないと思います。

今、室長の答弁のとおり、条件がそろえば町も支援を除外はしてないというように、の答弁だったと。それは当然、つぶすつもりで造ったもんじゃないので、やはり前へ前へ進めていかないかんでしょうけど。まあいろいろ量のとか、それから無形資産という、そういう販路。商品の相手方の取引できる信用。これは一切計算ができません。お金に換算することができない資産であります。これは商業をやる人間にとっては、まあ企業にとっては大きな資産ですけど、これは金銭的な資産の評価には値はしませんけど、まあそういう面がなければ企業は成り立っていかんと思います。

それで一番私が危惧（きぐ）しておるのは、やはり成功してもらわんと、膨大な県の、国から県から、いんな所から補助金をもらって興しておると思いますので、この事業に。やはりそれは全国の皆さんの税を使わせていただいて、企業を興さしてもらってる。だからそれは、いつつぶれてもええわじゃあ駄目だと思います。やはりやる以上は成功して、とんとんでもいいです。従業員さんを 10 人に増やして、その方々の生活が見れて、やっていけるめどが立てば、それはそれで一つの成功ではないかと思います。ただ、そういう中でも浮き沈みがあると思います、物事には。で、売れ行きが順調にいきよっても止まる場合もあったり、それからストックを上げとったら、在庫ですよ。在庫があるがも資産のうちとは思いますが、それは、はけなければ何にもならないものです。もし室長が言われるように、ストックがあることも一つの支援するがの目安になると言われますけど、100 のストックがあって売れ先が 10 では、90 のあれが残ってきます。やはりストックがあるということは、いずれやなくてもう近々それが出ていくと。出荷されるという予定があるけど、ちょうど今、その前に資金繰りがちょっと苦しいというような状態のときの話ではなかろうかと思います。

で、今後もその見通しとしては、まあいろいろ見方はあろうかと思いますが、まあ一番の問題は、やっぱり厳しく自分らの足元を見つめていかないと、いつまでもそういうように企業が始まって、第三セクターであるからゆえに町が絡んじょうから何とでもなるという気持ちは全く持ち合わせはしてないと思います。今、室長の考え方とか町の町長とか副町長の考え方は、それは私はないとは思いますが。どうしても第三セクターということになりますと、経営が散漫になる可能性が強い。周りから見ても、あんまりいい言葉じゃないですけどね、親方日の丸やから大丈夫だというような、そういう形に流れないためにもやはりきちっとした、そういう融資のときにもちっとしたものを求めていかなければならないと思いますが。

再度お伺い致しますが、融資をされる場合に、やはり厳しく吟味し、もし町からの支援では無理だというぐらいの金額になったときには、やはり金融機関からの借り入れ等も頭の中に入れて操業をされているかについて、再度答弁をお願い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

仮に資金ショートの設定がされた場合についての資金調達方法につきましては、先ほど室長が答弁させていただいたとおりでございます。

そして、行政側から見たときに大きく分けて2つの資金調達の方法が三セクにありまして、1つは保証ですね。いわゆる信用補完。この作業による資金調達。それからもう1つは、補助であったりとか、あるいは出資、増資、こういったものですね。

これ、いずれにしても議会でお認めいただけないといけない案件になってございますので、自分たちが資金ショートをするので、自分たちなりにしっかりと精査をし検討した結果、その支援が妥当であると判断すればしっかりと提案をさせていただきますけれども、基本的には議会の方でもしっかりとご判断をいただく案件になってございますので、全然知らない所ですね、ずっとその三セクを抜いて垂れ流しで支出がされるということにはなりません。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今の町長の答弁のとおり、この貸し付け、補助金のあれには我々議会も、議員にも責任が伴うことですが、それは分かっております。

まあ、そのようにしっかりと内容を見ながらやっていくということですので、ぜひ大きく羽ばたくようにお願いを致します。

財務の方で、4番目の問題に入らせていただきます。

財政について。あんまり私、数字に弱いけん、質問を出したものの、熟練した副町長あたりにええように煙に巻かれそうな気がして最初からだいぶ悩みましたけども、出したもんじゃけんやらんことにはいかんけん。なるだけ煙に巻かないように、私にも、また放送を見てる方々にも、分かるように説明をお願いを致します。

現在は合併特例によりまして地方交付税の優遇措置がありますが、これは合併後10年間だけ受けられる制度でありまして、10年を過ぎますと、5年をかけて段階的に地方交付税は減税されていくというようになっております。ここは間違いないと思います。まあ、これを一概にやると、そういうものではないと言われるようになるかもしれませんけど。

役場の方からいただきました基金残高によりまして、平成26年3月31日現在の基金残高が49億7,355万。なかなか大きい金額ですけど。片や起債、地方の借入れが、これはちょっとずれがありますので一概にあれかもしれませんけど、これは26年の8月20日付のあれで資料を頂きますと、136億6,683万円となっております。これはもうすべての起債が入っておりますので、執行部も起債をする際には償還時に、まあこの返済のときには国から補助、地方交付税に換算される有利なものを利用されておることは、今までの答弁の中でお聞きしております。臨時財政対策費でしたら、借入れの100パーセントが担保される。辺地対策事業債でしたら80パーセント、過疎対策事業債でしたら70パーセント、合併特例債では70パーセントが、一応償還時に国から必ず交付措置がされる、いわゆる優良起債が多い。それについては私も、一生懸命ご苦労なさっておることが分かっております。また、学校の耐震なんかでも70パーセントぐらいあるんでしたかね、あの起債やったときの中に。そのようにいろいろ、これだけじゃなくって、いろいろな起債をするときに国から事業内容によってなかなか有利なものを一生懸命引っ張ってきて、ご苦労なさって借入れを起こしてくれてお

ると思いますので、まあそれについては頑張っていたという事は認めております。

一番の問題としてこれは、それと金利が高い起債で繰上償還が可能な借り入れについては極力それも努めていって、その借り入れの残高を落としていることも説明を受けておりますが。いわゆる地方交付税措置が廃止になった後も、私が一番考えますのは、償還は長期に継続しております。ただ問題は、国が80パーセントとか70パーセント見ていただけということであっても、決まった金額については、返済金額というのは変更がないと思うんです。少なくとも返す金額は一緒じゃないかと思っておりますので。そのようにして交付税が減っても、ずうっと同じ金額を続けて払わないかんとなっております。

そのようになってくることはもう見越して健全な財政運営をされてると思っておりますけど、そのことについて伺いを致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼をします。

それでは森議員のご質問の財政について、通告書に基づきましてお答えを致します。

合併により、本町は市町村の合併の特例に関する法律によりまして、行財政場の特例措置を受けることが可能となっております。

その中の一つが、ご質問の中の地方交付税の優遇措置となっております。これは算定替えと呼ばれ、合併が行われた日の属する年度、平成17年度および、それに続く10年間、平成18年から27年度までにつきましては、旧佐賀町と旧大方町が存続していたと仮定した場合の両町の合計額を普通交付税とするものとなっております。その後5年間、平成28年から32年までを経過措置として、一本算定と呼ばれる、黒潮町のみで算定した額まで減額されることとなっております。

森議員のご指摘のように、合併算定替え終了により、現在のままでは約5億円の減収が見込まれております。平成28年度より約1億円ずつの減。次の年、29年度にはさらに1億円の減というように、1億円ずつの減額となります。32年度には、27年度と比較して約5億円が減額となる予定です。これまでも財政シミュレーションの見直しを行うたびに、この内容につきましては公表をしてきたところでございます。

財政運営は、昨年度公表しました財政シミュレーションに表れておりますように、非常に厳しいものとなることを想定しております。慎重な財政運営を心掛けていく必要があるというふうに思っております。

一方で、平成の合併による市町村の広域化や防災等の新たな財政需要の発生を受け、平成26年度以降5年程度の期間をかけまして、普通交付税の見直しをすることがいわれております。その内容につきましては、今後注視していくとともに、県やほかの合併団体と協力致しまして普通交付税に基づく意見の申し出などを行いまして、国に提言を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まあ、数字的には間違いなく着実にやられていくということは、その今の答弁の中で理解はできておりますけど。

一番私が危惧（きぐ）しておりますのは、今からですから27年以降、28年から32年にかけてになりますけど1年ごとに1億円ずつの減で、まあ27年度の予算から比べると普通交付税が5億円減するという。毎年1億円

ずつ減ってくると。まあこれは、もう制度ですので仕方がないんですけど。一番私が、こういうときに何が問題かなということという、私個人的なものでなく皆さんも持っておられるかもしれませんが。その減になったときに、結局はいわゆる福祉関係の予算が一番先に今まで切られるいう。これは私の勝手な思い込みじゃ言われたらそこまですり減りますけど。そういうように弱者に対する手を差し伸べてる部分の方からだんだん、徐々に徐々に下げていかれる。そういうことを一番懸念するがです。また事業は、今から防災も兼ねいろんなものがあって、山のように事業は進んでおります。けど、減額になったときにどこへし寄せがいくかというときに、今まで私が感じちようことであって、個人的なものの主観になるかも知れませんが、絶えず弱者の方のところ切られてくるという。細くなってくるという意味に取ったらいいんでしょうか、予算削減にしてもそのように受け止めております。ほんでそういうことが一番懸念されるので、今回この財政問題が健全にやっつけられるかということは、そういうつもりでの質問ですけど。

まあ国の方にしてもね、今、我々の所へ来る補助金とかいろんなものも含まれちようかもしれませんが、まあこれ、ちょっとした切り抜きですけど。ある方が声ひらばに、国の借金が増えることについて声を挙げておりますが。

財務省の発表によると、今年6月末で1,039兆円と4,132億円の借金。3月時点より14兆4,563億円が増えるというように載っております。これでいくと、国民一人当たりが借金が818万。この借金の中にも、地方に回す金がなければこういうようにして借り入れして出しておりますので、いろいろな部分があると思えますけど。こういうように、国の方にも本当に余力があって地方にお金を回してきておられるのかな。そうじゃなくて、そういう借金によって地方にもお金を回してきてるというように受け取れます。

一番の問題は、ここにある地方債の年度別償還状況。今年の決算の中に付いておりましたけど。やはり26年、今年で11億9,000万ぐらい。それから27、14億。それから28年も同じく14億。それから29年度も14億。30年度が13億。それから31年、11億。32年が10億。この間の部分がものすごい、まあ町長も副町長も、また役場の執行部の方々も、この問題はなかなか大きな問題と受け取ってもらっておると思えますし、健全に住民を、今言う福祉も含めやっていくには、どうしてもここは避けて通れない部分があると思えます。で、こういうときが来るがはもう目に見えております。まあこれでも5年間、26年から31年までの間の7年間でも90億程度の元金が込みで返さないかん中で、やはり利息だけでも5億という膨大な、利息も大きくなります。まあ、そのために町の方もいろいろ基金を積み立てた中から、高利いうたら不思議ですけど、まあそういうように高い金利のものは償還を早めたりして、いろいろと手だては打っておると思えます。

一番の問題は、私がお聞きしたいのは、どんなに地方交付税が下がってきても、今、町長がいろいろと温かい手の補助をして、高齢者とか弱者に温かい制度で包んでおると思えます。そういう制度を、地方交付税が減額になっても、ずっとそういうように温かい施策は続けていく覚悟があるかないか。

そういうことをお聞きしてこの問題を終わりたいと思えますので、よろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

大変大きな問題でございまして、軽々な発言も許されないとと思えますけれども。

気を付けていかなければならないのはですね、これも繰り返し答弁になりますが、これから行政の住民サービスの提供能力というのは間違いなく下がってまいります。これは交付税の算定替えによるもの、この要因が最も大きいものでございまして。それからもう1つは、このストック管理。それから、人口が減るという想定をしますと、どうしても行政の業務効率は下がってくるわけですから、こちらにつきましてもコスト割で言いま

すと跳ね上がってくるということになります。よって総体的に考えますと、行政が提供できる町民サービスの総量というのが低下してくる。これはもう間違いなく避けて通れないトレンドだと思っております。

しかしながらそういうときに、行政の住民サービスの提供能力が下がったので住民の皆さんが不幸になりましたということのないような社会環境をつくっていくための予算を今組み上げていかなければならない。

つまりですね、例を申し上げますと、例えば今作ろうとしている福祉ネットワークの構想。これなんかは本当に必要最小限度のお金で、全町がカバーできる福祉ネットワークの構築のための予算となっております。

それから、今実は、これも議会にもたびたびご相談といいますか情報提供もさせていただきましたが、三セクの規模拡大につきましても、これはできるだけ、そのときに有利な資金調達。これはもちろん目指さなければならない方向でございますけれども。しかしながらそれと同じようにですね、公が携わらない、スピンアウトできるビジネスモデル。つまり、自分たちの手を離れて独立していただけるような。その事前に、そういった資金調達の手法も考えなければならぬと。いろいろ補助金頂きますと縛りが多うございまして、そういったことになかなかかなりにくいので、そうでない資金調達の方法はないかと、今検討をやってるところでございます。

そのように、行政の住民サービスの提供能力が下がるんだけれども、しかしながら、これから数年間でしっかりとさまざまな措置を町内に配置し、それをもってサービスの提供能力を補完していくと。こういった環境をつくっていかねばならないと思っております。

従いまして、これまでの予算と大きくこれから変わってくるのは、例えばさまざまなハードの新設。こういったものは圧倒的に減少してまいります。それがほとんどストックマネジメントに回ってしまうと。

それから福祉につきましても、これまでのように足りない所を行政が補うのではなくて、足りない所を行政と住民の皆さんで補完しながら補っていくと。こういった社会をつくっていかねばならないと思います。

これから少し予算の質も変わってこようかと思っておりますけれども、全力でご理解いただけるような、また将来世代に責任が持てるような、そういった予算を作っていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、10時30分まで休憩します。

休 憩 10時 16分

再 開 10時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮川徳光君。

12 番（宮川徳光君）

では、通告書に基づきまして一般質問を致します。

先週の金曜日に、おんなじタイトルでの質問がありましたので大いに重なる部分があるかと思いますが、それぞれ使った言葉が若干違うところもありますので、そのままの形で私の質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

1 問目ですが、この 1 問目が重なっております、公共交通についてというタイトルがまるっきり一緒ですが、公共交通について以下を問うということで要旨を書いております。

まず、カッコ 1 番から質問致します。地域公共交通全般について、問題点とその対策を問うとしております。

まず答弁を求めます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

おはようございます。

それでは宮川議員の 1 番、公共交通についてのカッコ 1 についてお答えを致します。

地域公共交通全般について、問題点とその対策ということでございます。現在、黒潮町が行っております地域公共交通ですけれども、鉄道、バス、およびフェリーがでございます。それぞれ順番にお答えを致します。また一部、金曜日、坂本議員へのご答弁とも重複致しますこと、ご了承いただきたいと思っております。

まず、鉄道についてでございます。土佐くろしお鉄道中村宿毛線、本年度で中村線が開業 43 年、宿毛線は 16 年を経過致しまして、鉄道施設全体の老朽化が進んできている環境の下で、線路や車両の整備は安全輸送に直結する根幹的な設備であり、高い安全性が求められていることから、不足した木製枕木を交換し軌道整備を図るとともに、車両は法令に定められている検査をより確実、的確に実施して、輸送の安全確保を図っているところでございます。

また南海トラフ地震対策として、土佐くろしお鉄道株式会社が保有する建築物、構造物のうち、大規模地震が発生した際に乗客や地域住民の人命に影響を与える可能性が高いものについて、随時耐震事業を実施しているところでございます。特に黒潮町では、海岸付近の鉄道沿線が長い関係から、橋りょうが崩壊した場合、地域住民の人命に直接影響を及ぼす箇所から耐震化を進めてございます。

本年度までに黒潮町内では、第 1 白浜橋梁、第 10 浮鞭架動橋、そして田の口架動橋の耐震化を終えてございます。黒潮町以外では、窪川架道橋、そして第 8 古津賀架道橋および第 10 古津賀架道橋の、合わせて 6 本の耐震工事が完了してございます。

そして今年度は、黒潮町では、白浜にあります松の岬高架橋の耐震化工事と川奥の犬又谷橋梁の耐震設計を予定してございます。また黒潮町以外では、宿毛市内で宿毛バイパスに並行している第 1 中須賀高架橋を 5 本セットで耐震化を行います。また、中村駅舎には早期地震通報システムも導入する計画でございます。

そして、矢野議員の一般質問でもご答弁させていただきました土佐佐賀駅のバリアフリー化工事も、年内発注を目指した喫緊の課題となっております。

来年度につきましては、今年度に耐震設計を行った犬又谷橋梁の耐震工事と、同じく川奥にあります中谷橋梁の耐震設計を予定してございまして、それぞれ年度別の事業費は平均 5,000 万円程度で施工していく予定でございます。

このような安全確保のための工事を行いながら、年間 101 万人の利用者の輸送確保に努めているところでございますけれども、経営の方は平成 2 年以降連続して経常赤字を生じていることもございまして、こうした事業の実施に当たっては、土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会が鉄道経営助成基金を造成して経営の支援を行っているところでございます。

土佐くろしお鉄道は、高知県西南地域における交通運輸体系の核となる鉄道維持整備を図るとともに、長期安定経営を確保し、鉄道利用者や地域住民に対するサービスの向上に寄与するものでございまして、坂本議員の一般質問でもご答弁させていただいた車いす利用者へのサービスの拡充を図るなど、利用客の増加に努めな

ければならないとなっております。

また、現在抱えている新たな課題としては、くろしお鉄道が保有する鉄道車両の老朽化でございます。くろしお鉄道が抱える特急車両は、いわゆるアンパンマン列車のことでございます。そして JR 四国も含めて、新型特急車両の更新時期を間近に迎えてございまして、その対応をどうするかといった検討が必要になってございます。

こうしたことで鉄道施策の問題点は、南海トラフ地震対策と経常的赤字解消のためには経営努力ということになりまして、その対策と致しましては、南海地震対策はまず 2 次的災害を防止するための橋りょう耐震化工事を行うことと、経常的赤字解消には経営内部の義務的経費の削減には限界を生じてくるために、利用者の安全輸送は継続しながら、利用客増の取り組みを積極的に展開していく経営努力が求められています。

次に、バス関係についてご答弁を致します。

黒潮町の施策で運行するバス路線は、全部で 81 路線、31 系統、1 区域でございまして、まず幹線バス路線は、3 路線 4 系統でございます。

これは地方バス路線維持に係る施策といたしまして、地域住民の公共交通を確保する目的で、国道 56 号を利用する幹線バス路線、中村駅、佐賀駅間の運行でございます。ここは高知西南交通株式会社に委託し、窪川佐賀駅間は高南観光自動車にそれぞれ委託して運行してございます。

このバス路線の平成 25 年度の年間輸送人員および運賃収入と、それぞれの対前年比率を申し上げますと、中村駅入野間では利用者数が 1,926 人。対前年比で 17.2 パーセントの増。運賃収入は 69 万 4,774 円で、これも対前年比で 8.9 パーセントの増となっております。また、窪川佐賀駅間では、利用者数が 1,800 人、対前年比で 36.8 パーセントの増。運賃収入も 63 万 8,007 円で、対前年比 12.2 パーセントの増となっております。年々わずかではありますが、利用者および運賃収入は共に増加傾向にございます。燃料費等の高騰によりまして運行経費も増加していますけれども、今のところ町の補助金は減少傾向にあります。

幹線バス路線は、隣接する自治体間を結ぶ交流路線として、通勤、通学および通院、そういったことで鉄道との連絡の役割も果たしている重要路線でございます。

この幹線バス路線の問題点とはいうことでございますけれども、バス運行に係る問題は、総じて運行経費補助金の経常的な支出ということになろうかと思えます。同じ金額を支出しても、利便性に富んで効率良く運行ができれば、その費用対効果は高くなり、利用者の皆さんにも喜んでいただけるために、こうした工夫が利用者増への第一歩になろうかと思えます。

例えば、バスだからできる車内での雰囲気づくりなどもその一つでございまして、新たなお金を積まなくても利用者増へのサービス向上にはつながりまして、こうした小さなサービスを重ねていくことで、利用者の維持拡大に努めていただくよう、運行する各会社には、町の方から路線を問わずお心掛けをいただくようご提案もしているところでございます。

そして、今後の対策としてですけれども、ご利用される方が毎日利用される方か、あるいは観光客かなど、その頻度と乗降場所など、バスならではの利点を生かして利用客層の把握などもできれば、さらなるサービス向上への取り組みが考えられようかと思えます。しかし、これには運転手さんへの負担増にもなってもいけませんので、運行会社とそのへの配慮も併せて検討が必要かと思えます。

次に、町内の枝線の路線バスの運行についてご説明を致します。

大方地区では、4 路線 25 系統を高知西南交通株式会社に委託してございまして、佐賀地区では、廃止路線代替バスに関する路線と致しまして 1 路線 2 系統を、高南観光自動車に運行をしております。

また、佐賀地区では公共交通空白地域解消路線バスとして、1 路線を高南観光自動車に委託して運行してご

ざいます。

25年度の運行経費についてご説明致します。大方地域では3,672万7,000円、対前年比でマイナスの161万6,000円、率にしてマイナス4.2パーセントの減でございます。佐賀地域では、運行経費が321万8,000円、対前年比でマイナスの465万6,000円、率にしてマイナス59パーセントとなっております。マイナス59パーセントという大きな減少は、高南観光自動車の決算会計年度の変更がございまして、一時的な数値の変動でございますが、運行経費は年々減っているところでございます。

次に、運賃収入と町の補助金の推移についてご説明を致します。大方地域での運賃収入は362万2,000円、対前年比でマイナスの50万7,000円、率にしてマイナス12.3パーセントでございます。佐賀地域では、運賃収入が8万5,000円、対前年比でプラスの5万3,000円と、小額ではございますが大幅な増となっております。運行経費および町の補助金も倍増しており、サービスの拡充とともに経費も増額しているところでございます。

次に、公共交通網再編のためのデマンドバスについてでございますけれども、このことにつきましては次のご質問と重複しますので、全般的な面のところだけお答えをさせていただきます。

運行区域は、北郷加持エリア1区域でございまして、これも高知西南交通株式会社に委託して運行してございます。平成25年度の運行経費は374万2,000円、町の負担金は183万7,000円となっております。

最後に、フェリー関係についてご説明を致します。

黒潮町は、幡多6市町村および佐伯市ならびに高知県および大分県の担当課長をもって構成される宿毛佐伯航路利用促進協議会に加盟してございまして、フェリー航路の利用促進による航路の維持を図ることを目的に、平成25年度は123万9,000円の補助金を支出してございます。

フェリーについての問題点は、利用客の減少とかさむ運行経費による経営難でございますけれども、宿毛フェリーはこのたび親会社の意向で、利用促進協議会からの平成26年度から補助金は受けない方針を固めましたため、同協議会では今後、金銭を伴わない範囲での利用促進についてアイデアを募り、地域経済への波及効果が損なわれないような取り組みを展開することにしてございます。

その対策と致しましては、高知、大分両県で開催される物産展等のイベントに参加される場合の利用者の特典等を協議していくこととしてございます。とりわけ大分県側では、平成27年3月に東九州自動車道の開通イベントが各種計画されてございまして、一般旅客の増にも期待しているところでございますけれども、加えて何かしらの特典でもあれば、他の航路との競合からも存続に期待が持てるのではないかと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

今、課長の答弁の中にもありましたように、これはほとんどと言っていいほど補助金で運営されておられて、その補助金を使っているゆえにですね、利便性といったものの、利用者の方の利便性ですね。そういったものを私どもは重要視しているわけです。

補助金の話がありましたけれども、西南交通と高南観光ですかね、それに限ってでいいですが、24年度、25年度の補助金の内訳が分かれば教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、宮川議員の再質問にお答えを致します。

西南交通、高南観光に、24年度、25年度の補助金の額を申し上げます。町から支出する補助金ということでご理解を願いたいと思います。

まず、平成24年度の高南観光、路線ごとに。

（宮川議員から「合計」との発言あり）

合計。となりますと、暗算が苦手なもので、路線ごとにご説明をさせていただきます。

まず、窪川駅佐賀駅間でございます。平成24年度、高南観光、730万5,000円でございます。もう1つ、川奥佐賀線が60万7,000円でございます。

そして平成24年度、西南交通、中村駅入野駅間、町の補助金が177万円。そして町内の枝線、これが3,420万でございます。

次に、平成25年度の高南観光の窪川駅佐賀線でございます。町の補助金が133万2,000円。川奥佐賀線で95万9,000円。

西南交通の中村駅入野間が87万9,000円。町内の枝線、これが3,309万4,000円。

そして、デマンドバスが183万7,000円となっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

いつものことで私の言葉が足りなかったようで、再度質問しますが。

バスの関連の、西南交通、高南観光への平成24年度、25年度の、県とかからも来てる分があると思いますが、その全額と内訳が分かれば教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

ただ今お答え致しましたのは、すべて町の純然たる補助金でございまして、国、県の補助金を省いた額をお知らせしました。

あらためまして、国、県の補助金についてお答えを致します。

まず平成24年度、高南観光は、川奥佐賀線のみ国庫補助として60万4,000円。西南交通はございません。

平成25年度、高南観光は、窪川佐賀線で124万7,861円。川奥佐賀線で121万3,000円でございます。西南交通の方は、中村駅入野駅で87万8,868円。そして、デマンドが183万6,000円ということでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

県とかいうやつが今入ってましたかね。

ちょっと路線ごとのあれで、後で私どもの方で足せというふうな回答だったのでしょうか。

合計、分かれば教えてください。

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休 憩 10時 51分

再 開 10時 52分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（武政 登君）

すいません。ご説明ができなくてお時間を頂きました。

まず、平成24年度の高南観光自動車への国庫補助金が60万4,000円。西南交通はございません。

そして、平成25年度の高南観光への補助金が246万861円。そして、西南交通への国庫補助金が87万8,868円。県の補助金が183万6,000円。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

私は再度、合計でという言葉を使ったと思いましたが、まあ、後で足しますんでいいです。

じゃあ、マル1は置きまして。

マル2の、利用者（交通弱者等）の現状把握について問います。

この設問はですね、私、1年目の23年の12月の定例会で、利用者は主に交通弱者と思われるが、高齢化が進む中、利用者の実情の把握と対策を問うとして質問をさせてもらっております。町長の答えはですね、その時点の話ですが、現在の施策が住民のニーズとマッチしていないという意識はある。それをマッチさせていくために、住民の意見を伺う作業を今後も進めていく。そういうような答弁をいただいておりますが。

それ以降の現状把握について答弁を求めます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、宮川議員の1番のカッコ2、利用者（交通弱者等）の現状把握についてお答えを致します。

交通弱者等と呼ばれる利用者につきましては、自動車中心社会において、自家用車を持たない、あるいは持てない高齢者、子ども、障がい者等であるとされてございまして、公共交通機関しか利用できない、社会的に弱い立場に立っている方々でございすけれども。その現状把握ともなればさまざまな方法もございしょうけれども、プライバシーに関することへの配慮も必要かと思しますので、一様にはできないと思います。しかし、一つの方法は、毎年各集落からご提出していただいている地域要望も、地域の人たちの公共交通に関するご意見やご要望をお聞きする良い方法だと思っております。この地域要望では、もっぱら道路や排水路の修繕および改修といったハード事業のご要望が多くございます。

しかし、佐賀地域の川奥、市野々川地区におきましては地域公共交通に関するご要望がございまして、これまで公共交通の空白地域であった地域の実情を勘案し、効率の良い補助事業等を駆使して本格運行を開始したところでございまして、地域の方々の移動手段を整え、併せて交通弱者の支援も行なっているところでございます。

こうしたケースは、本当にお困りになっている方々を地区から自発的なご要望に代えてのことでございまして、現地調査を行う方法での現状把握ということでございます。

もっとも、この地域要望に関しては各集落でのまとめ方にそれぞれ違いがございまして、まずはハード整備を優先ということで行われ、公共交通に関するご要望はあまり出てこないのが現状でございます。今議会でも、宮川議員をはじめ、お二人の議員から同様のご質問をいただいていることを省みますと、地域の要望という方法での公共交通の現状把握というのは適していないのかもしれませんが、交通弱者といわれる方々の移動手段については、各地域でもそれぞれ班単位で、日常的に公共交通の不便を感じておられる方を把握していることと思われまふ。そういった方々の小さなご意見を集約なされて、各地区での共通課題として取りまとめでいただい、ご要望もいただければと思つてございませう。

また、公共交通網の再編については、坂本議員の一般質問に対し町長からもご答弁させていただきますとおり、福祉関係も含めて運行形態別にそれぞれの課題を整理し、総合的に検討していくということにございませうので、お時間はかかりますが利便性の向上に努めてまいりたいと思つてございませう。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

今の答弁で言いますと、3年前ですかね、その当時とあまり進んでないように受け取りました。

そのときの質問の中に、地区名も、例えば馬荷という地区名も出したと思ひますけれども、町の方ではその現状把握をするのに、例えば交通弱者という言葉を使ったんですけれども。まあ交通弱者がちょっと個人情報に引掛かるとかいう話であれば利用者。前回は、3年前ですかね、利用者の数は少ないと思ひますがですよ。

事の発端が、バスが空で走っていると。ほとんどのバスが空で走っているという、その実態があつて、その理由を私なりに聞くと、利用しづらいからほかの手段で移動しているという。現地行って生の声を、その利用者と思われの方の生の声を聞かずにですね、どうして現状把握ができるのかなというふうに、私は思ひます。

現地へ行って聞く気があるかないかを問ひます。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまでも繰り返し答弁申し上げてますが、現状把握の作業やつてないわけではないんです。現状把握の作業があつたからこそデマンド化が図られているわけで、今は1路線、当然入れさせていただいておりますし、現在、想定1路線についても地域に入らせていただいていると。

それから、いろいろこの利用しづらい条件がございましてね、これはもう完全に自分たちは把握できていません。1つはですね、やっぱり定時制ですね。それから物理的なバス停までの距離。それから運賃。それから乗り換え作業。こういったことが主なものになってます。

1つどうしてもですね、確保しなければならない、いわゆる幹線道路ですね。ここはある一定の大量輸送も想定しなければならないことと、それから定時制を確保しなければならないということ。よつて、この幹線道路をどう動かすかというのは非常に大きな問題でございまして、これは全体から理解して幹線道路の位置付けをしないとですね、ここの今利用されている方が、ああですこうですの、一つ一つに対応できるということにはなつてございませう。

よつて、自分たちがこの3年間ずっと重要視してきたのはいわゆるフィーダー路線でございまして、そのフ

オーダーが現在デマンドをやっている所と、それからもう1つの想定路線ということです。

それから、これ以外に現状把握の作業をやっていないかという、そうではなくて、これ以外にも現状把握の作業はやってございます。これ、24年度から執行してございます、地域福祉計画ならびにそれに伴う事業計画。こちらについてもですね、主に中山間の高齢化が進んだ所。確か11集落だったと思いますけれども、地域へお入りをさせていただいて、公共交通という観点からではございませんけれども地域課題はどのようなものがありますかという、こういった抽出作業を行ってまいりました。その結果が地域福祉計画になってございまして、この中の一つの大きなお声は、やはり移動手段の確保がという大きな課題がございました。これらにつきましても、現行の公共交通。これの、例えば制度改正であったりとかですね、そういったことよりも、もう少し身近な移動手段の確保が必要だろうということで、あったかふれあいセンターの送迎機能および外出支援施策、こういったものと組み合わせられないか。こういったことで計画を立てているわけでございます。

よって、去年と今年比べてですね、去年から全然変わってないやないかと言われるとですね、確かに変わってないかも分かりませんが、作業を着々と進めておりまして。しかも、ある一定の期間はどうしても必要になってございます。そしてその決断は、既に2年前および3年前にしておりまして、現在はその計画に基づいて実施をしているということになってございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

いろんな施策を講じているということは分かりました。

でも、私がお尋ねしたのは、現地へ行って現状把握をするかどうかという質問だったと思いますが、それについての答えはもらってないんですが。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、今申し上げたことはですね、すべてこちらが現地に赴いてやってきた作業でございまして。

これ以上の現状把握作業をなさいたいということでありましたら、検討の必要があらうかと思えます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

今の町長の話ですと、例えばデマンドバスを導入しようとする所へ行って、説明なり現状把握をしたと。それは先週の答弁の中にもそういうことが出てきたように思いますんで、それはそうだと思いますけども。

馬荷にこだわるわけじゃないですけど、固有名詞を出しましたんで。例えば、馬荷へ行って現状把握をしたかどうかを教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

現在、白田川地区でデマンドの現地に入っているの調査を進めてございまして、馬荷地区にはまだ入ってございません。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

はい、どうも。

今、馬荷と申しましたけど、全般そういう対象者がおられるであろう所へ入って行って、現状調査をしたかという思いで質問をさせてもらったのです。

今の答えで大体分かりましたんで、次へいきます。

このマル3は、先週にも質問がありましたけども、デマンドバスの利用状況と今後の展開ということで、その問いで答えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは宮川議員のカッコ3、デマンドバスの運行状況と今後の展開ということについてお答えを致します。

まず、デマンドバスの運行状況でございます。黒潮町の公共交通網の再編ということで、昨年度、高知県の補助を受けて、5月1日から平成26年3月31日まで、北郷加持6集落。6集落は、大井川、大屋敷、本谷、加持本村、田村、小川において、実証運行を行ないました。

デマンドバスは予約運行ということになりまして、運行形態が従前の路線バスから大きく変わるために、事前に関係6集落の区長さんにもご協力をいただき、路線バスを利用されている方や地域の方々との意見交換会を行いました。

その結果、金曜日にも坂本議員のご答弁をさせていただきましたけれども、利用者が、まず電話予約ということについて懸念をしているのでございましたけれども、一度利用すると、その次からはもう大丈夫だったということで、安心したところでございます。

また、買い物や通院などに利用する場合、自宅近くから目的地まで運行してくれるので、とても使いやすいとの好評でございます。こうした利便性の情報が集落内で口コミで広がって、地域の人口が減少する中でも、少しずつですが新たな利用者の登録も増えてきてございます。

その利用状況をご紹介致しますと、導入開始の5月の段階では54人でございましたが、その後少しずつ増えていき、翌3月には103人のご利用をいただきました。運行形態が週3日の隔日で一日5往復の運行ながら、実証運行期間の11カ月で681人の方にご利用をいただきました。この間の運賃収入は6万8,100円、町の負担金は183万7,000円でございます。

そして今後の展開についてでございますが、こうした利用者のご意見やご要望を基にして地域に即した利便性の高いデマンドバスは、路線バスに代わる交通モードとして全町的に広げていきたい、そのように考えているところでございます。

そして今後の課題と致しましては、デマンドバスの意見交換会で利用者の多く出されたものが、目的地がお店や病院など1カ所だけの場合はとても使いやすいのですけれども、そこから先に行くというときには不便だというご意見もいただいております。こうした不便を解消するために、2次交通のデマンドバスの検討を行う必要が生じてまいりました。

2次交通のデマンドが整備されますと、必然的に1次交通の利用率も高くなり、さらなる利便性の向上につながり、わずかではありましようが地域経済への波及効果も期待できるのではないかと考えてございます。

現在の黒潮町の公共交通網は、路線バスとスクールバス、保育所バスを効率的に混乗する方法を取ってござ

います。そのため、スクールバスなど対象児童がいなくなった地域では路線網を変更することになりますので、デマンドバスの導入を順次行っていき、北郷加持エリアの実証運行などで、あったかふれあいセンターとの連携により、より効率的な運行ができたため、併せて連携を行っていきたい、そのようにも考えているところでございます。

中山間地域では、年ごとに利用者の生活様式の変化が著しく、早め早めの対策を講じていかないと交通弱者への対応が後手になりますので、地域の方々のより一層のご協力も賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

どうも。

金曜日に聞いた文言が多く入っております、重複の回答を求めたことはすいませんでした。

今の答弁の中です、今、導入されている加持エリアいうんですかね、あそこは。収入が6万8,500円で、それに対する補助金が183万7,000円とかいう。額が違ってるのかもしれませんが、そういう話があったかと思いますが。

利用者の料金が100円という答弁が先週あったかと思いますが、個人的な感じ方だと思いますけども、私ちょっと安いというふうに思ったけど。まあ、安けれりゃええということもありますけども。その安いという感じ方というのは何でかいいますと、ある事業を継続していくには、その継続できる仕組みというものが要ると思うんですが、その中で料金設定というふうに考えると、これが適切な値段かなというのがちょっと思えないところがありまして。

まず1点、その料金の決め方はどういうふうな決め方をされたのか、ちょっとお伺いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

このデマンドの料金設定のときの検討はどういう形でされてきたかということだと思っておりますけれども、100円、もちろん通常の、デマンド以前の路線バスの段階からすると低減になってございます。

これはそもそも運賃が高くてですね、ご利用いただけないというご意見もあった関係で、運賃を下げると利用者増にもつながるのではないかと。それをもって、運賃総収入の変化はそれほどないのではないかとこの見込み立てて、この100円という設定をしております。これは中土佐町の事例を参考にさせていただいたところでございます。

それから、ちょっとこれまで説明が多分できてなかった部分だと思いますけれども、自分たちがこの公共交通をどう考えているのかというお話です。特に先ほど申し上げましたように、定時制とある一定の大量輸送を確保しなければならない幹線を除き、もちろん接続では関連していきますけれども、その幹線本体は除いてですね、フィーダーをどのように考えているのか。24年だったと思いますけれども、23年、24年でかなり検討させていただきました。実は構想としてはですね、全町域の直営のデマンド、これの構想も持っております。これに係る経費と、それから現在の公共交通としてのフィーダー運行。これとの運行経費の比較もできておまして。ただし、一気にやってしまうとですね、これはあったかふれあいセンターも一緒なんですけど。一気にやってしまうと、そのマネージができるのかどうなのか。また直営でやりますと、配車機能が必要になってまいります。これらをどうやっていくのか。それから、すべてを1系統でやるわけにはいかないのでブロック

ごとにということになりすけれども、そうなりますと当然のことながら接続が相当複雑な作業になってまいります。こういったことを一つ一つ課題を解消するためにですね、一つずつデマンドを入れていく作業を今行っているということで、全体計画の中で年度ごとに少しずつ前にんでいるというのが現状でございます。

1年で全部やると、見た目はすごく変わってですね、ああ、変わったねということになるのかも分かりませんが、そういったことによって結果、住民の皆さんにお不便を掛けるようなことがあっては、あってはなりませんし絶対避けなければならないことですので。この公共交通については、ある一定の目標値の所まで到達には、ある一定の時間がかかるということもご理解いただきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

ただ今、すごい素晴らしいご答弁をいただきまして、質問したかいたったかなというふうに思っております。ぜひ、そういった方向でやってもらいたいと思えます。

質問ではないですけど、この場をお願いということで、先ほど申しましたように現状把握とかいうのはもう少し丁寧にやってもらえたらと思えます。

じゃあ次へいきます。マル4で、福祉タクシーとタクシーチケットについて、近隣市町村の状況と当町の取り組みということで質問致します。

先週にも、このタクシーチケットの件が出てまして、平成19年度に一般質問で取り上げられて、また、22年の12月定例会でも取り上げられておりますが。

そのマル4の言葉どおりに、現状と当町の取り組みを教えてください。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは、宮川議員の公共交通に関するご質問の4番目のご質問、福祉タクシーとタクシーチケットについて、近隣市町村の状況と当町の取り組みについて、通告書に基づきましてお答えします。

議員のご質問につきましては、障がいがある方などを対象に市町村が行う、タクシー利用券給付事業のご質問であるとしてお答えさせていただきますが、坂本議員への答弁と重複すると思えますので、あらかじめご了承をお願いします。

まず、近隣市町村の実施状況ですが、障がいをお持ちの方を対象に、土佐清水市、四万十市、四万十町、三原村が、タクシー利用券の給付に関する事業を行っていることを確認しております。なお、四万十町につきましては、80歳以上のみで構成された世帯も対象としているとのこと。

これらの市町村につきましては、対象となる方の障がいの程度の基準や対象者の基準はさまざまですが、年間約6,000円から1万3,000円程度の助成を行っております。

さて、本町の取り組みにつきましては、これまでの答弁でもお答えさせていただきましたように、タクシー利用券の給付事業は実施しておりません。

しかしながら、障がいをお持ちの方に対しては、障がい児（者）福祉手当を支給しており、この福祉手当を支給しているのは、近隣市町村では黒潮町のみとなっております。

福祉手当につきましては、平成24年6月に黒潮町身体障がい者連盟から、福祉手当に関する要望についてで、福祉手当の増額等に関する要望がありました。その中で、福祉手当の増額を要望する理由として、タクシー券利用の通院費を含むとあり、連盟の皆さまにとりましては、タクシー代やバス代、ガソリン代など、それぞれ

の状況に合わせ活用できる、使い勝手の良い福祉手当の増額を要望されたものと理解しているところです。

このようなことから、平成25年度から、2,000円と少額ではありますが福祉手当を増額しまして1万円支給することとし、障がい者連盟の皆さまの要望に応え、移動支援も含み、障がいをお持ちの皆さまの福祉の増進、自立および社会参加等にお役立ていただきたいと願って支給をしているところです。

従いまして、障がいがある皆さまへの移動支援に関する本町の取り組みとしましては、現在のところ、この福祉手当の取り組みということになると考えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

近隣の市町村では、6,000円から1万3,000円程度のタクシーチケットを配布している所があると。当町は、福祉手当の2,000円の増額で対応している。

ちょっと、この2,000円増額したということですが、これがタクシーチケットに相当するものなのか。チケット分の金額は大体どのくらいと見ておるのか、教えてください。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

増額した分について、チケット分はどの程度含んでいるかというご質問やと思いますが。福祉手当自身も、その移動支援に活用していただけたということで、増額分の2,000円についてどの程度そのタクシーチケットとして活用していただきたいとかいうことではなく、全体的に、移動支援であったり社会参加のためであったりに活用していただきたいというふうに願っておるところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

ちょっと分からなくなりましたが。

福祉手当というのが当町のみで行われておって、周辺の市町村では行われてないと。ほかの市町村で支払われているタクシーチケット分というのがあって、そのタクシーチケットを出しておる所は福祉手当がないがですね。

1万なにがしか言われたと思うんですけども、それが他市町村で出してるタクシーチケットに相当するものなのか、確認させてください。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

そもそも、移動支援にタクシーチケット券を配布するという事業は、そもそもはこの場合でしたら、障がい者の福祉の増進であったり、自立のためにタクシーチケット券を配布する事業を他の市町村がやっているとい

う考え方になろうと思います。

で、本町の場合は、福祉手当というやり方を使って、福祉の増進に努めたり自立の支援に努めたりしておくという考え方ですので、福祉手当の金額とタクシーチケット券の分はどの程度かという分け方は考えておりません。両方が目的として、障がいをお持ちの方の福祉の増進に寄与するためにやっておるという考え方ですので、金額的な区分けはしておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

じゃあ、もう 1 点確認させてください。

タクシーチケットを出してる他の市町村というのは、確認ですが、福祉手当的なものは出してないということですか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

先ほどの答弁でも述べましたように、福祉手当として現金の支給をしているのは、近隣市町村では黒潮町のみであるというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

はい、分かりました。

ちょっとしつこくなるかもしれませんが、このタクシーチケットに切り替えていくというふうな考えはないということでもいいんですかね。

確認します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

坂本議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、公共交通、デマンドバスであったり公共交通の状況によって、判断もしていかなければならないというふうに考えております。

で、仮に公共交通の状態等を把握して、タクシー給付事業を実施する必要があると判断しましたら、例えば福祉手当の中で、まあ金額的な差は設ける必要があろうと思いますが、福祉手当として一定の現金を希望されるか、タクシー利用券として希望されるか、申請時にご希望を取りながら給付をするというやり方はあろうと考えてますが、どちらにしましてももう少し、あつたかふれあいセンターの移動支援の拡充とか公共交通のデマンド化等の、その状況も把握したいというふうに考えてますので、まあそれらを把握しながら検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

タクシーチケットという言葉だけをとらえて言うと、周辺の市町村は配布をしてるのに黒潮町はしてない。ちょっと福祉の面で恵まれてないねえいうように、それだけを切り口にするのとらえると思うんですが、今日の答弁でそれだけではないということが分かりましたのである程度は理解できたのですが、住民の方もなかなかそういう理解には至ってないと思うがです。

それから何か、住民サイドからすると、ほかと比べていろいろ、町内がええか悪いかというようなことも考えられると思うがです。それから、そういった面で言えば、住民に説明がしやすいようなお金の出し方というか、同じお金が出ていくのであれば、誤解を招くいうたらちょっと言葉が悪いかもしれませんけども、そういうふうな出し方をして考えていただければいいかなというふうに思います。

では、次へいきます。

次は2 番目ですが、中山間地域対策と致しまして、当町には平成 23 年度から順次開設された、あつたかふれあいセンターと集落活動センターがありますが、それについて以下を問うとしております。

マル1 から質問致します。それぞれの利用状況と活動状況を教えてください。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは、宮川議員の一般質問の2 番目のご質問、中山間地域対策の1 番の利用状況と活動状況について、まず、あつたかふれあいセンターの状況についてお答えします。

利用状況につきましては、あつたかふれあいセンターは、集い、訪問、相談など、サービスを行っておりますが、サービスの中心となる集いの平成 25 年度の利用実績をお答えすることで答弁に代えさせていただきます。

あつたかふれあいセンターこぶしにつきましては、平成 25 年度は、開所日数 244 日間で利用者延べ人数 4,452 名であり、一日の平均利用者数 18.24 人。北郷も、同様に 244 日間の開所で、利用延べ人数 4,296 名、一日の平均利用者数 17.6 人。よりあいにつきましては、10 月開所であったため開所日数 125 日で、利用者が 1,142 名の利用で、一日の平均利用者数 9.13 人と、それぞれのあつたかふれあいセンターが数多くの皆さまにご利用をさせていただいております。

次に、活動状況につきましては、あつたかふれあいセンターの事業である、集い、相談等の事業のほか、それぞれのあつたかふれあいセンターが、地域の特性や条件を生かしながら、小学校との交流や地域のイベントに参加したりしており、それぞれのあつたかふれあいセンターがアイデアを出し、地域との連携や共働を目指し、取り組んでいるところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは私の方から、宮川議員のご質問の、集落活動センターについての利用状況および活動状況についてお答えを致します。

黒潮町内の集落活動センターの開所状況につきましては、平成 25 年 3 月に北郷地域に開所致しまして、本年度は佐賀北部地域に立ち上げる予定でございます。

まず、北郷につきましては、平成25年度に整備したお風呂を活用致しまして、本年度からあったかふれあいセンターの協力を得ながら、毎週金曜日を入浴支援の日と定めて、あったかふれあいセンターの利用者が毎週10名程度、1カ月で40名程度の方に利用をいただいております。

平成25年度の利用者は、開始の5月から年度末の11カ月で合計74人。平成26年は、先月、8月末日までの4カ月で238人です。25年度の11カ月で74人というのは少ない人数でございますけれども、開始してすぐに利用者の方からの不具合等ございまして、バリアフリー工事や太陽ヒーター等の設置をしておりますので、実質の運営期間は4カ月ということでなっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

そして、その他活動につきましては、地域の特産品づくりとして芋のツルの加工品やショウガの佃煮、焼き肉のたれなどを作って、ピオスおおがた等で販売をしております。今後は、販売品目等を増やしていきたいと考えているところでございます。

また、交流人口の拡大を目指して納涼祭や各種教室行っております。単発ではなく、継続した取り組みを模索しているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

はい、どうも。

活動状況としまして、サテライトサービスというのもあると思うのですが、このへんについてと。

サービス体制いいですか、利用者が利用できる体制ですね。それについてちょっと教えてください。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

議員のご質問は、あったかふれあいセンターと集落活動センターに関するご質問ですが、サテライトという言葉が出てくると、あったかふれあいセンターであろうということでお答えさせていただきます。

サテライトの実施ですが、基本的に北郷よりあいにつきましては、サテライト1日で、こぶしにつきましても、各週に分けて4カ所程度をずっと回っておるといふような状況です。

実施体制につきましては、サテライトをやるためにスタッフの増員ができていないわけではございません。サテライトのような取り組みが行うためには、限られたスタッフで運営しているあったかふれあいセンターでは、まあ利用者の皆さまのご理解をいただき、訪問活動の日とかサテライトの実施日については、あったかふれあいセンターを休所というかお休みにさせていただいております。

で、これまで、25年度まで毎日のように利用していただいていた方についてはご不便をお掛けしていると申し訳なく思っているところですが、もうご理解を賜るしか方法はないというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

サテライトもすごく受ける、住民側には好評ということで聞いておりますので続けていったらいいと思うんですが、今の答弁にもありましたように、なかなか体制的に、3人ですかね、今。少人数では対応しづらいと

いう声も聞いておりますので、そのへんも検討していただきたいと思います。

それからちょっと、サービス体制で利用できる日数にというのにちょっと答えがあったかどうかはあれですが、例えば、3カ所あるうちの北郷を取ってみますと、3年目に入ったわけですが、2年間と、26年度ではちょっと運営いうんですかねサービスの体制いうんですか、それがとちょっと変わってきて。今まで月曜日から金曜日まで週5日利用できよったのが、火曜日と木曜日の2日利用、利用しやすいのが2日いうて言うたですがね。そういうふうな状況になってという、まあ今まで慣れてきたその週5日というのから週2日いいですか、ちょっと低くなってきたために、極端に言いますと、もう少し増やしてほしいというようなご不満のお声を聞いたことがあります。

そのへんについてはどのように認識されてますでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

あったかふれあいセンターをご利用いただいている皆さまのほかに、町内には要介護状態の高齢者や病弱な高齢者がたくさんいる現状もあることから、あったかふれあいセンターでは平成26年度からの取り組みとして、あったかふれあいセンターに例えば行きたくても行けない人や要介護状態の高い高齢者、病弱な高齢者などの訪問活動や相談支援などの取り組みを強めていく方針で事業を進めていこうというふうに考えております。

そのため、先ほどのご質問もありましたサテライトにも力を入れ、あったかふれあいセンターから地域へ訪問して、サロンなどの集いに多くの皆さまに参加していただく取り組みにも力を入れているところです。

今、北郷の運営のスケジュールとしましては、月曜日が介護支援の日として、介護が必要になる人、なりそうな人。で、火曜日と木曜日が、これまで来ていただいておった、いわゆる元気老人を対象とした開所。で、金曜日、午後からは集落活動センターとの連携もありますので、通常の人のための開所というやり方をしています。

先ほどの答弁と重複しますが、やはりスタッフ数とかが限られておりますので、どうしても閉めて、サテライトに行ったり訪問活動をしなければならぬというふうなことになっておりますが、理由としましては、先ほど答弁させていただいたとおりです。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

はい、どうも。

ちょっと一緒に質問しようかなというふうに、ちょっとメモしとったんですがちょっと漏れてまして、別の質問になりますが。

北郷ばかりで申し訳ないがですけど、今年からちょっとがらっと体制も変わったということで。最初のころには、水曜日の午前中がずっと職員の研修が入っていたかと思えますけども、これは現状も続いているでしょうか。

お答えください。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

水曜日の午前中、以前、ずっと研修があったっていう理解はしておりません。まあ研修等、その訪問活動とかをやっておったというふうに思っております。

で、現在は、例えば北郷でしたらまあ研修とか、同じように訪問活動をやっているというふうに理解しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

毎週水曜日の午前中は、研修として利用者には対応してないということですね。

じゃあ再度質問しますが、これはいつまで続けていくというふうに考えていますか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

このような運営体制について、利用者の方をはじめ、地域の方にもちょっとニーズ調査も再度やってみたいと。まあ課題にもちょっと出てきておるのですが。このように一足飛びに、来たくても来れない人も入れていこうというやり方、運営に変えましたので、このへん、どのように地域の皆さまがお考えになっているかというところは押さえていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

ちょっと、課長が言われたように運営体制の話になったかもしれませんが、ちょっと、まだそこまで質問がいないことを質問したかもしれません。申し訳ないです。

まあ、何が一般的かは私もよく分かりませんが、毎週水曜日の午前中に研修が入る。職員の研修がですよ。4 月から、半年ぐらいもう続いていますかね。これは一般的では、私はないと感じます。まあそれなりの理由があるのかもしれませんけども、利用者からすると何で行けるのかなという話になりますので、そのあたりはよく検討してみてください。

関連しますけども、マル2 の運営体制へいきます。

あったかふれあいセンターの話をしますと、運営推進会議というのがありまして、まあ何回か運営推進会議などをやっていると思いますが、そのへんも含めて運営体制について教えてください。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

2 番目の、あったかふれあいセンターの運営体制についてお答えします。

ちょっと、通告書に基づき作成しましたのでちょっと趣旨がずれるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

あったかふれあいセンターは、町から実施団体へ委託することで事業を行っております。平成26年度につきましては、あったかふれあいセンターこぶしは黒潮町社会福祉協議会へ、北郷および、よりあいにつきましては、NPO法人しいのみに事業委託を行っております。

また、各あったかふれあいセンターの運営体制につきましては、集いや送迎、訪問などのサービス実施に当たるスタッフを各あったかふれあいセンターが3、4名雇用して行っているところです。

それと、今ご質問がありました運営推進会議ですが、各あったかふれあいセンターとも年2回ほど実施をしたいというふうを考えておるところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

（会場から何事か発言あり）

後ろから助っ人の言葉が入りましたけども、集落の方は運営体制。

（会場から何事か発言あり）

あったかの運営推進会議のことを私、述べたんであれですが。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それではカッコ2、運営体制についての集落活動センターについてお答えします。手を挙げるタイミングが逸してしまいまして、ご迷惑を掛けました。

集落活動センターの、まず北郷の運営体制でございます。本谷、大屋敷、大井川の3集落の区長等で組織する北郷地区協議会が運営主体となってございまして、毎月第1水曜日に定例会を開催して、活動方針等の協議をしているところでございます。

次に、佐賀北部地区でございます。佐賀北部はまだ正式には立ち上がってはいませんが、本年度から県の集落活動センター事業を導入致しまして、3月までに開所する予定でございます。組織は、拳ノ川小学校区の8集落に鈴地区を加えた9集落で組織する、佐賀北部活性化推進協議会が運営主体となっております。

運営体制は、食部会、楮部会、柚子部会の3部会で構成されてございまして、それぞれの部会の主な活動は、食部会が毎月第2、第4の土曜日に、土佐佐賀温泉こぶしのさとの駐車場で、さが谷三里マーケットを開催して、総菜や魚の干物等を販売してございます。楮部会は、良質の和紙の原料を有してございまして、歴史的重要な文書の修復材料として文化庁等への納品をしてございます。柚子部会は、ユズを使った製品製造、販売を主体に活動してございますけれども、現在、作付面積が少なく、収益を上げるまでには至っていないのが現状でございます。佐賀県北部は、毎月第3水曜日に定例役員会を開催して、各部会の活動状況等を報告し協議しているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

私の早とちりで、手を挙げてしまいまして申し訳ありませんでした。

あったかふれあいセンターと集落活動センターの運営体制の概要について答弁をいただきましたが、例えば運営推進会議。集落の方がこういう名前と呼んでいるかどうか、ちょっと聞き漏らしましたが。

あったかについて、実施状況を把握していれば教えてください。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

実施状況を把握しておいたら答弁してほしいというお話ですが、その実施状況というのは、その運営推進会議ということですか。

（宮川議員から何事か発言あり）

すいません。運営推進会議については日付等把握を、今、資料を持ってきておりませんし把握しておりません。

で、先ほどの答弁で答弁誤りがあったらいけませんので、再度申し上げたいと思います。

各あったかふれあいセンターにつきましては、大体10月と3月ぐらい、年2回を目標に運営推進会議を行う予定としております。いわゆるその年度の上半期と下半期ということで予定をしておるということで、答弁に代えさせていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

前の時計がすごく気になるのですが、よろしいでしょうか。

（議長から「いいですよ」との発言あり）

今の答弁では、あったかふれあいセンターの運営推進会議を年に2回、10月と3月ぐらいに予定してると。私もちょっと、北郷のあったかセンターはちょっと関係したことがありまして、24年については10月の30日、2回目を25年の1月の29日に開いておりますが、25年度は、こぶしと北郷は共に開催してないような風の便りみたいなのを聞いてますが。もし、してないようであればちょっと、町から多額の補助金を出して、まあ大元は県からかもしれませんけども運営してる施設。

例えば、私は入野の早咲へ住んでますが、入野早咲には、共に民間の施設ですが介護施設いいですか。そういった施設が2つありまして、それぞれ2月に1回程度、運営推進会議を開催してます。町の職員もその推進委員になってまして、課長、係長、係。それから、社会福祉協議会の職員も局長ほか1名とかいうふうな形で、かなりの人数がそれぞれ委員になっており、複数名が推進会議にも参加してます。ほんで一方、集落を聞きますと、月に1回のペースで、例えば北郷はやっている。にもかかわらずですね、あったかにかんして言えば年に2回で済むような話ですが。

この3つの例からしても、あったかふれあいセンターへの何いいますか、かかわり方というか、町の中山間の大きな事業として取り組んでるといふ、その姿勢が見えてこないように思うのですが。

そのへんについては、できれば町長に聞きたいですが。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

運営協議会の開催回数をもって町の姿勢がということについてはですね、少し自分は違和感もございます。

それから、先ほど来のご質問の中でちょっとかい離がありますので、もう1回ご説明させていただいた方がええと思うんですけど。

これは、あったかふれあいセンターのご質問をいただくたんびにですね、その地区に集う場所を単に造りますという事業ではありませんという説明も繰り返しやってきました。これ自分たちが狙っているのは、単に集うところを造るのではなくて、全町域をカバーできる福祉ネットワークを作りますと。その一つが北郷にあり、その一つが入野にあり、その一つが北部にあると、こういったことになってございます。よってですね、近隣の方、ほとんどまあ近隣の方なんですけれども平時のご利用者ですね、施設ご利用者。集っていただけのご利用者。この方たちの、その集う機能ももちろん強化しなければなりませんけれども、それだけでは、あったかふれあいセンターをつくる意味がないんです。よってですね、休所日を設けてでも、本当に支援の手を必要とされている方の所への訪問活動であったり、あるいは相談事業であったり、こういったことを強化する必要があるということで今の運営体制になってございます。これは自分たちも了承しているところでございます。

よってですね、当然のことながら町としてということでございますが、自分たちはいったん委託をして、そのサービス内容の精度がどうなのか。こういった検証をしながら、その委託先の意向に沿った形で自分たちも協議をさせていただくと。これは大変重要ですけども、それ以外にもですね、さまざま、あったかふれあいセンターでこういう機能が付加できないかとか、あるいは次の施設の構想。こういったものにも順次、自分たちは手を出していかなければならないところでございまして。このあったかふれあいセンターへの関与、その関与の窓口となる、その運営協議会の開催回数が少ないので姿勢がどうかという質問は若干、自分自身はちょっと違和感を覚えます。

よって、精度の高い協議をさせていただきながら、順次この構想が一日も早く実現するような、そういった思いでこれからも取り組んでまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

回数2回であり、伺いますか、町長は自分ではあるような回答でございましたけども。

これからいろんなネットワークを作って、いろんなことをやっていこうという、事業を今から広げていこうというその言葉とですね、その集まって会議をする回数が年に2回というあれとは、全然一致すると私は思えません。

それで、例えば去年度、開催されてないというような情報も入って、それを執行部の方はしたかせんかも分からんというようなことでは、ネットワークを構築していこうという言葉とは、ちょっと相容れないもののように私は感じますが。

もう一遍、町長の答弁を。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し、誤解のないように整理させていただきたいと思います。

これは運営協議会の場合だけがですね、協議をする場ではないんです。これ相当回数うちの職員は入ってまして、この北郷、こぶしの方もそうですけれども。この北郷には相当回数入ってございます。それは運営形態が変わるということ、それから運営主体が変わるということ、それから今後の方向性、それから地域で出てきた課題の解決の手法の模索。こういったことで、運営協議会だけが話し合う場ではなくて、そうでない回数は相

当入ってございます。よってですね、自分が思うのはその開催回数ではなくて、その中身、精度。検討の精度であったり、協議の中身が重要ではないかと思ってございます。

よってですね、2回が足りない。例えば、中間検証がもう少し高い頻度で必要ではないかと。こういったことになると、また検討をする必要もあろうかと思えますけれども、いったん運営形態が決まって、こういう方向性でいきますということになればですね、後はしばらくやってみてですよね、それからいったん検証しましょう。そして年度末、あるいは次年度に向けた協議を行い、次年度はこういう方向性でいこうということで、僕はいいんではないかと思ってございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

その運営会に対する私の考え方がちょっとおかしいのかもしれないけれども、やっぱり現場の意見とか住民の意見を。それは直接行って聞くのも大事だと思うんですけど、そういった会議というのは、事業を進めていく上では不可欠なものやと私は思うがですけど、別のやり方でやっていくと言われると、回数が少ないのを別のやり方でカバーしていくというふうに私には聞こえたがですけど。そんなことをせずに、もう少し回数を増やしていた方がいいような気がします。

すいません、かまんですか、続けて。

（議長から「どうぞ」との発言あり）

あと1つですが、マル3、あるべき姿と、それに向けての課題と対策ということで。

今の課題と対策を考えておれば聞きます。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは最後の質問、あるべき姿と、それに向けての課題と対策についてお答えします。

ご質問は、あるべき姿とされておりますが、ここではあったかふれあいセンターの目標としていることをお答えすることで、答弁に代えさせていただきたいと思えます。

あったかふれあいセンター事業につきましては、県の要綱で、実施しなければならないサービスや地域の事情に合わせ選択できるサービスがあります。

あったかふれあいセンターは、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、生活支援サービスなどを受けることができる福祉の拠点として実施する事業として位置付けられております。このため、集いをはじめ訪問、相談などのサービスは実施しなければなりません。

あったかふれあいセンターの目標としましては、これらのサービスを充実させ、福祉の拠点としたいと考えております。

また、地域に密着することで、地域のご高齢の皆さまのニーズに的確に応えたり、地域の課題解決に向けた手助けができ、地域と共働ができる施設にしたいと考えております。

次に、それに向けての課題と対策につきましては、あったかふれあいセンターが地域で共に支え合うことができるための福祉の拠点施設となれるよう、地域の課題解決のための手助けを行い、また、地域の力をお借りして、あったかふれあいセンターの運営に関しても地域から手助けしていただくなど、地域との連携や共働の方法が課題であると、そのように考えております。

そのためには、訪問や相談活動などにより理解を深めていただくとともに、地域の取り組みに協力すること

などを通じて、地域の皆さまからご理解がいただけるよう、取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは私の方から、集落活動センターのあるべき姿と、それに向けての課題と対策についてお答えをさせていただきます。

集落活動センターの本来あるべき姿につきましては、人口の減少や高齢化等により中山間地域の維持が難しくなる中、産業や雇用を創出することにより地域を元気に活性化させる取り組みが求められてございまして、その方法の一つとして、あったかふれあいセンターとの連携が挙げられてございます。

あったかふれあいセンターの集いや訪問、相談などの福祉の拠点としての活動に、集落活動センターの産業や雇用の創出を加えることによって、子どもからお年寄りまでが元気で住みやすい地域をつくることを目標にしております。

課題と致しましては、北郷に致しましても佐賀北部に致しましても、まだ本格的な運営が開始されたという状況にはございません。ただ今、県の3年間の補助期間中は、その基礎となる土台をハード、ソフト両面から整備している段階にございまして、補助期間が終わった4年目以降の自主的な活動が重要になってくるものと認識してございます。

その対策と致しまして、この補助期間中に先進地での視察研修などを行って、運営体制の充実を図らなければならないと考えているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

ちょっと順序が逆になるかもしれませんが、集落の今後いいですか、今答弁にありました、3年間は県の補助があつてという話がありましたが、問題は4年目以降。

今年、北郷は3年目でしたかね。間もなく4年目に入るんじゃないかと思いますが、そのあたりの動向どうか、どういうふうな動きをしているか教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

再質問にお答え致します。

集落活動センター北郷は平成26年度で3年目を迎えてございまして、平成27年度から4年目ということになってございまして、一番の課題は、やはり集落支援員の人件費ということになってこようかと思えます。そういったことの人件費をリカバリーするような産業といったことの振興を図らなければ、維持できないということになってございます。

ただ、3年目を迎えますけれども、集落支援員の補助を受けましたのが24年度の年度途中でございましたので、平成27年度も残期間、正味3年ということでございますので、おおむね半年ほどの人件費はリカバリーすることになってございます。それから向こうのまた人件費ということになってございますので、今はまだそう

いったことの研修しながら、今後の取り組みを検討しているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

来年の6月ぐらいまでですかね。何か、いろんな地場産品を作って、例えば道の駅なんかで売っていくとかいう話もありましたけども、もう少し希望の持てる答弁をいただきたいのですが。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

再質問にお答えを致します。

集落活動センターのことにつきましては、昨年の9月議会、山崎議員のご質問に町長がお答えを致しましたように、集落活動センターとあったかふれあいセンターの連携は重要でございまして、そのための環境整備は進めていきたいということのご答弁をさせていただきました。

しかしながら、集落活動センターは地域間の共助態勢を発展させていくという狙いがございますので、行政が手を差し伸べることによって地域の自立を阻害するというのは極力避けたいという狙いでございます。援助することは簡単ですけれども、活動を活性化させることにはなりませんので、そのような視点に立っていききたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

ちょっとくどいかもしれませんが、県の補助金が切れて、あと人件費を町で負担する考えがあるかどうか教えてください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずですね、普通にいけばですね3年で打ち切りです。これを恣意（しい）的判断するというのは制度根幹に関わることでして、それは僕の立場であっても恣意（しい）的判断するべきではないと思います。

しかしながら、三セクと一緒にございまして、例えば、ここで支援しておけば次につながるというタイミングはこの1年であるということであれば、それは検討する必要があるかと思えます。

今、産業推進室ならびに三セクの職員を通じまして、この集落活動センターでの商品開発ならびに商談を進めているところでございまして、それがしっかりと収支計画が整うということになれば、検討材料にしなければならないと。自分たちは今、そういう基本認識で協議を進めているところでございますが、基本的な制度。この制度を当面、当初の契約と完全に違う恣意（しい）的判断をその制度の終了年に行うというのは、あまりにも少し逸脱している判断でございまして、それはできるだけ差し控えたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

こま切れの質問で申し訳ないですが、あと少し。

あったかのあるべき姿とちょっと関係あるかどうかは分からないのですが、運営体制の方でちょっと質問するべきだったことが1点ありまして。あるべき姿の中に運営体制があるということで、ご了承ください。

現在、あったかでは3名の方が勤められてると思うんですが、多分パソコンは1台で動かしていると認識しておるのですが。これは3時ぐらいまで利用者に対応して、3時から5時までの間いうか、まあ3時から取り掛かるかどうかは分かりませんが。そのパソコンを利用する時間が重なってしまって、ちょっと時間内に処理ができないことが多々あるというような話も聞きますが。

そのへんについてはどのように認識されてますでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

パソコンが足りないというお話は、そのスタッフのパソコンが足りないという意味ですね。ちょっと、今までの質問とちょっと毛色が違うのかなというふうに思いますが。

それは町と委託先との状況で、委託先の方から、パソコンがどうしてもこういう理由で必要だからっていう要望があったら、町としましては例えば今年度の対応は無理でも、来年度の当初の委託料の中で検討するとか。

すごく、急にミニマムな話になったんで非常にお答えはしにくいんですが、そういう検討はできると思いますので、そのへんでご了解いただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

課長がおっしゃられるとおり、少し細かい話になりましたが。

では最後にですね、いろいろ全体的な、今日の2つの質問で全体的なこととして、あったかも公共バスも、すごいこう利用者に安く利用してもらえよう形で計画していただいて、ある面、それは利用者が安いに越したことはありませんので、それはありがたいことですが。この事業をずうっと継続、持続していくために、ある程度、受益者負担があってもというように私は思います。

これはまあ独り言ということで構いませんので、それを申し述べて私の質問を終わります。どうも。

議長（山本久夫君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、13時45分まで休憩します。

休 憩 12時 16分

再 開 13時 45分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、下村勝幸君。

15番（下村勝幸君）

それでは、通告書に基づきまして質問させていただきたいと思います。

今回ですね、私事になりますが、議員になりましてちょうど10年たちました。それでこの9月で10年たっ

たわけなんです、その総括も含めて、今回は質問していきたいと思いますが。執行部の皆さん、また議員の皆さんにもお伝えしておりますように、今議会をもって議員を辞職しますので、今回それに当たって、最後に私、何を質問したら一番いいのかなと思ってですね、自分なりにいろいろ考えました。福祉のことであったり、産業のことであったり、防災のことで、教育のことで、本当にいろんなことが質問の中で考えたわけなんですけど。

やっぱり自分で一番聞いてみたいことという、これはもう町長の頭の中にある、町長がこの黒潮町をどういう町にしたいのか。町長の中で考えられ得るすべての思いとか、そういったものを自分がやっぱり聞くしかないなと思ってですね、それで今回の質問もこのような形の質問にしました。

1つ目が、黒潮町の未来像についてということです。

町長が目指す黒潮町の未来像について、これまでの議会を通じて、町民に分かりやすく、より明確に示すように何度も質問をしてきた。そうした中、今年の4月の町長選において大西町長は再選をされ、新たな4年間の任期が始まったわけであるが、そこでもう一度確認をしたいということで。

まず1つ目です。各課において、町が取り組まねばならない重点課題に対し、できるだけ優先順位をつけ、数字で示せるものは明確な数値を含んだ努力目標を町民に公表し、その努力した結果を判断材料に使いながら、次の事業に生かせる仕組みを作る気はないかという質問であります。

これについては、本当に何回もですね、町長就任されてからもうすぐのところから質問をしてきましたので、もしかすると同じような答えになるのかもしれませんが、できればまずお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁冒頭、10年間の下村議員の議員活動に対しまして、そのご功績とご貢献に心より敬意を表する次第でございます。今後、立場は変わられましても、また町政発展のためにご指導賜りますよう、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、通告書に基づきまして基本認識を申し上げますので、不足につきましては再質問で掘り下げいただければと思います。

通告書でも示していただいておりますとおり、すべての業務が数的目標の設定に適している業務ではないと考えてございます。基礎自治体の行う行政業務のほとんど、これらは根幹的には定性的に評価されるべきものであって、定量的評価はアウトプットの評価でしかないというのが基本認識でございます。

地方自治法第1条の2に規定されるように、基礎自治体の役割は住民福祉の増進であり、その本質的な要請である住民の幸せの追求であり、その自主性であります。よって、自分の立場で見失ってならないのは、住民の皆さまが行政を信頼していただいているかどうか。そして、住民福祉の向上が図られていると実感していただいているかどうかであって、これはどうしても定性的な評価となり、その検証は住民対話をもってでしか判断できないということでございます。この定性的な評価というのは、わが国の現行の三層制の統治機構からすると、基礎自治体の責務であると考えております。

しかしながら、住民サービスの提供に大きく関係してまいります業務執行、およびその管理の効率化。今回の質問はこういった観点からだとも認識しておりますけれども、そういった観点からすると、予算主義である以上、この執行管理の方が大変重要であると考えております。それらの観点から就任来、予算編成方針策定前の段階で全課を対象にサマーレビューを実施しておるところでございます。これらの中で施策の重点化、あるいは優先順位の設定ということになってございます。しかしながら、ご指摘いただいておりますように業務

の性質によってはどうしても数値の目標を立てなければならないものがございます、それらは主に産業関連業務ということになるかと思えます。かなり大括りなカテゴリーでございますけれども、これらは一義的に経済活動でございますので、当然のことながら事業効果は数字で判断できるものであって、また、中には主体的に経営計画を組まなければならないものもあり、こういったものにつきましては、現段階でも経営計画等の精度向上に努めているところでございます。

なお、現在、基礎自治体が置かれている立場を少し申し上げますと、地公法の改正に伴い、今後はこれまでよりも高度な人事評価が必要となっておりまして。これは決定事項でございます。県を参考にさせていただきますと、個人目標の設定もあるようでございまして、それらの個人の目標と所管する業務とリンクさせて、目標設定が可能かどうか検討する必要があると考えてございます。

今回は、この業務効率の改善、あるいは優先順位の設定という観点からのご質問であると認識してございます。よって、提案は提案として受け止め、次回の執行機関会議で少し投げ掛けをさせていただきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

今年度もですね、決算書が挙がってきてるわけなんですけど、今回も業務執行報告書ということで皆さんお手元にあると思えますけど、かなり分厚い報告書が出てきております。

で、これもですね、見て分かるように、ほんとに多くの事業が実施されておまして。ここに、報告書にあるとおりですね、平成 25 年度ももう 100 億を超えるぐらいの予算がもう 3 年ぐらい連続して、確か続いていると思えますけど、そういった形で事業がされてるわけです。

自分が監査委員をやらせていただいたときに、まあ予算執行の分野での、もちろん監査ということが主体になりますけど、行政の方のその業務監査も含めて、よく聞くことがありました。例えば、担当者の方に、その事業をやられてる事業が本質的に、それは何のためにやっている事業なのか。その事業が何を追求してこの事業をやって、結果的にその事業をやって本当に町民の福祉のための向上になったのかどうかですね、そこらへんをぜひ振り返ってみてほしいということ、監査の中でも何度かそういうことを指摘したことがあります。

それで、先ほどちらっと町長がですね、どうしても予算消化の事業になっていくのというような、ちらっとそういうお話もありましたけど。そのあたりですね、まず町長の方の認識として、その担当職員まで、やはりそれぞれの事業について本質的な部分で、これは何のためにこの事業をやっているのかということまで落とし込んだ形でみんなが理解できているかどうか。

そこらへんのご認識どうでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答えさせていただきます。

まずですね、課員までのということでございますが。今回ご提案いただいているのはですね、基本的には業務効率の改善の観点からだと思っております。

それから、その手法として、その数値目標の設定が必要であるということでありましたら、執行機関会議で諮らせていただき、各課でマネージをお願いするというのが自分の立場であろうかと思えます。

予算のその執行計画でございますけれども。これ、単純に予算執行するのが自分たちの仕事ですという、予

算主義の何かこう悪い部分を申し上げているのではなくて、基本認識はどこに立っているかということ、当然のことながら、前年度の3月議会におきまして予算審議をいただくことになってございます、議会で。その中でですね、業務の説明をさせていただき、事業の説明をさせていただき、それは住民福祉の向上に資するとご判断をいただいた上で議会の議決をいただき、その予算を1年かけて執行していくということになってございます。

よってですね、業務報告書の中の事業を拾って、これは本当にどうかというのは、本来この本会議の議場の場で行われるべき議論であって、それはあまり過度にそこへ踏み込むのはちょっと議会軽視にもなるのかなど、自分の基本認識はそう思っております。これが自分の二元代表制の基本認識でございます。

それから、ご提案いただきましたように、課員への周知徹底ということでございますが。大きな課を対象にした協議がですね、基本的にはこの夏の期間。あと2課は残っておりますけれども、基本的には7月、8月ぐらいに毎年やらせていただいているサマーレビューで、その課の全体業務、これの整理と、それから優先順位の設定と。中にはですね、ご提案いただいてもなかなか推進体制の確保がならず、来年ちょっと着手は難しいというような判断をさせていただく部分もございます。

よってですね、このサマーレビューは基本的には自分と副町長が担当しておりますが、サマーレビューに至るまでの間に、各課で相当のお話し合いをいただいていると認識してございます。その中で、しっかりと課内でも意識の共有が図られていると、そのように考えているところでございます。

もちろんおしなべたお話でございまして、すべてがというところではございませんけれども、業務の流れからするとそういったフローで担保してるということでございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

課内ですね、どういう形で課員の所まで落とし込んでいるかというお話が今あったわけなんですけど。そこをもう少し、ちょっと具体的にお聞きしたいんですが。

例えば、年度始まりのころにですね、今、サマーレビューで町長の方は落とし込まれてるようなお話あったんですけど、課内でのレベルのこのお話なんです。年度が始まりました。そのときに、それぞれの事業に対してですね、その各課ごとにある一定会議を持たれて、できればそのときに、例えば優先順位をつけられるようなですね。例えば、この課では、今年度は特にこの事業について集中的にやろうとかですね、このことがこの課の中ではプライオリティーが一番高いだろうから、ここへちょっと、例年に比べればもう少し力配分も変えていこうとかですね。

そういった具体的なお話というのはあるものなんでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

基本的に、次年度に予算を組む場合においては、何をしますかということがまず設定されなければなりません。その中には、2つ大事なファクトがございまして。

1つは、当然のことながら財源確保でございます。事業を行うにおいて、多寡は問わずに予算が必要であるわけですから、この財源確保をいかに達成するのかということがまず1つ。

それから、業務によっては、この推進体制を整える必要があるものもございまして。今、監査をいただいているのでご理解いただいていると思っておりますけれども、人員配置と業務バランスが著しくバランスを欠いているよ

うな課もございまして、そちらにつきましてはサマーレビュー、あるいは年度当初の会でしっかりと業務整理を行い、本年度につきましても、課によっては業務整理を行った。つまり、他課への所管の移行。こういったことを行った事例も実際にございます。こういった中でですね、しっかりとさび分けといいますか、めりはりのついた業務を執行できるように努めているところでございます。

サマーレビューに挙がってくるまでのプロセスというのは、実は自分、副町長は参加してございまして、出来上がったことについての協議ということになります。しかしながら、課として来年度ここにという提案があってもですね、それらすべてが是となかなかできないような場合もございまして。簡単に言うと、切る業務も出てまいります。

しかしながら、そのプロセスの間のどういう議論がされたかというのは一部しかお伺いできませんので。例えば、健康福祉なんかよくやっていただいて。健康福祉課長にそのプロセスあたりを、少し補足で答弁いただければと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

先ほど休憩時間に、福祉課長にもしかしたらというお話をしてたんですが、町長の方から思い切って振られましたけど。後ほど、そしたらいきたいと思えます。

今ですね、町長いろいろお話してくださったんですが。例えばこの施政方針の部分と、町長が毎年6月に発表される施政方針があると思うんですが。その施政方針と、各課内でいろいろ事業を組んでいくこととですね、どういうふうにそのリンクされているのかなというところをちょっと確認させていただくと、もう少し深まるじゃないかなというふうに思えます。

で、ちなみにこの施政方針の一番最初の部分で、産業振興の部分の一番最初にあるのが農業振興なんですよ。で、農業振興課長の方にちょっとお聞きすることになるかもしれないんですが。

そこですね、例えば、これ8ページ一番下の方にですね、例えばレンタルハウス事業やハウス整備事業などを実施し、農業者の経営基盤強化を図っていきます。また、新規就農者研究支援事業や青年就農給付金などにより就農支援を図っていきます、というふうにこう文章あるわけなんですけど。このあたりがですね、私が思うに、やはり町長が作ったこの施政方針の中でこういう事業やりたいということになってくると、これがあ意味、その農業振興課長の所で扱う、その重点項目の一つになっているんじゃないかなというふうに思えます。で、それを、私が言いたいのはですね、ここに町長がこれだけのことを述べて、こういうことをやりましょうっていうのをうたう以上、各課内でもですね、この施政方針に基づいた何らかの目標設定があって、じゃあこういうふうに具体的に。例えば、さっきのレンタルハウス整備事業なんかでしたら、今年度は大体このぐらいの数量を確保していきたいとか、就農者をこのぐらいつくっていききたいとかいう、ある一定具体的な数字を出した上で、それに向かって課員の中で、じゃあこういうやり方をしてこの人数を確保していこうとかですね、次年度に向けてこういうふうにやっっていこう、とかいう形が出てきてしかりなんじゃないかなというふうに思ったわけなんですけど。

そのあたり、どういうバランスになってるんでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

農業を例に取っていただきました。今年ですね、大変ご迷惑もお掛けしましたけれども、施政方針のタイ

ミングが町長選挙の関係から若干遅れましたけれども、例年でございますと、3月議会に予算を提案させていただいて、それと同時に施政方針をやらせていただくということになりますと、完全に予算とリンクしていることございまして。ここに載っているもので、例えば予算化された。中には予算が必要のない重点項目もありますけれども、ほぼ予算が必要な項目でございまして、まずリンクしているのは間違いないということでございます。

それから、ここの農業の部分でですね、例えばレンタルハウス整備事業、新規就農者、あるいは黒潮町農業公社。この農業公社につきましても、新規就農者をいかに輩出していくシステムをつくっていくかということに重点を置いているというのは、これまで答弁してきたとおりでございます。これらはすべて戸別計画で持ってまして、この農業公社の新規就農者の輩出と、それから新規就農者研修事業、それからレンタルハウス。黒潮町で就農するときにはこういうフローパターンが考えられますというのは、実は整理ができていまして、これは戸別に多分布をさせていただいたのではないかと、ちょっと記憶してはるんですけど。もしかしたら農業従事者の後継者向けの、既に農業に従事されているお宅だけだったかも分かりませんが、その黒潮町で就農するパターンはこういうパターンがありますというのを分かりやすくポンチ絵にして作った資料と、それから数字を実際に入れて計画を作った計画表というのもございます。それらがすべての項目で作成できているかという、そうはなっておりませんが、今回ご指摘いただいたこの農業の部分についてはですね、そこまでの整理はできているということになってございます。

しかしながら、この施政方針の性格でございますけれども、そこまで盛り込めと言われればできないことはないんですけども、結局のところ、これ政治姿勢を問われているものなのかなと思います。よって、施政方針に対してですね、それから1年かけて政治姿勢を問われたり、あるいは方向性を問われたり、あるいは事業効果を問われたりというのは、それから1年かけて次年度の予算編成までに行っていくべき作業であると、そのようにも考えてございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

そうですね。まあ施政方針自体はですね、町長言うように、ここの中でもちょっと後で出てきますけど、総花的な書き方で書かれるのが当然のものであろうと思いますけど。その、やっぱり町民に具体的に見せる部分。そこになってくると、ある一定やっぱりブレイクダウンしたものが必要になってくるんじゃないかなというふうに思って、この質問はしているわけですけど。

そういった中で、例えば今回の決算の中でもですね、よく自分たちがチェックする部分として、例えば決算上不用額という形で、予算計上はしたもののお金が余ってるとか、この部分が残ってしまいましたよってということで、その原因についてよく追及があります。この不用額なぜ発生したんですかというところで、もちろんその事業をですね、当初予定した、当初想定したその事業目的を完全に達成して、それで、例えばその実施したことによって、その努力を得たことによってお金が多少余ったとかですね、入札減によってお金が余ったとか。そういう部分で不用額が作られてるんならいいんですけど、自分たちが当初狙っていたその事業目標も何となくあやふやな部分で発してしまうと、どこまでがこの事業に対していい結果を出せたのかというところが明確になってないと、そこらへんがはっきりさせづらいんじゃないかなという思いがしてですね。だからできるだけ、こういう町長の施政方針が出てきた段階で、課内でのブレイクダウンで、このターゲットはここやと。こういうところで、ここまで持っていこうというところを決めた上での、最終的にその不用額がこれだけ出るとか出ないとかいうところであれば、私は何ら問題ないし、そういうふうな検証をされているのであれば、さ

らにいいんじゃないかなというふうに思うんですが。

そのあたりの感覚というかですね、町長が思われるその事業効果というか、実際やったことに対しての、その検証まで含めた部分はきちんとできていると思われませんか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

この事業効果の検証でございますけれども、単純にクリアできる数値目標と、その数値だけでは分からない事業効果というのがございます。これは多分に定性的評価を要しなければならない事業という性格でございます。

そちらの方はさて置き、その数字で完全に把握しなければならない事業効果ということになりますと、これはすべてができているとは申しませんが、ほぼできていると自分は認識しております。

それから、不用額のご指摘がございましたけれども、ご指摘いただきましたように、例えば入減とかそういったことについては、何らといいますか、積算が甘いと言われればそれまでですけれども、あまり自分たちが危機感を持たなければならないほどのものでもないと思っております。

ただ、気を付けなければならないのは未執行ですね。そうなりますとこれは議会ですね、こういう事業をやり、その事業を実行するに当たる可否をご議決いただき、それに伴う予算を可決いただくということでございますから。未執行というのは、この行為自体が完全に議会軽視でございまして、これは住民サービスの提供能力が低下するとか何とかという以前の問題で、事前の審議が非常に不足していたと言わざるを得ないと思っております。これにつきましても、その対象案件というのはないと自分は思っております。

それから、少し全体の流れを整理させていただきますと、この施政方針というのはですね、はっきり申し上げますとこの施政方針を毎年、例えば予算編成方針だったりいろんな方針を出すわけですけれども、1年かけて、自分が例えば各課との協議であったりとか議会答弁であったりとか、あるいは課の協議によって新たに興っていく事業であるとか、こういったものを職員が取りまとめていただいて、次年度これができるということになってございます。よってですね、この施政方針をもって、その年の予算がということにはなりません。それがこの施政方針の性格だと、自分は思っております。よって、かなり前段からの協議の内容であるとか、議会答弁の内容であるとかを把握していただいて、それぞれのカテゴリズされた所に落とし込んでいただくと。

自分が最も重要視しているのはですね、この施政方針で。やはり政治姿勢だと思っております。大体この文章の末尾、大体2ページ、3ページぐらいを頂いて書かせていただくんですけども。ここが大変重要な所であって、こういう気持ちで職務に臨むんですよ、あるいは黒潮町役場としての行政組織はこういう方向に行くんですよというのはですね、末尾のこの文章で自分はしっかりと表すべきだと思っております。ここにかんしては全部自分が書かせていただいて、事前の資料をもらって整理するのではなくて、自分が書かせていただいております。

今回もですね、例えばさまざまな課題がありますけれども、2年間積み上げてきたこのワークショップ、こういったことの先進事例からすると、これは他課の業務にも引用できるんじゃないでしょうか。こういったことから、課題解決の手法も模索していきたい。こういった方向性を示すわけでございますけれども、ここについては職員もしっかり読み込んでいただいてですね、そういう方向性でいきたいと思います。ということになっていると、現段階ではそういう認識を持っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

まあ自分のですね、ちょっと認識の違いもあったかもしれないんですが、施政方針なんで、その年にこれをやりたいと。で、町長の思いも含めて、もちろんその各課の今までの事業含めてですね、やってきたこともここにすべてここに集約してきたものがですね、この1年間これを目標としてやっていくんだというところを出てるというところは、まあある一定、ある意味同じ認識だったのかもしれないんですが、そこの中にですね、町長の思いもある一定は入っていったらということ。

自分がどうしても、まあ次の質問にもだんだん近づいてくるんですが、考えていきたいところがですね、最終的にはこういう文章の中、先ほど町長もお話あったように全体を網羅する形で作られてるんで、施政方針自体は町長の政治方針であったり、自分の理念的なものであるんで、あまりここの中には具体的な数値とかは出てこないわけなんです。

それで、以前からですね、私がずっとこう質問してるのは、最終的には町長がどんな町にしたいか。どういうふうになっていくんだ、今年は何を目的にするんだというところをですね、もう少し具体的に見える形にしてあげないと、全体での検証もなかなかしづらいですし、こんなことをやろうという精神論だけで終わってもしようがないんで、できるだけそういう方向に持っていきたいと、持っていくべきだというふうに自分は思っていましたので、この質問をずっと続けてきたわけなんです。

じゃあ、2つ目にちょっと移っていきます。

2つ目の質問がですね、先ほど、その上記で個別に考えられた事柄と町長が独自に考えている事柄を総合的に判断し、これからの4年間でどういった計画で進めたいのかが分かるような、町長の思いをまとめた黒潮町のランドデザイン的な資料を作成し公表する考えはないかということが、その2つ目の質問であります。

先ほど来出てますように、この6月議会で配布されましたその町長の施政方針では、まあ総花的な内容になっておりますので、言葉は悪いかもしれませんが、具体的なその根拠が見えずに、せつかくのその町長の熱い思いがやはり伝わりづらい、伝わってこないものになっております。

若い町長に期待する住民も多いと思います。何度もこのことについては提案を続けてきましたけど、町長自身ももう十分だと思われるかもしれませんが、ぜひこの提案を受け入れて、そういった、町民に具体的に、今年はどういうふうに頑張ろうというのを見せられるようなですね、その資料を最終的に作っていただけるお考えはないか。

いかがでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

平成27年度の施政方針と併せて、別添でお示し致します。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

満額回答をいただきました。

自分としてはですね、そこで、この場所でちょっと見ることはもうできないと思いますけど、一町民としてですね、そのときはまた見せていただこうと思います。

それで、もうここまで言っていたいたんで、質問する内容自体がもうなくなってしまったんですけど。

それで、まあ補足というかですね、自分の中の思いとしてちょっと思ってたことがあるんですけど。やはり今言ったように、町長が、この町をこんなふうにしよう、ここを力入れていこう、こうやってやろうというのをやっぱり見せてあげて、そうすることによって職員も住民も、みんながですね、ああそうか、この黒潮町はこういうことで頑張ろうとしてる町なんだ。よし、そしたら自分たちもこういうとこで協力していこうという、やっぱり気持ちが起こってくるのが大切なのかなというふうに思いました。

特に、今は職員がこうどんどん減少していく中で、それも財政的な部分で考えて職員の減であったりとかですね、今までも取り組んできてるわけなんですけど。先ほどの一般質問でもありましたけど、いかに住民サービスを低下させずにですね、これを乗り切っていくのか。今までと同じようなサービスを続けながら乗り切っていくためにはですね、やはり地域住民と今後はいわゆる協働の形で、できるところを補い合えるようなものが今から必要になっていくのかなというふうに思います。

で、そのためにも目標の明示をきちんとして、協働するときには誰がどういうふうにそこを分担して、みんなでどういう形で補い合えるのか。行政だけに任すんじゃなくて、住民もどういう形でかわればその部分がクリアしていけるのかとかですね。ほんとに考えないといけない課題がたくさんありますので、そこはもう今言ったような方向性を持って、みんなで行き詰らないといけないんじゃないかなというふうに思うわけなんですけど。

どうでしょう町長、このあたりの考え方は自分と一緒に感じでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これはグランドデザインを書くとなるとですね、非常に立ち位置も微妙なところもありまして。

基本的に、町の最上位計画に総合振興計画があって、それもまあどちらかという施政方針みたいなもので、どちらかという性格的なもの。それから、そこから実施計画に落とし込んでいかなければならないわけですけども。これはできてないかというそうではなくてですね、既に各課がやっておるわけですね。

で、結果的にまとめるとこうなりました、という資料でいいのかどうなのかというところが一番自分が悩んできたところで、そこをクリアしてやっていかなければならないと思いますが。当然のことながら、住民参加もいただいて計画を組んでる総合振興計画でございますので、当然のことながら新議員さんにお断りもしなければなりません。そういった中で、明らかな齟齬（そご）が出るようなものにはならないと思いますけども、やらせていただきたいと思います。

ただし、このグランドデザインを書く場合にですね、その趣旨ですね。例えば内部向けの意味統一ということであれば、どちらかという所管業務への集中、それから、その所管業務は他課への業務へどういう影響を持っているのかということですね、これはもう説明しなくても分かっているところでございます。長年積み重ねてきた蓄積がありますのでね、行政組織の中には、こういったところは、自分は心配しないところでございます。

ただし、ご指摘いただいた、住民の皆さんが今後の黒潮町の行政はどのような方向を目指しているのかと。こういったことは、例えば防災なら防災、福祉なら福祉というカテゴリーでしかお示しできてないのかなと、今反省してるところでございます、そこらを少しまとめさせていただきたいと思います。多分、そういうご趣旨のご質問だと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

ありがとうございます。

まあこの部分については、町長が言われるようにですね、最終的にこんな町ができたらいいなと思うようなところがですね、その町民と共有できる形が一番できることが望ましいわけで、ぜひですね、それを目指して頑張っていたきたいと思います。

自分はですね、そこらへんの話で幾つか質問をほかにも考えてたわけなんですけど、町長の方でもうやっていただけるということですので、もうこれ以上の質問はありません。

福祉課長、せっかく振っていただきましたので、ひとつ最後にお聞きしたいと思いますけど。

先ほどサマーレビューの中でですね、いろいろお話ありました。で、今からやっぱり自分たちが一番心配してるのが、その人口減です。特に、これちょっと質問の趣旨と外れていくかもしれないですけど、地域によたら本当にその地域を維持できることができなくなるような、多分地域がたくさん出てくると思います。今から。で、ここは本当にですね、将来を予測して、未来を考えて、今回の福祉ネットワークのお話もありましたけど。ああいう形で、行政もこういう形で守っていくんだという姿勢は見せてると思いますので。ですからああいうものですね、もっと分かりやすい形でみんなが理解しやすいような、そういうグランドデザイン的なものがそれぞれの、例えば福祉の部分、産業の部分、いろんな部分でこう出来上がっても、自分はいんじゃないかなというふうに思ってるんですけど。

どうでしょう、そういうことは町長が今作っていただけたということだったんで、福祉課長としてどうです。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

突然のご指名で、びっくりしてますが。

先ほど、振られたときの一番最初のお話が、サマーレビューのプロセス、どういうふうな考え方でどういうふうな作り方をしているか説明せよということでしたので、ちょっとまとめましたので、まずそのご報告からさせていただきます。

健康福祉課でサマーレビューを作るに当たりまして、多分5つのステップを踏んで作っておると思います。

まず1点目は、各係、各担当が、当該年度の目標としたい事業であったり、達成しなければならない事業であったり、課題となっている事業の洗い出しを行います。これは当然、メモ書きであるとか箇条書きで洗い出しをします。

その次の、2番目のステップとして、じゃあその洗い出しされた事業を並べてみて、じゃあ健康福祉課として、課としてどのようなそのメインテーマというか、目標を設定するかという打ち合わせが第2ステップになろうと思います。これを一緒にやる場合が多いんですが、基本的には各係から出てきたものを集めて、じゃあ健康福祉課全体としてどういう問題があるのかというのを取りまとめます。それと同時に、組み立て。まあシナリオ作成とよく言うんですが、どういう組み立てをやって訴えるかという、プレゼンの考え方の中に立った話し合いを行います。

それで一定の方針ができますと、3つ目のステップとして、当然、各担当がプレゼン資料を作ります。当然作るに当たりましては、目標であったり、課題であったり、現状であったり、各担当が自分の事業に対して調べて、整理をする必要があると思います。で、それをどういうふうに視覚的に見せたらええかという工夫もしながら、プレゼン資料を各担当が作ります。これが多分一番大切な作業になろうというふうに、私の方は考えてます。

それで4番目のステップとしまして、プレビューのプレビューといいます、課の中で練習します。で、それは当然練習という意味合いもありますが、課の中で問題点であるとか目標であるとかを共有するという大きな目的の中で、プレビューのプレビューをやっています。時間的に余裕がないときには、もうそれはできないときもあります、課内で共有して、そこで時々意見が出てきて、こうしたらどうかとかいう意見なんかもここでいただくことがあります。

で、それらを整理して、最後に、町長、副町長にプレゼンをする時間を頂いております。

健康福祉課の特徴としまして、担当職員が直接、町長、副町長に対してプレゼンをするように考えてます。課長が何も分かってないけんということもあるのですが、課長が直接やるよりは、担当が自分の口で、課題であったり目標であったりを述べることってというのはすごく大切だと思っておりますし、町長、副町長に担当が直接、その事業の実情であるとか実態であるとか、述べる大切な時間やという考え方で行ってます。

健康福祉課につきましては、サマーレビューのプロセスとしてその5段階を踏んでサマーレビューをやって、そのときいただいた答えて、また職員の対応等も考えていっておるという状況です。

それと最後の端に、下村議員に言われました、地域を維持する方法ということで。すごく人口動態を見ると、多分中山間というのは、その地域を維持することができない。自治会も、もしかしたら存続することができなくなる、というふうに危惧（きぐ）しております。

そのための手助けの一つの手法として、あつたかふれあいセンターを使っていたきたいというふうに考えてます。当然、地域のその自治会の推進方法であるとか、方針とかにはかかわることは多分できんと思えますが、例えば簡単な会計の処理であったり、そういうことは大いに手助けできると思えますので。あつたかふれあいセンターは本来やらなければならない業務があるのですが、それと並行して、地域づくりも参加していきたいというふうに考えて事業を進めております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

とっても安心しました。素晴らしいと思います。

それは、町長に聞きたいんですけど。

今、健康福祉課長が言われたのは、もう全課においてああいう形でやられてるのでしょうか。

最後に多分、これだけ聞きたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

基本的にはですね、9月議会までに全課を対象にするんですけど、どうしても自分の日程が押さえられない場合があります、今、2課残っていると思います。それはもう直ちに、9月議会が終わりましたらまたやりますけれども。

（会場から何事か発言あり）

課ごとです。そうです。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

時間が相当余ってしまいましたけど、本当にいい取り組みだと思いますし、そのぐらいやればですね、本当に課内の意見も集約できて、本当に町をいい方向へ引っ張っていける体制ができていると思います。

ほんとに10年間、いろいろお世話になりました。ありがとうございました。失礼します。

議長（山本久夫君）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

ご苦労さんでした。

議長（山本久夫君）

次の質問者、亀沢徳昭。

5番（亀沢徳昭君）

それでは、通告書に基づきまして質問を致します。

今回はですね、町の主要産業の一つでもあります農業関連を柱とした、しかも、その中山間地域の活性化ということについて伺っていきたいと思います。

最近、国はですね、農業経営に企業の農業参入のためのいわゆる規制緩和を含め、農業経営の大規模化を推進している施策を打ち出しております。その一方で、食環境ジャーナリストで地域活性化アドバイザーも務める金丸弘美氏が唱える田舎力や、日本総研の調査部主任研究員の藻谷浩介氏が提唱する里山資本主義に見られるようにですね、田舎、あるいは里山を中心とした小さな経済、経営を進めている動きも見られます。

また、国連の食糧農業機関FAOはですね、今年を国際家族農業年と定め、家族農業や小規模農家は持続可能な食糧生産や食糧安全保障、貧困の根絶に貢献できるとして、各国政府に対し小規模家族農業を支援するよう要請をしているところです。

このような状況を踏まえ、農業経営の大規模化が困難と思われる中山間地域を抱える黒潮町において、中山間の活性化といえればですね、問題は林業も含めての話になるわけですが。林業については、以前、自伐林業も含めて質問をしておりますので、今回は農業を中心に質問をしていきたいと思います。

このことはですね、農業に関してです。町の単独ではなかなか不可能なことで、JAや、あるいは農業委員の方たちの連携も必要不可欠なことだと思っております。

町としてどのような施策を考えているかを伺います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、亀沢議員の、中山間地域の活性化についてどのような手だてを考えているかを伺うのご質問についてお答え致します。

中山間地域の農業につきましては、第1次黒潮町総合振興計画の中でも、中山間地域では高齢化が進み、遊休農地が増え、集落の維持さえ困難になる所も現れており、農地の持つ他面的な機能を維持するために集落営農を推進し農地の保全と水田農業の振興を図る必要があるとして、主要施策に、農作業受委託組織、集落営農組織の育成、またモデル事業の推進、地域づくり計画の策定、実施などがうたわれています。

そのことを踏まえて、現在、町では中山間地域等直接支払制度を活用して、黒潮町内においては10集落が協定を締結し、活動を行っています。

活動内容としては、8割単価と2割単価の事業があり、8割単価については、基本的に取り組みとして、農地、農道、水路の保全に係る共同活動と、これに加えて、2割単価分の、将来にわたって地域で農業を継続していける仕組みづくり、体制整備などとして、それぞれの集落ごとに異なる取り組みを行っています。具体的な取

り組み内容の例としては、農道、水路の改修による農業生産条件の強化や、集落営農組織による農作業受託、機械の共同化、集落ぐるみでの農地管理による耕作放棄地発生防止のほか、農家所得向上を目的とした地場農産物加工および販売等の取り組みを行っています。

また、新規就農研修事業や青年就農給付金、これらの事業も活用して、中山間地域での農業後継者が増えればと考えております。現在、中山間では2名の方が就農や研修に取り組んでおられます。

農作業受委託組織、集落営農組織については、中山間地域における農家の高齢化や担い手不足、また、近年の資材費の高騰や農産物価格の低迷等を考えたとき、個人で農業を継続していくことが困難になりつつあることから、集落営農組織を育成、支援し、地域農業の維持発展を図っていくことが重要と考えます。

黒潮町内においては10組織が活動しており、そのうち最も多い形態が農業機械の共同利用組織です。組織として集落内の農地を管理しているのは現状2組織で、うち1組織は法人化しており、もう1つも近々法人化の予定をしています。

こうした事業に取り組んで、維持発展に努力しているところですが、今後は、集落営農組織による活動、取り組みが重要と考えます。組織化や育成の支援を推進して、維持、活性化につなげていきたいと考えています。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

町としても、いろいろと施策を考えているようです。

先ほど、答弁にありましたその集落営農ですが、2カ所機械の共同利用というのが答弁だったと思いますが、そこはどことどこの集落でしょうか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

法人化を予定してる組織ですかね。

につきましては、1組織法人化ができてるのは荷稻地区です。それと、もう1つ考えている所が小川の地区です。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

集落営農というのはですね、特にこの中山間の、高知の狭い切れ切れとした所では、非常に有効な手段の一つとっております。

それとですね、先ほどのあれで、地場産農産物を促進しておるといふ所がありましたが、そこもうちょっと詳しくというか、どの地域がどういうものを作っておるかというところを少し教えてもらいたいがですが。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

これは中山間直接支払の2割分といいまして、その組織の中で創意工夫をしていろいろな事業に取り組む部分に当たりますが、大方の橘川の中山間直接支払の組織が、地元の生産したお米とか、またそういうもので加

工をして、直販所とか、また日曜市とかがありますが、そういう所で販売をしております。

また地域でも、そういう加工に限らず、イベントとかそういう活動も行っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5 番（亀沢徳昭君）

今、答弁がありました、その橘川の場合は、集落全体でそういうものをやってるのか。あるグループ、組織でやっておるのか。

どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

再質問にお答え致します。

中山間直接支払というのはもう地域で、その組織で取り組んでますので、組織で取り組んでおります。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5 番（亀沢徳昭君）

私がちょっと調べたところではですね、あの北郷のあったかふれあいセンターだったかな、地域振興の方じゃったかな、ですが。米あめを作って販売をしてるという、がありました、あれはグループでやってるんじゃないかと思うんですが。イチゴでもなくて、何だったっけ。堀さんなんか中心になってやってるグループがあると思いますが。

そのへんは把握してないですか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

北郷の方の活動の取り組みの中で加工品があるということですが、農業の方の、その中山間の関係では実施しておりません。

この部分は、私が産業推進室長のときに、この加工品をするに当たって補助事業を出されておりました。これは個人的な所だったと思っております。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5 番（亀沢徳昭君）

この活性化については、今のとこのはいわゆる前段でありまして、いよいよ活性化についての本題の方へ入っていきたくと思います。

この地域の活性化ということではですね、その地域の人々が生きがいを持って暮らしていける状態をつくり出す、いわゆるソフト面じゃないかと思います。

それからもう1つはですね、自前の経済活動を創出すること。これを、私はハード面というふうに考えておるんですが。

その手だてとしてですね、先日、先輩の坂本議員が質問されておりました庭先集荷事情も、これは生きがい

を与えるということで重要な取り組みの一つと考えております。

一方、この経済活動創出の手だてとしてはですね、私は一つとして、六次産業化というのも一つの手だてではないかというふうに考えておるところです。この六次産業化については、私が議員になって初めての一般質問の事項でした。当時から3年が経過しました。その間、県の方もですね、この六次産業化については六次産業化地産地消法に基づき、統合化計画認定の取り組みに力を入れてきております。

資料によりますと、平成25年12月1日現在で、この六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定事業者は19事業者となっております。その19事業者の中にですね、黒潮町では、土佐佐賀くろしお工房さんが認定事業者になって活躍してるようです。そして町もですね、今年の6月に高知銀行さんと相互に業務の連携および協力することにより、黒潮町の経済振興を図ることを目的とした地域再生活活性化支援にかんする連携協力協定を締結されているようです。そのことによって、地域の活性化に弾みがついてきたと思います。

その連携協定の項目内容、一応その他というのが含めて9項目あります。その中に、農林水産業の六次産業化、独自ブランド化の開発に関する支援も挙げられております。

このような、非常に六次産業化にとってはですね、非常にやりやすくなってるというような状態になっておりますが、この六次産業化について、今後どのように取り組んでいくのか。

それと、私が最初にこの六次産業化を質問したときにですね、促進計画については町の方で考えていかなければなりませんので、産業推進室と海洋森林課とも話しながら作っていく計画であります、というような当時の答弁をいただいております。その計画書のようなものは、その後どうなっていますか。それを併せて伺います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

再質問にお答え致します。

平成23年の9月議会での、亀沢議員のご質問の促進計画についてはですね、答弁の中で議員のおっしゃるような答弁を前課長がしております。

それですね、その協議については、その当時、六次産業化法が平成23年3月1日に施行されました。国のその六次産業化の補助事業を活用するに当たっての、地域の農林水産物の利用の促進についての計画、これを略して促進計画といいます。事業活用をするのに当たりこの計画策定に努めるものと、その法の中でなっております。

結果的にはですね、その促進計画につきましては、県の段階の策定で構わないと、対応で構わないということになりまして、町での策定はしていません。よって、その県での協議は、関係機関ではしてありません。

それと、あと今後の取り組みでしたかね。

（会場から何事か発言あり）

ですね。

今後の六次産業化についての町での取り組みなんです。農業者のその六次産業化に取り組むための支援については、県の方とも一緒に取り組んでいるわけですが、まず、県の方の事業で相談窓口を開設して個別相談に対応しております。それと、大まかなそのメニューとしては、取り組み主体の発掘、それと育成、それから取り組みの実践までを総合的にサポートして、最終的には、集落営農により取り組みまでのサポートを推進しております。そういった推進体制の下で、町も仮にそういう六次産業化を実施したいというような、集落なり個人なり農家さんなりが現れた場合には、それで対応をしていくようにしております。

ただ、ソフト事業については、今のような対応で取り組んでいこうと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

議員の中から出ました、くろしお工房のことについてですが、少し述べさせていただきます。

この佐賀のくろしお工房につきましては、佐賀の小型底引きの産物を使った、干物を使った生産販売ということ。アジ、サバ、アンコウ、シイラ、カマス。こういうものの干物を作って販売をしているもので、先日も、9月の第1日曜で行われました栲原のグルメフェスタ、それからサニーマート、それから県内の居酒屋等に出荷をしております。

それで、今年26年度の事業、県の計画推進課の事業を利用して、活動が旧の横浜保育所で行ってるもので、そこの施設の改善。換気扇とかの改善とか、そういう干物を揚げますフライヤーですか、そういうものを購入するということで、今年の計画推進課の事業を利用して、そういう施設整備も行う予定をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

いやいや、やられました。

というのがですね、今のこの六次産業化の例として、くろしお工房さんのことをこちらの方から紹介しようかなと思うところを、先手を取られまして、ちょっと質問がしにくくなったんですけども。

その六次産業化というと、何かこう難しく考えている面があるんじゃないかと、私は見受けられます。もともと、このくろしお工房さんはですね、先ほども森林課長が紹介されたように、底引き漁をやってる漁師のおかみさん連中がですね、さっき言った。あまり値の張らないというか、値段の安い小魚をもったいないと。捨てるのにはもったいないというところから、これを何とかしたいなということで、グループで、その底引き網をやってる漁師さんのおかみさんたちが考えてやった。取ってきた魚を自分たちで加工して、それから販売をしておるといふ所です。

この販売方法がですね、いわゆるいろんな所で売って、店なんかに出して売ったり、それからイベントなんかで売ったりしてありますが、基本はですね、いわゆる昔の行商です。自分たちが持って行って、それぞれの家へ届けて持っていくという、行商のスタイルを取ってる。最初はですよ、取っておったということです。でも、あんまり難しく考えるとですね、何やらせられないかん、手続きもせられないかんということで、町としてもやりにくいところがありますが、六次産業化というのは今言ったように、あまりそんなにしなくてもですね、そのもったいない。捨てておるものを何とか利用できないかということから考えていけば、もう少し取り込みやすいことじゃないかというふうに考えます。

ちょっと時間が余りましたが、これで私の質問を終わりにします。

議長（山本久夫君）

これで亀沢徳昭君の一般質問を終わります。

この際、3時5分まで休憩します。

休 憩 14時 50分

再 開 15時 05分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮地葉子さん。

6 番（宮地葉子さん）

それでは通告書に基づきまして、私の一般質問を致します。

一日の最後のしんがりというのはかなりきついものがあります。みなさん疲れていると思いますけれど、執行部のいい答弁がありまして目の覚めるような答弁いただきますと、大変ありがたいなあと思って、頑張ってやりたいと思います。よろしくお願い致します。

では1問目。学校給食の実情はという点で質問を致します。

議員当初からですね、学校給食の実施をずっと求めてまいりました。当初は給食実施に対する執行部との間には相当な高い壁がありました。しかし、合併した佐賀地域が実施してたという整合性もありまして、今では小中学校すべてで給食が実施され、次の段階、学校給食は教育であるというところへ移っております。食べ物は将来ある子どもたちの基礎を築き、子どもたちの人間形成に大きな影響を及ぼします。学校給食は大事な教育ですと何度も質問を繰り返してきましたが、この理念が受け入れられるまでも数年かかりました。現在では食育基本法ができ学校給食法も改められ、執行部の答弁や姿勢は私が求めてきたものとはほぼ一致するものと実感しております。学校給食についてはその後も何度か質問をしてきましたが、今回はさらに次の段階へ進んだ内容で現在の取り組みを尋ねていきたいと思います。

学校給食は時代の後押しもありまして、今では地産地消で地元の食材を活用する方向で取り組むということは当たり前になっています。農産物なら地元の農家さんが作った地元の食材を。魚などは地元の漁師さんが捕ってきた地元の魚を食べる。旬の物で、作った人の取って来た人の顔が見えるようなそんな食材をできるだけ子どもたちに食べてもらい、そのことによる舌で覚えた郷土の味と、作ってくれた人たちへの感謝の念はそれが郷土愛へつながっていくと思います。現在の取り組み状況と教育委員会の地産地消を取り入れた学校給食への基本的な姿勢を伺います。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは宮地議員の学校給食の実情はというご質問に、通告書に基づきましてお答えを致します。

まず、学校給食への取り組み姿勢と、そして現状、今後の課題ということでございます。

学校給食は食育基本法、学校給食法に基づき実施されており、その目的達成に向け関係機関が連携を図り取り組んでいくべきです。単なる食の提供ではなく安全、安心、そしてより豊かな学校給食の実現を目指すとともに学校給食は教育であるという理念のもとで食育教育の充実を図り、学校給食を通じて健全な児童生徒の育成をめざして取り組んでいるところでございます。

黒潮町における学校給食につきましては、平成25年5月から町内全小中学校に拡充されました。これまでの直営方式から調理、配送業務については株式会社メフォス様を指定管理者として業務委託を行い実施しております。佐賀給食センターが佐賀地域の小中学校と上川口、南郷小学校へ約380食。大方給食センターが大方中学校、入野、田ノ口、三浦小学校へ約490食。合わせて1日870食ほどを配食をしているところです。

また、それぞれのセンターへは栄養教諭が1名ずつ配置をされており、栄養管理による献立表の作成、地元食材を使った新メニューの開発を行うほか、毎日受配校の小中学校へ出向き、食育の指導を行っているところです。給食の内容につきましては1月のうちパン給食が1回。麺給食を1回。その他の日を米飯給食として実

施をしております。また、毎月地産地消の日メニューや学校ごとにアンケートをとり子どもたちからのアンケートメニューも取り入れるなどして、給食の幅を広げることに努めております

また、できる限り地元産食材の使用に取り組んでおり、徐々に使用率も向上してきております。調理業務が民間委託となったことで、それまでの学校給食に慣れ親しんできた佐賀地域の学校や、そして大方中学校の児童生徒から何らかの反応が起こることを予想しましたがけれども、従来どおり大変美味しいとの評価をいただいているところです。学校給食の完全実施から1年余り、委託業者による衛生管理の徹底により食中毒等の事故も無く、安全安心な学校給食が実施されてきました。

学校給食の拡充に伴い、町内全児童生徒の昼食における栄養面の公平性が保たれるようになったことと、学校給食を通じて子どもたちが地域に関心を持ち、かかわっている人や命に対して感謝の心が養われるなど食育教育の充実につながっていると考えております。

そうした中で今後の課題としましては、引き続き安全、安心な給食の提供。2番目として地産地消のための生産者の確保。そして学校給食を生かした食育教育のさらなる推進と考えております。特に安全、安心な食の提供という意味で、地産地消の拡大が大きな課題となっております。

25年度における学校給食の食材費が約4,560万となっております。そのうち町内業者からの購入が44パーセント。金額にして約2,030万円です。24年度が26パーセントでしたので大きく伸びたと言えます。

町内産の主な食材としましては、主食の米、パン、野菜をはじめ、野菜の中ではエリンギ、キュウリ、ニラ、そしてナシ、イチゴ、ミカン、ポンカン、ブタンなどでございます。魚介類ではカツオ、アジ、サバ、スリミ、カチリ、干物類となっております。加工品ではコンニャクや、コロッケ、手作りデザートなどを取り入れております。

現在1日当たり870食余りの給食を提供しておりますけれども、食材によっては量が多すぎて納入が困難なものがあるため、大方、佐賀双方の給食センターで給食のメニューをずらすといった工夫をしながら調達を可能にするなどの工夫も行っております。

しかし、こうした給食センターの工夫にも限度があります。特に、ほぼ毎日使用する野菜につきましては、現在にはここにこ市から仕入れてはいますが、大方給食センターで使用する分についても十分賄えないという現状でございます。当然、佐賀給食センターの分を賄うだけの量が確保ができません。このため佐賀給食センターは不足分を四万十町のみどり市から仕入れております。このような理由によりまして、町内産野菜の使用率は全体で31パーセントにとどまっているところです。地産地消を進める上においては、この町内購入率を増やす必要がありますけれども、学校給食で賄えるほどの量がそろわない。あるいは、少量の注文には効率の悪さなどから納品がしてもらえないなど、生産者や事業者の事情が大きく関係しております。このため、関係機関と連携をしながら課題改善にも取り組んでいるところです。

これが現在の黒潮町学校給食の現状でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

はい大変細かく丁寧な答弁をありがとうございます。学校給食が安全、安心だけでなく豊かな学校給食を目指していくということ、本当にこれからの子どもたちに向けて進めていかなきゃならない大切なことだと思っています。そこではほんとに教育委員会とこのごろはピッタリいくようになりまして、大変ありがたいなと思っております。それで地域の食材をね、できるだけ採用するという点については、今の教育長の答弁を聞

いておりますと大変努力されているんだなあということが伺えます。昨年は26パーセントだったのが44パーセントまで町内産の食材を確保してる。実際には31パーセントって言われましたけど。それだけですね、パーセンテージを増やしていくということにはかなりの努力も苦労もあったんじゃないかなあとと思います。

それから1カ月の献立表も私見せていただきましたけど、とてもバラエティーに富んでましてね、どれも美味しそうでね、食べたくなるようなそういうメニューが多かったです。あらためてですね、給食で育つ子どもたちは幸せだなあと実感したものです。

それで、教育長の方からも地産地消についてずっと取り組んでいくというお話がありまして、課題についてもかなり出てきましたけども、地産地消で地元の食材にこだわった給食というのは、コストも割高になりがちですし、手間も掛かります。今以上に豊かな学校給食を実施しようとするのと、さらに工夫と手間を必要とします。地産地消で地元産にこだわって、一定以上のコストと手間を掛ける意味があるのかなあと。ある程度のところで立ち止まっている地域も全国的には多々あります。何パーセントかの地産地消を実施しておればそれなりの学校給食はできます。ですから、それをさらに一歩進めてさらに実施しようとしている自治体では給食を農業振興と結び付けています。この農業振興との話はこれまでも、以前、小浜市の例などを取り上げまして質問を繰り返してきたところですけど、行き着くところは地産地消の給食を実施していく。安全で安心で豊かな学校給食を実施していくためには地元の農業振興との結び付き、タイアップをどうしていくかという問題ではないかなと思います。

教育長に再度お尋ねしますけども、黒潮町でも教育長今ありましたけど、農産物を確保するとか、量の確保とかいろいろありました。課題があると言われましたけど、黒潮町でも小規模農家さんの出荷が多くなるでしょうし、手間も努力も大変ですけど農業振興としてかかわっていく方向性はお持ちでしょうか。

それからですね、農業振興として取り組んでいる先進地域、今治市の取り組みについて視察に行ったとお聞きしております。そこでの取り組みや参考になる部分がありましたら、含めてお聞きします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問にお答えを致します。教育委員会の地産地消の取り組みということでございます。

まず、具体的な取り組みになりますけれども。これまで高知はた農協大方支所、それからここにこ市、そして生産者の皆さま、それから特産協、あるいは農業振興課、そして産業推進室との意見交換、こういったものを実施をしてきました。給食センターからは関係者に対してどの時期にどういったものがどの程度必要かと、そういった情報提供についても行ってきたところです。例えば野菜を例にしますと、農協。これはここにこ市になりますけれども、こちらの方へ給食センターの方から発注単価を示した翌月分の発注書を前月の中旬ころには送っております。農協はこの発注書を元に各生産者に働きかけて品物をそろえていくということになります。品物は不足をする場合には農協が四万十市のその市場の方から品物を確保し、給食センターへ届けてくるこういった仕組みになっております。

給食センターの方でも献立表をですね、道の駅、それからスーパーなどへ張り出して生産者の掘り起こし、こういったことも行っております。それから、加工品につきましては栄養教諭の方が直接出向いて行って、町内を回ってですね、業者の方と交渉をして商品の確保。こういったことも行うなどの努力もしてきたところです。

しかしながら、こうした取り組みにもなかなか限度がありまして、やはり、地産地消の推進には生産者側の生産体制の確立といったことが重要になろうかというふうに思います。例えば、給食センター、それから保育

所も同様ですけれども、そういったところはある意味消費者になるわけです。だから、消費者がどういった品物が欲しいかといった消費者のニーズ、これに見合うものを生産をして自給率を向上させるということが大事になってくるというふうに思っております。そういった意味では生産者側と直接かかわる町の所管課の役割も重要になってこようかというふうに思っているところです。

こうしたことから、センターのもですね、所管課の方と連携を取りながら今後も地産地消を目指した取り組みということ推進をしたいというふうに思っているところです。

以上です。

(議長から「今治市の視察の」発言あり)

今治の分ですね。今治については、25年度に視察に行っていました。25年度の2月だったと思います。今治は、食と農のまちづくり。この取り組みを推進をしております、こちらの方を教育委員さんと給食センターの所長とで視察を行いました。

今治については小中学校が48校、1万4,000食という規模ですので、うちとは比較にはなりませんけれども、学校給食に地元産の食材を優先的に使用することから始めてですね、平成17年に12市町村が合併をしてできた市ですけれども、その後、平成19年に今治市食と農のまちづくり条例。こういったものを制定をしております。条例では農林水産業を機軸としたまちづくりを行うためにですね、地産地消の推進、そして食育の推進、有機農業の振興を柱とした市としての責務。そして、市民や農林水産業者、食品関連業者の役割。そういったまちづくりのコンセプトを明らかにしておりました。こういったことを基に、食農教育、あるいは市民農園、こういったものの開設などさまざまな取り組みを行ってございまして、地産地消の推進のために市の農林課の中にですね、地産地消推進室を設置をしまして、学校給食で培ったそういった知識ノウハウを、幼稚園、それから保育所などにもこう広げていった。そういった取り組みを行ってございました。

それから視察では、これは2000年にオープンをした越智今治農協がオープンをさせました、さいさいきて屋ですかね、こちらの方にも行きましたけれども。こちらの方がですね、現在の会員が約1,200戸。年間の売り上げが26億円ということでございます。そして、特徴的なこととしてはですね、会員の多くが兼業農家であるということでございます。こういったようにですね、市全体で地産地消への取り組みを進めて、これが地域に広がっているといったことを感じました。

今治の視察については以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

そうですね、今治の話があったので最初の方はちょっと。今治のところからいきますけれど、かなりここは進んでいるという内容ですよ。今お話を聞きますと。それで人口も18万ということ。合併したのでかなり大きいし、1万4,000食言いましたか。規模も違いますから、消費する食材とかもかなり違いますので、一律にこのそのままストレートに参考になるという面だけじゃないと思います。

ただ、取り組みとしては、食と農のまちづくりとかいう形ですね、全面的に市が農業と食というものについて取り組んでいるということで、それがまた学校給食にすごく生かされてきている。今後、私も学校給食はちっちゃい町ならちっちゃい町なりに、そういうタイアップというか、農業振興と結び付けていかない限り、本当に地産地消でやっていくのは難しいだろうと思うんです。そういう点で、今治市へ行ってくれたのを今後ですね、どこかで生かしていただきたいと思うんですけれども。

その中でですね、今治市が参考になるんじゃないかなと私お聞きしたのはですね、今の答弁ではなかったか

もしもかもしれませんが、資料をいただいた中にはですね、生産者ですね、生産者への支援体制はもう農林課でやっている。向こうは農林課でやって、それで納品された地域の食材そのものを生かしていくのは給食センター、教育委員会で行っているというふうにはですね、もう完全に役割分担されていて、実際そういう体制が整っているという点では、もうかなり進んだところじゃないかなと思って、この資料をいただいたのを見せていただいたんです。さいさい屋の話は資料をいただきまして、さいさいきて屋か。それも読ませていただいたところなんです。黒潮町で一挙にですね、ここでももちろんなりにくいですが、そういうところへ目指していくという点では私は大事じゃないかなと思って、今治の視察の件もお聞きしたんですが。

農業振興課長にお尋ねします。

黒潮町の農業従事者もまあ高齢化しておりますし、耕作放棄地も増えつつあります。一次産業は衰退の一途をたどっておりますが、学校給食を農業振興とタイアップさせ、農業の一つのやり方として取り入れていくと。先日ですね、先日の質問でも庭先集荷の取り組みなんかが出されましたけれど、それも農業振興の一つとしてはいろんな方法があるんじゃないかなと思って聞いておりました。学校給食にそういうことも取り入れて、食材を賄うのに使えんのかなと思ってもきいておりましたが、それも一つの方法ですけども、全体として農業振興としても取り組む考えがあるかどうかということですよ。

食材をですね、学校給食は常に量の安定確保が必要です。そしてまた、必要な食材を必要な時に用意すると。そういう点では、今後もJAさんとの協力とか解決していく問題はさまざまあるとは思いますが、農業振興課としてはですね、学校給食を農業振興の立場から考えて今後取り組んでいく考えはあるかどうかちょっとお聞きします。

あるとしたらですね、どのような方向で行くか、そういう考えもありましたらお願いします。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

学校給食の食材の町内での確保については、先ほど教育長の方からも答弁の中で農業振興課もその中に関係団体として入って協議を進めて話し合いを、加わっているみたいです。そういった中で、ちょっと私も農業振興課の中の資料をこう見てみましたが、数字的なものはあるんですけど、課題とかそういうものはなかなかその中に見つからないようなところもあります。

それですね、農産物の地産地消を推進していく上ではですね、非常に農業振興課も大変必要な取り組みとっております。それでですね、JAの方とも課題について十分協議させてもらってですね、どんな課題があるのか、どうしたらまたいいシステムができるのかいうものを考えらしてもらってですね、課題克服に向けて検討していきたいと思っておりますので、まずそのJAと一緒に考えていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

JAさんと一緒にやっていく、話し合いしながら協力しながらやっていくことがなければいけないと思うんですけど。

先ほど、今治の中でもありましたけども、支援体制がですね、今治市ではある程度できていて農業振興課ですね、向こうは農林課だと思いますけど、農業振興課の方が食材を用意するといいますか、地域の食材ですね。それを今度は学校給食で生かしていける。そういう体制が急にはできませんけれど、今後そういう方向で行って、子どもたちに地産地消で安全で安心で豊かな学校給食を町全体がですね、進めていけるような方向が

とれたらなと思うんですけども。

町長、そのへんではですね、どうでしょうか。そういう方向性はないでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問の中でもご指摘いただきましたように、一気にとはなかなかいかないと思いますけれども、先ほど農業振興課長が申し上げた、例えば JA と出荷方法をこれまで以上の協議を行っていったり、あるいは海洋でできる関係団体との協議一つ一つ、一段一段積み重ねていくことが大変重要なことだと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

それは表面的な答弁ですね。一段一段積み上げていくのは当たり前のことで、町長としてはですね、じゃあもう少し全面的に農業振興として推していくと、そういうふうな考えはないんですかね。

今まであるやり方ですね、それをもっと私としてはですね、強めていってもらいたいと言いますか、もっときちっとしたバックアップをしてもらいたいと思うんですけども。そういう考えの下で今の答弁だったんでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これらにつきましては、農業振興でという自分達の方向性を持ちましても、例えば関係団体であるとか、生産者の皆様のご理解と合意形成が必要でありますので、どうしてもですね、押し付けではなくて、どうしても協議を重ねていくしかないのかなと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

まあ、協議を重ねながら進めていくということですので、また取り組み状況については見ていきたいと思えます。

最後にですね、安全な学校給食をするには今黒潮町では放射能測定も続けていると思えますが、この放射能測定でこれまで異常はなかったのでしょうか。また、今後も続けてほしいという保護者の声はありますが、そのへんはどういうふうになりますでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

放射能の測定につきましては24年の12月から検査を実施をしてきました。26年の1月からですね、それまで月2回であったものを月4回に変更しております。この検査結果につきましては町のホームページにも掲載をしております。

これまで放射能の検出の下限値、これを上回ったことがこれまで3回ございました。ただこれはですね、数値的にいきますと、セシウムの134とセシウムの137これがですね、これについての検査をしておりますけれ

ども、3回の値が1.5から4.4ベクレル。この範囲でございます。国の食品の基準が100ベクレルということになっていますので、ほとんど検出ないといった数値になるかというふうに思っております。

なお、検出のあった食材についてはですね、その変更をしております。

今後もですねこういった形で検査は続けていきたいというように考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

放射能測定も今後も続くけていくということですので、保護者にとっては大変ありがたいですし、町民にとっても大変安心できる答弁だったと思います。

続いて2問目に移ります。これも教育長の方の質問になりますけども、防災教育についてです。

今年度から、3.11の地震で釜石の奇跡といわれて一躍有名になりました群馬大学の片田先生をお招きして、子どもたちの防災教育に力を入れるということでした。片田先生が釜石市の小中学校で10年近く防災教育に関わり、3.11の地震では釜石市内で死者、行方不明者1,300人中、子どもの犠牲者はわずか5人とどまったと、そういう事実が釜石の奇跡として言われていたんですが、この話は大変衝撃的でもあって、また学ぶ価値の高い内容だなと当時聞いたもんでした。

私も3年前の9月議会に、2011年の9月議会にはこの話を取り上げて質問をしましたが、子どもたちの見事な状況判断と行動により、津波から大勢の命を救った。そういう話です。地震発生時、大きな揺れが襲いただ事ではない危険を察知した生徒たちは、すぐに校庭を駆け抜けて避難所に向けて走り抜けました。そのとき、隣の小学校ではそれを見て、すぐに一緒に逃げました。しかし、逃げたその場所でも危ないと判断した生徒が先生に進言して日ごろの訓練どおり小学生の手を引いてさらに高台へと向けて逃げた。途中で保育園児たちも合流し、多くの住民たちとともに上に向かって逃げていった。逃げた直後に津波が学校などをのみ込み、間一髪で助かったというものです。お年寄りたちも子どもたちに促される形で一緒に避難し、地域の多くの皆さんが無事に助かったということでした。この危機的な状況のときに見事な行動と判断は、日ごろから行われていた避難訓練と、繰り返し積み上げられてきた防災教育があったからのことだということでした。

間一髪で命が助かるかどうかということは天と地の差です。片田先生の優れた防災教育はその状況下で自分のできる最大限のことをやる。いったん、事が起きたら事前の想定に縛られることなく、自分の判断で行動する。つまりマニュアルどおりではなくて命が助かるかどうかはそのときの状況判断がいかにか大事かという教えです。こんな意識が身についてそれが現実に生きてくるような防災教育は、津波被害が避けられない黒潮町では絶対必要な教育だと思いました。

釜石で立証済みの片田先生の防災教育は、黒潮町ではどのような内容で行われているのでしょうか。

また、防災教育に関してはこれまでも、黒潮町では避難訓練などかなり力を入れてやってきたことだと思うんですが、今までとの違いはどんなことでしょうか。

新たに取り入れました防災教育の費用はどのぐらいでしょうかお聞きします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは宮地議員から、今年度から群馬大学の片田先生を招き、子どもたちの防災教育に力を入れるとのことだったが、どのような教育が行われているのか。今までとの違いはあるのか、というご質問でございますの

で、まず、本年度の防災教育の取り組み状況についてご説明をさせていただきたいと思います。

ご質問にありますように、本年度から3年計画当町の防災教育カリキュラム、指導の手引き作成にあたりまして群馬大学片田教授ほか、教授が責任者を務められています社会技術研究所株式会社I・D・A様に防災教育業務委託を行っております。

業務の目的は、東日本大地震により巨大津波によって甚大な被害を受け、尊い命が失われた一方で、津波防災教育に熱心に取り組んでいた岩手県釜石市では児童生徒の犠牲者をゼロにすることができた。その防災の取り組みを参考にし、当町における学校防災教育環境を整備し、保護者、家庭、地域を巻き込んでいくことにより、学校だけでなく地域全体に防災教育を波及させていくことにあります。

そのため、本年度委託をしている業務内容につきましては以下のとおりでございます。

1つ目として、防災教育研修会、講演会等の運営と資料の提供。

2つ目として、黒潮町防災教育連絡協議会の運営とアドバイス、資料の提供などコンサルティングの業務。

3つ目と致しまして、防災教育のためのカリキュラム作成、作業部会の運営とアドバイス、資料の提供などコンサルティング業務。

4つ目、防災教育プログラム、カリキュラム、案の作成。

5、その他、甲乙双方協議した結果必要になった事項ということになってございます。

以上のように、本年度、片田教授にお願いしているのは、講演会や各種会議への参加と指導、助言、防災教育カリキュラム、手引きの作成の指導等でありまして、教授が直接的に児童生徒に対して授業や教職員への指導を行うものではありません。従いまして、現在このような作業を進めている途中でありますので、現時点で各校の防災教育に関して、これまでと大きく変わった点があるというわけではありませんけれども、今後のカリキュラム作成の進行状況によりましては作成したプログラムを実践してみることが必要になってきますので、今後はこれまでと異なった教育実践が各校でなされるものと考えます。以上です。

失礼しました。

本年度の防災教育に関する費用につきましては、当初予算でもご説明致しましたように、ただ今ご説明致しました片田先生への謝金、費用弁償、それから社会技術研究所への委託料。それから防災教育を専門的に進めていただくために教育研究所の所長を雇用致しますので、所長への報酬。それから各校への消耗費として約940万円を計上致しております。

そのほかに県の委託事業と致しまして、本年度は上川口小学校が実践的防災教育事業を県の事業として実施を致しておりますので、それに対しまして約40万円を計上致しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

今はまだ具体的に防災教育が子どもたちに直接行われているというんじゃなくて、いろいろ計画したり資料をもらったりアドバイスをもらってるということというふうにお聞きしました。

また、費用は940万円ということで、約1,000万円ですので、子どもたちの命、そして地域住民の命を守っていくためには必要だろうと考えます。

今の答弁にもありましたけど、防災教育というのは子どもたちから始まって、やがて地域の意識へと波及していく。こういう大きな効果があるということが釜石市では実証されたわけです。それで、片田先生の防災意識の上で大事なことっていうのが資料にあったんですけど、まず想定に縛られないと。津波被害の多くが避難

区域外で津被害者が多かった。ここ危ないよってという人は急いで逃げたんだけど。安全区域といいますか、想定に入っていないところの方のほうがたくさん亡くなったという今回の地震の実例があります。そういうところが逃げ遅れてしまった。だから想定に縛られないこといかに大事か。

2 番目には不意に襲った状況に対して、自分ができる最大限のことを尽くす。これなかなか難しいことですが、まあ、こういうことが今後カリキュラムやいろいろ資料の中で時間をかけて教えていただける。まあ身に付くような方法が取れていくもんならほんとにありがたいなと思います。言葉では簡単ですけど、そう簡単にできることじゃないなと思うんです。

そして3つ目にですね、助けられる人から助ける人へ、という方向へやられたそうですけれども、地域のために自分たちができることは何か。それを考えてもらって実践の行動力を養うことを考えている。けがの応急処置とか救急搬送とか、非常食の炊き出しなどの模擬実技を取り入れると。釜石ではそういうことがあったんですが。

今後ですね、黒潮町でもまだこの段階ですから分かりませんが、そういう資料が来てるもんかどうかわかりますけど、模擬実技などを取り入れてですね、助けられる人から助ける人へとそういう内容は今後取り入れられる内容になっておりますか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

お答えを致します。

町内の防災教育小学校レベル、それから中学校レベル、それぞれ低学年、中学年、高学年、中学校と段階応じて計画を立ててまいりますけれども。特に、中学生に関しましては、今ご指摘のように助けられる人から助ける人へということは大きなテーマにおいておまして、これから我々が作る防災教育カリキュラムの中には当然そういう項目も組み込んで実施を致してまいります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

もう1つですね、模擬実技ですね、そういうのを取り入れるような方向は出てますか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

現時点では、防災訓練のときにおきまして救急救命の実技はやっておりますので、そういうものは当然充実をしておりますし、それから避難場所になる浸水区域ではない学校におきましては、避難者への対応も今後生徒、教員も含めて必要になってきますので、そういうものも含めた計画になろうかと思えます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

釜石ではですね、長年の子どもたちへの防災教育が、あの大地震で生きてきたわけですね。住民の防災意識や地震や津波の知識が、そういう知識っていうのは短期間では身につけません。釜石では繰り返し繰り返し、さまざまな角度から学んでいくことと、訓練を積み重ねることで、まず子どもたちの防災意識を変えていく。で、それが大人へと伝達されていく。それが3.11に生きたんですけども。

3.11の地震当日はですね、津波の怖さを知って、とにかく逃げることを学んでいる子どもたちが、逃げようとしないうおじいちゃんとかばあちゃんたちに一緒に逃げることを強く促して、また必死で子どもたちが逃げるのを見た大人がですね、これは逃げないかん、逃げなければいけないといって行動を起こして命が助かった。そういう話も有名になって、テレビでも見せていただきました。

子どもたちの防災教育は、先ほどの答弁でもありましたけども、地域へ広がっていくという点ではですね、まず自分の命は自分で守る意識をしっかりと学んで、それが大人の中に広がっていく。地域の中に広がって地域の防災教育へと波及していく。また、その子どもたちが大人に成長しますと次の世代へと継承されていきます。費用は1,000万ぐらいと。先ほど940万というありましたけど、子どもたちの防災教育はまさに地域の教育であることを再認識したのですが。

今後ですね、3年間ということでしたが、3年間で終わって、片田先生の防災教育は3年間で終わりますが、今後防災教育を行う上でですね、何か今後の課題とか、問題点などがありましたら、ありましたらでいいですからお願いします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

議員ご指摘のように、今我々が防災教育を進める上で一番の課題は、保護者や地域の意識ではないかというふうに思います。

先の伊予灘の地震の際にも、学校の先生から漏れ聞きますと、子どもたちが必死で逃げようというのを家族がもう逃げなくていいよという話があったということのを複数聞いておりますので、児童生徒の地震が発生したらすぐ逃げる。率先して逃げるという意識は確実に向上をしてくれていると思いますけれども、その点、大人の意識がやはりまだまだであるというふうに思っております。そういうことを解消するために片田先生が、子どもたちから、児童生徒から防災教育を10年20年継続してやることによって、逃げる大人を作っていくんだというふうなことで、我々もそれに共鳴をして取り組んでおります。

ですから、片田先生とは当面3年間のお約束でございますけれども、我々は3年やったからこれでできたということではなくて、5年、10年、20年、その我々が培ったシステム、そういうものを継続しながら防災教育を続けていく使命が我々にあるかと思っておりますので、決して3年でやめたりすることはないと思えますし、それが継続できるような人材を、この間、育てて継続できるような仕組みを作っていくというのが、この重要な3年間ではなかろうかと思えます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私がそういうこと言ってほしいなということを、次長は今日は言ってくれましてスムーズに進みますけど。

ほんとに、防災教育というのは子どもたちにやるんですけど、地域全体がそういう防災意識が広がらない限り、町長が目指している犠牲者ゼロっていうのはなかなか実現しませんし、一挙にはいかない。だから3年間ではいなくて、今言われたようにそのノウハウをずっと片田先生が終わっても、5年、10年、20年と続けていく。またそういう人材を育てていくということですので、大変ありがたいなと思って聞いておりました。そういうことで力を入れて行ってほしいと思います。

カッコ2に移ります。

昨年12月議会で、私たちの先祖が苦勞をして未来の住民に残してくれた貴重な安政津波の碑について質問

をしました。津波の碑そのものは長い年月を経て劣化し、文字の判読は困難ですが、残念なのはそばに建ててある説明文も読みづらくなっておりました。これではせっかくの貴重な先祖からのメッセージの意味がないのではないのではないですかとそういう質問をしました。そのときは案内板だけでも直すとか、読めるように何らかの方策を取るといった、住民の気持ちに前向きな答弁は、残念ですが一言もなかったように思います。

津波の碑が読めないのなら、何を書いているのか分からないメッセージではあまりに残念なので、町発行の広報に載せてくださいと求めましたが、それは約束どおり広報へ載せていただきました。そのときも言いましたが、200年も前に起きた安政の大地震。そのとき津波を経験し、その恐ろしさと被害の大きさを目の当たりにした先祖の皆さんが必死の思いで未来の私たちに残してくれた津波の碑。これが何を書いているのか読めない。分からない。そういうことではもう先人の苦労は水の泡ではないでしょうか。

20年前に案内板が建てられていますが、それも見えなくなっていました。案内板も見えるように、そして現代語訳も付け加えるようにと求めて質問しましたが、防災教育に生かすということで、3、4年はかかるとの答弁でした。先祖が残してくれた貴重なメッセージを未来の子どもたちが防災教育の中で生かす。これはとても大事なことで、ご先祖様もさぞかし喜んでいらっしゃるでしょう。

しかしですね、3年も4年もかける意味がどこにあるのでしょうか。たいした長い文章ではありません。現代語訳そのものに3年も4年もかけるのはまあ私思ったんですけど、一緒に源氏物語でも訳すのか、手掛けるのかなど、そういうふうにも考えられますが。今まで出されている現代語訳でも、防災教育には十分役立ちます。生かし方の問題だと思います。現代語訳にこだわらずに、早めに授業で取り組み子どもたちが学び、先祖への感謝と防災の意識を身に付けることの方が私は意味が大きいと思いますが、どのように防災教育に生かされているのでしょうか。お尋ねします。

またですね、もう1点。ありがたいことに傍に建てられておりました説明文は完全に判読できるように、読めるように改善されております。これはいつごろ読めるように直してくれたのでしょうか。合わせてお聞きします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは宮地議員の2番目の質問、安政津波の碑の説明文も防災教育につなげていくとの答弁があったが、どのように生かされているのか、というご質問にお答えを致したいと思います。

安政津波の碑に関しましては、宮地議員から昨年12月議会にも整備についてご質問をいただきました。その際に、読みにくくなっている碑（いしぶみ）を判読する地域やグループでの取り組み、あるいは刻まれた文章を現代文に訳したものの表示板を作ろうとした場合、その現代文はどのような単語や表現を用いるのがいいのか、国語の時間に取り組んでみるなど、教育的な諸活動と一体となった取り組みが、教育的効果や、その後の利活用につながるのではないかと考えますので、これらの整備につきましては、来年度以降の防災教育の中で計画的に取り組むこととしたいと考えます。とお答えさせていただいたところです。

ご質問は、これに対します進ちょく状況に関してではないか解しますけども。

さっきのご質問でもお答えしましたように、現在、黒潮町の防災教育カリキュラム、手引きの作成の途中でありまして、安政津波の碑、あるいはこの度の広島の高雨災害でも注目されました、過去の災害を示すような地名など、先人からのメッセージをどのように防災教育に生かしていくのか。今まさに検討中ということでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、見えにくくなっていました看板がきれいになっているというご指摘でありました。

昨年末ご質問いただきましたときには、教育委員会で設置をしました看板につきまして、部分的にコケが繁茂をしております、少し汚れていた状態でありました。現在はそれがきれいになってなっておりますけれども、これは推測でありますけれども、多分地域の方が見るに見かねて掃除をしていただいたのではないかとこのように思っております。もし、そういう方がいらっしゃいましたら、この場でお礼を申したいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

教育長にね、お尋ねします。

防災教育に津波の碑の生かし方としては、カリキュラムの途中だという答弁がありましたけども、私はね、3、4年もかける必要はないんじゃないかなというふうに前も質問しましたね。それで3、4年かける意味があるのかなと、再質問もあのときもしましたけども。

そうじゃなくて、ほんとに早めにですね、子どもたちの中に生かしていく。そういうことが大事じゃないかなと私は思ってるんです。それ、まず聞きます。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

今、次長の方が答弁を致しましたようにカリキュラムの作成、そういったこと通じてですね、まあ見直していきたいというふうに考えております。

例えばですね、まあ小学生には無理にしても、中学生にですね、課外授業という形でいろんな学年通じてですね、その碑をですね、直接現地を見て、あるいは国語等の時間にですね、それを訳するのもですね、一つの方法だと思います。子どもたち一人一人が実際にそれに取り組むというその過程、こういったものを大事にしたいと思いますので、まあすぐにやればですね、できないことはないと思います。

ただ、そういった教材として使ってですね、教育の一環として取り組むのにちょっと時間がかかりますという考え方でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

もう1つですね、まあ、今のは時間がかかるということですので、これ以上言っても仕方のないことですが、ぜひですね、先祖が残してくれたものを、ほんと有効に子どもたちに教育の中に生かしていただきたいと思います。

そして案内板ですけども、知らないうちに誰かが読めるようにしてくれたと、それは大変結構なことです。案内板はですね、当時の言葉です、当時の言葉ですけど、読めれば大体意味は分かります。この津波の碑は結構マスコミにも取り上げられて有名になって、観光客も、また中には有名な学者さんも見に来たと、そういうお話でした。

案内板は教育委員会が設置したんじゃないでしょうか。管理責任は教育委員会じゃないかなと思うんですが、いつ読めるようになったか全く知らないのですか。

そしてですね、私は去年の12月議会で質問したときに、メッセージが読めないというのは、先人の苦勞と未来の私たちへの深い愛情の思いを結果として踏みにじっているんじゃないですかというふうに質問したと思うんですけど。教育長にはそのあそこを書いてあるのが読めないということに対してそういう思いは、考えはなかったんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

ご指摘の点につきましては教育委員会が設置をしたもので、本来であれば当然教育委員会の方が通常管理をしてですね、判読できるような形にすべきものでした。今回こういった形ですね、地域の方にお手数をかけたということになりましたけれども、これからはですね、こういった形で管理にもですね、気を付けていきたいというふうに考えております。

また、これに当たっていただいた地域の方にはですね、この場をお借りしてですね、お礼も申し上げたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

もう1点お尋ねします。

隣にあります南海地震の碑ですね、これについてはどのような扱いをする予定なのかをお尋ねしたいと思います。

これもですね、読めないんですよ。あそこで見てくれたら分かりますけども。この南海地震の碑を防災教育に使われるんでしょうか。これも読めないメッセージですけども、今後も読めないままにしておくつもりですか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

確かに、現在の南海地震のこの碑ですね、これについてはなかなか判読しにくくなっております。

ただ、これはですね、これに例えば文字に白く判読できるように手を加えるといったことがですね、この碑を作っていただいた方、どういった方になるか分かりませんが、それに対して、それが可能かどうか、構わないかという部分についてはですね、今後検討もしていきたいというふうに思います。

通常、碑などについては、その碑には手を加えずにですね、その傍に案内板とかそういったものを設置をするということが基本であろうかというふうに思っております。直接手を加えるということについては慎重に検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私はね、案内板という言葉は使いませんでしたけども、その安政津波の碑もその案内板が読めなかったわけ

ですよ。だから、この南海地震の碑もメッセージが読めなかったらそれが意味がないということでは、案内板を設置してくれればほんとはいいと思うんですね。

案内板を設置していただけるのかどうか、設置する気があるのかどうかということをお聞きしたいのと、それをまた防災教育には使わないのでしょうか。

その2つお答えください。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

この南海地震の碑についてはですね、この設置をされた方がですね、個人であるかもしれません。そういったことですね、通常の教育委員会が管理するそういった歴史的な碑ですね、そういったものとは若干違うという認識をしております。

そういった部分で、これに案内板が必要かどうかということについては検討していきたいという意味でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

南海地震の碑については分かりました。

今後ですね、それを建てた方は教育委員会の管理の下じゃないそうですけれども、ぜひ読めるようなメッセージができればあったらいいと思いますので、その方向でまた動いていただきたいと思いますが。

それはよろしいですか。その方向で問い合わせるとか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

その方向で進めたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

3点目に移ります。住宅リフォーム助成制度についてです。

住宅リフォーム助成制度の創設をということでは、これはですね、2年前に合計3回この制度について質問をしています。そのときの課長答弁では、地域の緊急経済対策として、また住民へのきめ細かなサービスとして制度そのものはいいものと認めるが、とにかく防災事業等が忙しくて人手が足りないので、今すぐに実施とはいかない、しばらくの猶予が欲しい。猶予期間ははっきりとは申し上げられないと。そういう内容の答弁でした。

住宅リフォームといいますと、家を大々的に改築する意味に使いますが、この制度は家の部分的な改修工事へ自治体が助成をする制度です。工事内容は瓦のふき替え、雨どいの修理、外壁の塗装や大工工事。古くてゆがみが出た床の修理。台所、洗面所、浴室、トイレなどの傷みややすい水周りの改修工事。ふすまの張り替えや畳替え等々、家の部分的な改修が主で、どこの家でも対象になりそうな工事です。付け加えて、リフォームに伴う電気工事や配管工事等も含まれます。含めている自治体が多いです。

工事額も小額なものがほとんどで、補助額も最高限度額、10万円から20万円ぐらいです。実施した自治体の予算は500万円から1,000万円。今年度取り入れることになりました高知市では限度額が30万円の補助で、3,000万円の予算が計上されております。

2年前の答弁でも500万円程度の財源ですので、お金の問題が根本的なネックではないという内容の答弁だったと理解しております。こんな小さな工事で緊急経済対策になるのかと思われる方がいるかも知りませんが、この制度はこの小さな工事というのが特徴です。小額の工事内容であっても生活するには毎日毎日不便をしている。特に、高齢者は家が古くなって水漏れをしているとか、トイレを改修したいと思っても我慢しているのが現状です。または、この間の台風や大雨などを経験しますと、屋根や壁などを補強し、手を入れておきたいと思っても先立つものが気になります。そこへ町からの補助がありますと、町から背中を押してあげることになります。快適で安全な住宅で安心して暮らす住民の願いに手を差し伸べるこの制度です。

実際、さあやろうかなというふうに決心をして、いざ工事が始まりますと、いったん家をつつき始めますとあっちもこっちも気になって手を加えたいくなる。そういう住民も結構あって、最初の見積もりより工事金額が増える人が多いのだそうです。ですから須崎市では、補助予算1,000万円に対して71件の申し込みがあり、7,000万円の工事が生まれたし、希望者が多くて700万円の追加補正を組み、さらに1年間の期限でしたけども、翌年度も1,500万円の予算を計上して延長したと。そういう内容は2年前にもお知らせしたことです。

須崎市に類似する例はたくさんありまして、その経済効果を知り、この制度の効果を知った自治体が、全国では2年前に質問したときは400前後でしたけども、さらに増えて今では628自治体になっています。

全国1,789ある自治体のうちの実施率35.8パーセントに上ります。秋田県では84.6パーセント。山形県では36自治体全部で実施をしています。経済効果で地域の緊急経済対策になる。住民の背中を押してあげることで、毎日毎日不便をしながら、また不安を抱えながら暮らしていた住民にとっても、大変感謝される制度です。

私たちの税金をこのような効果をもたらすところに使ってほしいと思いますが、そろそろ実施をする体制を整えてもいいのではないかなということで質問をしましたが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞夫君）

それでは通告書に基づきまして、宮地議員の3番、住宅リフォーム助成制度についてのご質問にお答えを致します。

住宅リフォーム助成制度につきましては議員より2年前の平成24年9月定例議会にてご質問がございました。答弁としまして、まちづくり課においては社会資本整備総合交付金事業や、都市防災総合推進事業及び都市再生整備計画事業等の防災関連事業に伴い、マンパワー不足により事業実施につきましてはもう少し猶予をいただきたいとご答弁を致しました経過がございます。

その後、平成24年度3月補正予算では、政府が緊急経済対策としまして、大規模な補正予算を計上したことに伴い、本町におきましても防災対策を加速させるため積極的に対応し、まちづくり課におきましては10億6,000万円ほど平成25年度に繰越をし、現年予算と合わせまして事業を実施したところでございます。現在においても継続事業が多数あり、マンパワー不足は解消していないのは実情でございます。

しかし、議員ご質問のとおり地域の緊急経済対策の必要性を考え、国、県の補助事業を活用しました有利な事業がないか、十分ではございませんが調査、検討を重ねてまいりました。現在本町では、国、県の補助事業であります木造住宅耐震化促進事業や、老朽住宅等除去事業を実施していますが、本年度からは空き屋住宅、または空き建築物を対象に町村が行う耐震改修工事、断熱改修工事、バリアフリー工事、およびトイレの水洗

化工事等を実施し、公的住宅として再生活用する空き屋活用促進事業も新たに補助対象となりました。リフォーム工事のみですと、住宅の耐震化までは十分できませんので、耐震化とセットで活用はできないか、現在関係担当課にて協議を始めたところでございます。

本町におきましては、南海トラフ地震による犠牲者ゼロを目指して現在ソフト、ハード事業を進めておりまして、また移住促進や新規就農者研修支援等、さまざまな施策を展開しているところでございます。これら施策を推進するには住居の確保が重要となってまいります。つきましては、住宅のリフォームのみではなく耐震化も複合的に組み合わせることにより、より相乗効果もあると考えています。

先ほども申し上げましたとおり、今後は関係担当課にて、どういう制度が住民や利用者にとって良いのか、協議、検討を重ねてまいりたいと存じます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

なかなかですね、はい、やりますという答弁ではなかったんですけども、前へ進んでるんだか進んでないのか分からない答弁ですね、耐震化工事とセットしてできないかということで、これ自体はほんとに前へ進んでいるのかなと思って聞いているんですけども。いろんなものとセットするとですね、細々したそういう改修工事、リフォーム、それがなかなか難しくなるんです。

このリフォーム助成制度っていうのはもういろいろものを付け加えるんじゃなくて、今あるちっちゃな工事をね、いかに直してもらえないか、手を差し伸べてもらえないかということで、それをやることによって緊急経済対策になりますよという制度なんですよね。

特にですね、今課長からもありましたけども、津波の危険性がありますので、家を大きく改築しようとか、そういう人もためらっております。耐震工事そのものは確かにいいと思うんですけど、そうすると工事金額が大きくなります。工事金額を大きくするんじゃなくてですね、最初に言いましたけど、ほんとに水周りの工事とか、屋根をちょっとふき替えをしたいとか、壁を直したい、床を直したいとか、そういう小さな工事ですとね、こういう制度で後押しがあると毎日毎日暮らし、不便をしている人の手助けになる。それが緊急経済効果にもなるという制度なんですけど、少し課長の答弁と私が求めているものとは違ってきただけなんですけども。

近年ですね、地球資源を守って温暖化防止を考える意識が住民の中に進んできて、壊して新築より良いものを長く使う、そういう考え方に変わりつつあります。それで、住宅リフォーム助成制度っていうのは地球にも優しいものだとして大いに促進されています。

それで、これは耐震がなされている住宅であっても部分的に直したいと、そういう制度の利用範囲が広い制度ですね。私が言っているのは、課長のは、ある程度限られてましたけど。地域経済の振興ですから、地元業者を使う。大きな工事じゃないんですね。地元工事を使うっていうことが補助金を出すための条件で。先ほども言いましたけど、限度額は10万とか20万。で、補助金額は500万から1,000万ぐらいのそんなに大きくない金額ですけど、それをやることによって大きな経済効果が生まれた。だから今は全国では628自治体にもなってそれだけ増えてきていると。それが実際なんです。

それでですね、なかなか執行部としてはいい答弁は返ってきませんでしたけど、今の答弁はいい答弁とはいきませんが、この制度を実施した場合ですね。そのことによる経済効果については認めているんでしょうか。どうふうにとらえているんでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞夫君）

県内でも幾つかやられておりますけれど、そういう利用効果があるということは当然判断はしております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

やるという立場がなかったら、なかなか具体的に調べたかどうか分かりませんが。調べてないんじゃないかなと、課長の答弁で受けたんですけど。間違っていましたら言ってください。

須崎市の経済効果をまとめますと、23年度から25年の3年間で4,250万円を予算化し、そのうち3,722万円を補助して、施工金額は3億156万円となっているそうです。

四万十町では、地域全体の活性化を図る目的でこの制度を2年間限定で実施をしてきました。その効果について3月議会で建設課長は町の補助金は1,888万円で工事費が2億6,700万円。投入した補助金の約14倍の効果を生み出しました。仕事づくりとしての緊急経済対策と、住民の居住環境の整備として大きな効果があったと、そのような答弁をしております。当初考えていた経済効果をはるかに越えた実績であったわけです。

課長から今、いろいろ耐震を考えたりいろんな有利な事業を考えて検討しているというふうな答弁でしたけども、この住宅リフォーム助成制度に代わる事業を考えているんだと思うんですが、それらの事業はどの程度の経済効果があるというふうに踏んでいるのでしょうか。10倍とか20倍。それぐらいの経済効果がこの住宅リフォーム助成制度には生まれているんですよ、実際。

課長の考えているそういう制度、事業はそれぐらいの経済効果は見られそうですか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞夫君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

住宅リフォームの助成につきましては、当然、町費一般財源になります。ですから、町としましてはなるべく補助金の有効活用したいということで、先ほども言いましたように地震の揺れで家が倒壊することのないように、大切な命を落とさないようにということも踏まえて、リフォームと一緒にですね、それができないかというような考え方もしております。

で、先ほど言いましたように、この事業を新たに制度化するにあたってはですね、住民の皆さん、またそれを利用する方によって使い勝手の良い事業にもしなくてはならないと思っておりますので、その付近を今後ですね、やっとう調査検討に入っていくとしたら。関係担当課とも連携してやっていこうということになりましたので、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

なお、その経済効果がどれくらいあるかということでございますけど。まあ、その事業の内容が確定をしておきませんので、詳しい算出はできておりませんが、どうしても防災を中心としたまちづくりを進めていきたいですし、今言われたように、その経済効果のあるその住宅リフォームもセットでなんとか合わせていきたいというふうな考え方でおりますので、もう少しお時間をお願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私が、じゃあ少し課長の答弁を勘違いしてたのかもしれませんが、この住宅リフォーム助成制度も取り入れるんだけど、耐震化と合わせてどのように取り組んでいくか調査しながらやっていく方向で今検討に入った

と、そのようにとらえてよろしいでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞夫君）

それでは再質問にお答えします。

そういうことも踏まえて検討してまいります。で、一つその耐震化の中で、例えば家のクロスなんかを張り替えたいというのを、もし住宅リフォームでやるとなると耐震化も一緒にできると。当然、クロスをはいで筋交いを入れたいとかいうこともできますので、いろいろ複合的にやればですね、メリットが二重にも三重にも出てくるということもありますので、そういうことも町としてもPRをしてですね、今後進めていけたらどうかと思っております。

ちなみにですね、平成16年か、まあ24年の間に耐震診断を行った住宅が218戸くらいございます。そのうち18年度から25年度の間に耐震改修ができたのが32件です。最初に言いました218戸というのは調査をして倒壊をする可能性があるか高いかというお家になります。そういう段階ですので、こういうものをミックスしてより魅力的なものになっていけば耐震化も進んでいくんじゃないかというふうに考えておりますので、いろんな事業を今後町民の皆さんからもご意見等もいただいてですね、どういうものが使い勝手が良いのかということで、また再度普及もしていきたいと、このように考えております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

課長ね、なんかすっきりしない答弁なんですけど、聞いてますと。

その耐震化とタイアップさせる。まあその方向でいくんならなかなか、それをしないでくれっていう意味じゃないんですけども。耐震化になりますとなかなか工事も大きくなるし、なかなか大変でその耐震診断をしたけども耐震化の工事をする方ができないでいるというのが一つありますよね。工事金額が大きいですから。だから、それはそれで私は大事だと思うんです。やっていくのは。

で、それをタイアップしなきゃできないんじゃないじゃなくて、この住宅リフォーム助成制度っていうのはタイアップしてもいいんですけども、すぐ今できる制度ですし、あんまりあっちもこっちもというふうに考えるんじゃないくて、耐震ももちろんあれば良いようなんですけども、そうすることによって制度を取り入れるのが遅れるんじゃないくて、今現実に懸案の地域の経済対策としては必要じゃないだろうかというのがまあ私の意見だったんですが。

課長だけいってもなかなか大変でしょうから町長にお聞きします。

各自治体の補助の内容はさまざまですけども、大体単年度で500万円くらいの予算で時限立法ですし、住民にとっては津波対策も喫緊の課題ではありますけども、経済対策、雇用対策も同じように喫緊の課題です。2年前に質問をしたとき町長の答弁はですね、防災関連事業、特に緊急防災減債事業の期限が平成25年と区切られているので、圧倒的にマンパワー不足、人手が足りないとの答弁内容でした。そして、さらにまちづくり課長と建設課長を11月に東北地方へ派遣をし、そこで実施をしている市町村負担ができるだけ少ないマンパワー的な負担が少ない契約形態について勉強してきていただく予定になっている。そのような答弁でした。

どうでしょうか。せっかく勉強してきたと思うんですけど、それらを生かされておりますか。その勉強してきたことをですね、実際生かしていくにもこの制度を実施すると、そういう方向で答弁願えないですかね。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず制度について答弁させていただいた後に、そのマンパワーの答弁をさせていただいたと思います。

まず自分たちが求めるのはですね、とにかく耐震化。これをいかように進めていくのかというところに自分たちは重点をおいてございます。

現在はですね、戸別訪問をいただいて耐震化事業に対するご理解を深めていただく作業を行っているところでございまして、自分たちの想像をはるかに超える、やりたいという意思を表明される方が多数出てきておられます。こういった方に対応する耐震化事業をどうするのか。それから一つ懸念があるのが、リフォーム先行してしまうとですね、その後、例えば耐震化の上乗せ補助を自分たちが耐震化を促進するために制度設計したということになったときに、そのリフォームやったところをもう一回壊してですね。もう一回耐震化に踏み込んでいただけるかということにちょっと疑念が残ります。よって、まちづくり課長の答弁のようにまいこと制度ミックスをさせてですね、包括的に対応できないかというのが答弁の主旨でございます。

それから、マンパワーの対策ですけれども。

現在はですね、その勉強に行ってください、いかにマンパワーを確保していくのかということで、今は実は国のお金でですね、当町には技術公社からの派遣1人と、それから民間コンサルからの派遣を3名。これも技術職として常駐しております。この方たち何をやっているかということ、ほとんどが避難道の設計であるとか、施工管理であるとか、こういったことをやっています。しかしながら、これだけの4人の技術職を補充してもなおマンパワー不足であるというのが、今現在自分たちが行政として行っている防災対策事業のボリュームでございます。

しかしながら、本年度いっぱいをもちまして、この緊急防災減債事業債の、正確ではないですけど裏に充当できる津波対策と加速化臨時交付金という制度が県にありまして、これは本年度をもって終了致します。そして、本年度に確保した予算を27年度に繰り越して使うことが許されてるんで、実質的には27年度までということになるかと思えます。この制度がですね、来年度の繰越予算をもってこの制度が終わりますと、圧倒的に避難道整備のスピードはダウンします。そうなったときにはですね、もう少しマンパワーの揺り動かしが可能になるのではないかと自分たちは想定しております、それまでにしっかりとした検証を行っていくということでご理解いただければと思います。

大変失礼致しました。

先ほど、技術公社1名と民間コンサル3名と申しあげましたけれども、技術公社1名と民間コンサルの派遣が2名で、計3名でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

一番最初に課長の答弁があったように、耐震化と組み合わせると、耐震化に重点をおいていくということで、制度ミックスをさせていくというのが町長の答弁でしたので、なかなかこれ以上言ってもいけないと思うんですけど、課長が言ってくれましたようにそういうことをミックスさせながら住宅リフォームについても今後検討をしていくということでしたので、住民のために前向きにぜひ検討していただきたいと思えます。

住宅リフォーム助成制度についてはこれで終わります。4番目に入ります。

道州制についてです。今年の8月22日に、三原村で幡多と高岡地域と合同の議員研修がありました。そこで道州制推進基本法案をめぐる情勢と町村の将来という演題で東京大学名誉教授、大森彌（おおもりわたる）先

生の講演がありました。それより前に、全国町村議会議長の道州制の導入には断固反対との題名のパンフレットが議員全員に配布されました。このパンフレット大変分かりやすくよくまとめられた内容で、すぐに読み終わられます。最初のページで、全国町村議会議長全国大会以来、道州制の導入には反対であると政府与党対し強力に申し入れてきたところであるという書き出しから始まっております。

道州制とは簡単に言いますと、日本の国の今の都道府県をいったんばらばらに解体して、道と州の大きな単位に再編成する案です。都道府県は、明治政府が定めてから日本社会の形態として120年間続いている国民の中に深くしみ込んでいる制度です。これら48の都道府県をばらばらに解体し、6つか7つの道と州に再編成するというのであれば、まずは国民にその必要性和やる理由を丁寧に説明する必要があると私は思います。その上で、国民の理解と納得の上に国民的な合意を得なければいけない問題ではないでしょうか。

政府のやり方は最近是不特定秘密保護法の決め方とか、集団的自衛権行使の閣議決定とか、はたまた原発再稼働。沖縄の普天間基地の辺野古への移設などなど。国民への丁寧な説明とか、反対意見に耳を傾けるなどの姿勢が極端に欠けていると思います。

私たちが暮らす地方自治体の役目は、町長がいつも議会で述べられておられるように、住民福祉の向上に努める。そのことを本旨とします。そこに住んでいる住民の命と暮らし、財産を守り福祉の向上に日々努めるための基礎的な単位だと思います。地方自治体は住民に一番身近な行政単位であって、きめ細かな住民サービスを可能とし、地域の特性にあった独自のサービスも可能です。特に国が行っていない住民サービスを地方自治体が先駆けて行っているケースはたくさんあります。例えば、大西町長になってから実現しました中学校卒業までの子どもの医療費の無料化。また一番最近では肺炎球菌の予防接種への補助。また今日の質問でも、先日の質問でもありましたけども買い物難民へのデマンドバスの運行等々。さまざまなきめ細かいサービスが全国の自治体で実現しております。これら住民のかゆいところに手が届くサービスができるというのは、行政単位が小さいからこそ可能です。住民の顔が見える、声が届く範囲であればこそ、その地域に暮らす人々のニーズに合った対応ができると思います。これが、道州制によって県がなくなり市町村がなくなれば、私たちの日々の暮らしにどんな影響があるのでしょうか。今の地方自治体に変わるものが基礎自治体になるそうですが、基礎自治体はまだはっきりはしておりませんが、基本的には20万人ぐらいの人口単位にならざるを得ないと言われております。これでは今までの地域の特色を生かした、行き届いたきめの細かい住民サービスはとても難しくなるのではないかと私は考えます。

大きいことは効率的だとか、スケールメリットのみが強調されて平成の大合併がありましたが、この合併で役場の職員が減り、議員数も削られれば、当然住民の多様な声は届きにくく、必然的に住民サービスも劣ります。地域の疲弊に拍車がかかり、ますます地方は衰退していきました。これがさらに大きな道州制へと編成されれば、今の市町村が地域振興だとか、地域活性化などに一生懸命に取り組み、ふるさとを守り発展させようとしている努力は何も意味を成しません。

最初に町長にお尋ねします。

町長は地方自治体の長として、地方自治体の発展を常に頭において黒潮町のために粉骨砕身日々走り回っていると思いますが、その観点から道州制をどのように考えますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

宮地議員の道州制についてのご質問にお答え致します。

道州制。大変議論をする範囲が広うございまして、なかなか個別案件についてここで逐一触れる時間もござ

いませんので、また再質問で掘り下げていただければと思います。

まず、この道州制への移行につきましては、全国町村議会議長会と同様、全国町村会も反対の姿勢を明確にしているところでございますし、またこれまでの議会答弁の中でも、自身の姿勢について反対の立場であるということは申し上げてきたところでございます。

この道州制への移行の大きな目的は、この地方分権体制の構築、それから国家機能の集約による強化。東京一極集中をはじめとする地域間格差の是正であると認識してございますし、これ基本理念にもうたわれているところでございます。しかしながら、これらに対する具体的なプロセスが現在で示されているとは言えず統治機構の在り方につきましては積極的に議論を進めるべきではあると思っておりますけれども、この議論の進め方については若干危険ではないかと思っております。つまり移行ありきの議論であるということでございます。

基本法案に7つの基本理念示されておりますけれども、この基本理念については概ね考え方としては理解ができるものでございますが、そのための統治機構が道州制であらねばならないと判断するのは時期尚早であると考えます。

ご指摘いただきました議長会の資料も拝見させていただきました。概ね、町村会抱く懸念と同様でございますし、懸念材料としましては自分自身も同様でございます。その上で自分の考えをということでございますので、そこで示されていないものについて少し自分の考え方を、懸念を申し上げます。

いろんな場面です、道州制議論に参加させていただきますけれども、その際に一度も触れられなかったところ、こういったところで自分が疑問に思うことがございますので、それについて触れたいと思います。そのほかについては再質問でまた掘り下げていただければと思います。

まず基本的に、そもそも現段階においてこの統治機構の改編を行う余裕をわが国が有しているかどうかというところも論じます。この理由につきましては、まずこの権限、財源の移譲が伴わない制度移行であります、単なる都道府県の合併にしかすぎないということでございますが、国もこういった想定はしておらず、ある一定の税財源の譲渡移譲は行われるということになります。しかしながら、当然、現在の多額の国債償還義務は残るわけでございまして、税財源と国債償還の義務、これの移譲のバランスを欠くとマーケットが極端な反応を示すということも想定されるところでございます。仮に、この償還主体の財源にネガティブなイメージをもたれますと、当然のことながら金利上昇ということになり、デフォルト、これも現実味を帯びてくるのではないかとそのようにも思います。これ短期的な課題でございます。

また、財政的理由と同様に統治機構の移行が国力の強化ととらえていただけない場合、つまり安全保障をはじめ、財政、エネルギー、人口、経済すべてが危機管理モードにあるわが国において、この国の関与の低下が国力の低下ととらえられた場合、同じように信用力の低下から金利上昇ということになります。

現在、経済団体が強力に推進しようとしている背景から判断致しますと、マーケットをポジティブに判断するであろうといった推測の基であるというのは、自分たちも推察致しますけれども。少なくともこの問題についてはですね、この問題についての推測だけは確実なものでなければ、その先どうなるかということがですね、もはや議論の余地もないということにもなります。これがまず主たる議論にならないのかということのも大変自分が疑問にいただいているところでございます。

また、先ほど申し上げましたように、統治機構の在り方につきましては積極的に議論をすべきと考えますが、ありきの議論ではなくて、しっかりと判断材料をそろえた上でどのような統治機構であるべきなのか、これが議論のフローであると考えております。この道州制への移行につきましては議論の範囲が広く、再質問で掘り下げていただければと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

町長の基本的な立場をお伺いしました。

全国町村長会も反対をしているということで、基本的には反対であるということですが、道州制ありきで進んでいると、そういうプロセスも問題であると。

それからまた、マーケットの反応ということで今言われましたけど。ほんとに、これが実際道州制になってマーケットがどう反応するか、私たちには到底分からないことですが。私は今言いましたように、町長も言いましたように、これがありきではなくて、今まで 120 年間続いた都道府県制度を変える必要があるのかどうか。そういうところからも住民に深く説明していかなければならない。それがなくて進めるのは誰かがメリットを得るところがあると、そういうふう感じて私は反対をしてるんですけども。

地方自治体には今まで長い歴史がありまして、地域にはその地域独特の文化が、また文化伝統があります。それも深く住民の中で根ざしてきて、育てられてきました。お祭りとかお葬式なんかもそうですけれども、地域ですつと受け継がれてですね、育んできた地域住民の伝統なり慣習なりそういうものがありますけれども。それぞれの地域のこういう慣習なり伝統なり文化っていうものは、私は地方自治体と一緒に進んできたんじゃないかなと思うんです。

例えばですね、一つのイベントをやるにしても、町の方で、自治体の方で援助してくれたりですね、それからこういうものは残していかなきゃならない文化だなあとということについては補助金を出すとか、そういう方策をとってですね、地域住民と一緒に現在守り育てられてきたもんだと思うんです。こういう住民の中に深く長く一つの生きる糧として存在しているものはですね、これが道州制になりますと、私のこれ考えですけど、高知県が消えて大きな州にのみ込まれてしまうと、そういう形になりますと、高知県の長年の県民性とか独自に培ってきた文化もやがて同化されて多くは残ることは難しいのではないかなと思っております。これまでの地理的、文化的な違いというのは薄れていくと思いますが。この地理的、文化的私はこれ大変大事なことだと思うんですけども。

町長は、この文化的な資産、町民の心の中にあるもの、そういうものについてこの道州制との関連ではどのようにお考えですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

地域が有する文化とか伝統とかですね、風習とかこういったものは、実際の枠組みがどうであれ貴重な財産として次の世代に受け継がなければならないものだと思っております。

ご質問の中でご指摘いただきましたように、小さい自治体の方がきめ細かい対応ができて、独自の文化、伝統、風習を守ることが容易であるというのは間違いのないお話であると思います。ただ懸念するのはですね、自分が統治機構の在り方については積極的に議論をすべきであるというのがどこ理由があるかと申しますと、現行制度の統治機構の在り方で、これまでの住民サービスが本当に提供し続けられるのかどうか、こういったことでございます。

多分お読みになっていただいていると思いますけれども、自民党案、いわゆる道州制の推進基本法案ですね、この中では例えば自治体レベル、これ都道府県および市町村の従来の都道府県市町村の権限を概ね併せ持って、自ら考え自ら実践できる。そして、後ほど修正で文言は削除されましたけれども、一番自分が懸念していたのはですね、その地域内完結性を有する主体として構築しなさいということになってございます。そうなります

と、当然のことながら行財政基盤が脆弱（ぜいじゃく）な当町としては、このままの形で残るというのはちょっと現実的でないと思います。よって道州制の根幹の思想のところには基礎自治体のさらなる合併というのが含まれているというのは明白なことだと思っております。

そうなった場合に地域に残る小さな文化であったりとか、伝統、風習。こういったものへのきめ細かな配慮は果たして可能なかどうか。こういったことを考えますと、現行の制度が地域性を、地域の独自性を守っていくには有効には働くであることは明白であるけれども、現行制度の中で本当に今後将来的に長期間にわたって今の住民サービスも提供し続けられるかどうか、これも合わせて議論しなければならない重要なファクターだと思っております。

ただ、この推進基本法案の中ではですね、一応コミュニティへの配慮みたいな文言もあるんですけども、全般的にはですね、業務性効率それから経済効率、これが主たる目的になってございます。よってそうではない部分をしっかりと提言できるのは、自分たちのような小規模自治体、大概の場合町村ということになるかと思いますが、基本認識はそういうことになってございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私はですね、今のままで、現行のままで、今の伝統文化、慣習とかが維持できるということを行っているんじゃないですね。やっぱりいろいろ改善しなきゃならないことはあるんですけど、今回はその道州制を実際しいた場合には、こういうところはなくなっていく可能性、消えていく可能性。それが大きいんじゃないかなという時点で町長にお聞きしたんですが、住民サービスの提供も合わせてですけど、そういう非地理的文化的そういう慣習、それが消えていってはほんとはいけないなど、守っていかなきゃならないなあというのが私の観点ですけど。少し町長とずれたところもありましたが、現行制度がそのまま、今のままというのが私は基本的にはいいんだろうと思うんです。それで、時間がありませんから次に移っていきますけど。

町長も言われましたように、効率性や経済性のみが優先していると。そういうものを優先して道州制をしいていきますと、巨大な行政単位は、先ほども言いましたけども、住民の声は届きにくくて、行政と住民の距離がどんどん広がっていきます。そのことは住民が主人公であり、政治は住民の身近なニーズに答え、住民の苦勞とともに進められていく、住民自治が衰退してしまうこととなります。この点については町村議会議長全国大会でも緊急声明で警鐘を鳴らしています。

ちょっと読んでみますけども、少し省きますけど。

基礎自治体と道州の二層制は小規模町村の存在を否定し、事務権限の受け皿という名目の元、事実上の強制合併を余儀なくされるものであり、住民と行政の距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうこと等を理由に町村の存在を否定する道州制の導入には断固として反対することを表明したと、このようにあります。

全国町村議長会は道州制は住民自治の衰退という点を大変危惧しまして、この点からも到底認められないとしておりますが、町長はこの点ではどうでしょうか。住民自治が衰退すると、そういう点でお考えをお願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、この住民自治の在り方について考えるときに何と比較すべきなのかということに留意をする必要があると思います。エリア内ですね、住民自治と設定した場合はどうしてもですね、現行とそれから制度移行し

た場合の比較でしかありえないということでございます。

そもそもですね、住民自治はどの範囲なのか。今の現行法で行っていただいている住民自治が、レベル的にどこに位置しているのかと。つまりですね、もう少し機能向上が図られるべきであろう。あるいはもう少し行政機能は相対的に低下してもいいだろうと、まずその住民自治の総量の設定ができていないので、結果、制度移行した後と、それと前とでしか比較ができないというまあ湖面的な課題を抱えてございます。よって、ここで道州制議論の中でですね、よく議論されるんですけども、よく国の在り方といいますか、国の在り方というのはほとんど統治機構の話ばかりで終わるような議論になっています。つまり、団体自治の方ですね。そのそばでしっかりと自治が形成されていく住民自治。これの規模感であるとか、物理的なエリア感であるとか、機能であるとか、こういったことはですね、もう自分たちが考え直さなければならない、あるいは検証しなければならない時期に来ていると思います。それによって、現行で行っている住民自治のレベルがこれは適切であるということであれば、制度移行後はですね、この住民自治が薄れていくというのはこれ明白だろうと思いますので、それは断固として駄目ですと。これがきちんとしたロージカルな帰着ということになるろうかと思えます。

よって、自分たちはこれはですね、現行と比べて道州制移行したらこうなりますという比較だけでなく、現行そのものがどうなのかという議論を合わせてしていかないと、結局のところ賛成反対、100 かゼロかというお話になるろうかと思えます。

今回の道州制議論に大変期待をしているのは、これも答弁もさせていただいたこともあろうかと思いますが、この統治機構の在り方の議論を通じてですね、国の在り方をしっかりと国民一人一人が考えていくと、こういった契機にさせていただくというのが必須じゃないかと、そんなに考えてございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

少し意味が分からなかったんですけどね。住民自治、今ある住民自治を何と比較するかという、私はそういうそれが今ちょっと分からなかったんですけど。

私は、今ある住民自治を徹底さしていくためには、もちろん住民が主人公ということで、議論も進めていくし、住民の中にそういう考え方ももっともっと広めていかなきゃならない。それは一つ、制度としてあると思います。道州制になるとそういうことがだんだんここで言われているのはですね、道州制になると行政単位が大きくなるので、基本的に住民の声が届きにくくなる。自治っていうのは、住民の声が届きにくいそのもの自体がもうね、比較するとか何とかじゃなくてそのこと自体が住民自治の衰退であるというふうには、この町村会の議長会でも言ってると思うんです。またそういうもんだと思うんですよね。

住民自治というものは、住民の声が届いて、住民を主人公にして、住民のためにやっていく自治ですから。それが道州制になれば何も比較しなくても単位が大きくなるんですから、それが衰退しますよということに対して、私は町長はどう考えますかとお聞きしたのであって。

やっぱりおなじ答弁になりますか。ちょっと意味が分からなかったんですけど。答弁の。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

説明がちょっとうまくできてなかったかと思いますが。

例えばですね、住民自治の中でもいろんな機能がございまして、その機能がすべて果たされるようになるに

は幾つかの必須の事項がございます。それ、当然のことながら行政が絡みますと財源も必要ですし、いつも申し上げておりますように推進対策も必要であると。それが、行政の業務効率、それから財政効率を考えないまま現行でいった場合。つまり住民の声は自治体には届くんだけれども、選択肢としてテーブルの上に乗らないと、さまざまな理由から。こういった場合と、例えば道州制になって業務効率が上がり、それによって余剰財源が生まれましてということで、今より低下するかも分からないけれども、現行法で行くよりもテーブルの上に乗っている選択肢はたくさんありますよということがいいのかどうなのか。こういったことはですね、結局のところ制度移行前と後ろで比べても僕はしかたがないと、しゃないと思うんです。

よってですね、一番根幹とならなければならぬ議論ちゅうのは、国の在り方はどうないますのというところやと思います。これがないままに道州制議論が進んでいくので、単なる統治機構の在り方の議論で終わってしまっ、しかもそれはありきの議論で進んでしまうということだと思います。よって、ありきじゃない議論を進めるには、まず国の在り方はどうあるべきなのか、こういったところから始めなければならないと思っ、そういう観点からはこの道州制の議論の場がですね、こういう契機になっていただければと思っ、

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

この、町長の今の答弁を聞きますと、基本的に道州制の導入には断固反対であると、断固とは言いませんでした。反対ではあるけども、この道州制を導入することによっていろいろと議論をしていく、また国の在り方をどういうふうにしていくかというふうな、そういう議論をしていくきっかけになればいいんじゃないかというふうにとらえていると、私単純にそういうふうにとらえたんですけども。

私はですね、単純に簡単に言ったら道州制というのは今言ったような理由もいろいろあって反対なんですけど、町長は反対なんだけども、こういう理由、こういう理由、いろんな今言われた理由ではいいんじゃないかなと認めているんですか。そういうふうにも取れましたけど。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁でも申し上げましたけど、現在、現段階ではですね、まず一番反対している自分の理由はですね、判断材料が整ってないちゅうことです。よってですね、そういうことです。整理する材料がないうちにですね、道州制ありきでどんと通ってしまっ、道州制移行してからですね、さまざまなことについて整理しますと、いう議論の進め方じゃこれ危険。まず危険だと思っ、よってこの判断材料しっかりと整ってくるということが大切なことであっ。

この判断材料を整えるの、を先ほども申し上げましたように、道州制移行すると現行と比べてこうなりますという判断材料だけではなくて、国がどういう形であるべきなのか、国民はどうあるべきなのか。こういったところの議論からスタートしないと、その将来の選択肢が狭められるということだと思っ、

よって、この道州制を入れる、ありきの議論は大変危険ですけども、これを契機にですね、国民一人一人が国の在り方について考える。そういったきっかけになるのは望ましいことだと思っ、

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

もう終わりますが。

この全国町村議会議長会が出してる、また私自身も反対している理由は、この道州制の制度そのものに反対して今も意見をもらいましたし、このパンフレットもそういうことを書いていて、またそういうことで制度そのものに反対して出したもんだと思うんです。反対声明を出したもんだと思うんです。その理由が、今ずっとこの質問の中で述べてきたものですけども。

町長の考えは制度そのものではなくて、このプロセスですね、やり方とか、そういうもんがはっきりしてないと、なってからでああしまったなということじゃどうもならないので、その判断材料がないと。そういうところで反対と。そういうふうにとらえてもよろしいですか。最後に。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答え致します。

基本的には大枠はそういうご認識をいただいて結構です。

ただですね、この道州制にも限りませんが、皆さんと同様に、自分も一つの政治家という立場でございまして、常にどういうことを気にしながらですね、政策決定をやったり行政を進めていくのか。これ一つの危機管理だと思います。この危機管理の中で大変重要なのは、ベストを追い求めるがあまりに、ワーストが残ってしまうというのが怖いわけです。それならば、ワーストを絶対選択しないようにすると、どうしてもベストには行き着かないけれども、ニアリーベストである。あるいはベターであると。こういった危機管理意識を持っていないと、あまりにも固着しすぎるとそれによる弊害を自分たちは消化できない。

つまり冒頭も申し上げましたように、現行で行くことが本当に住民の皆さまのためになるのかどうか。これは行政の住民サービスの提供力はどうか。これに一つは大きくかかっていますし、例えば道州制を推進論者。推進基本法案の中でもうたわれてい经济圈ですね、こういったものが住民生活にどう寄与していくのか、こういったこともですね、自分たちは反対、反対だけではなくて、しっかりと把握する必要があると思っております。

その把握にはですね、まあ自分たち経済、当然のことながら素人でございまして、今ある情報だけではですね、とてもそうですと言える段階にはないと思いますので、まず判断ができないから、ありきの道州制の導入の議論については反対ですというのが、ちょっと整理させていただくということになります。

議長（山本久夫君）

本日の会議は延長します。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

はい。もう終わるんですけどね。

よく聞いてまして分かりました。今言われたように、制度そのものではなくて、判断材料がないんだと、そういうことで反対されているということで理解しました。

これで質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 17時 00分